

都市農村交流対策に関する行政評価・監視

表紙 前書き 目次 図表目次(PDF)

第1 行政評価・監視の目的等(PDF)

第2 行政評価・監視結果

1. 本行政評価・監視の対象とした施策及び基本的考え方(PDF)
 - (1) 本行政評価・監視の対象とした施策
 - (2) 本行政評価・監視の基本的考え方
2. 都市農村交流対策の効果的・効率的な実施
 - (1) 農村休暇法に基づく市町村計画の在り方の見直し(PDF)
 - (2) 都市農村交流関連補助事業の効果的・効率的な実施
 - ア 地方公共団体等に対する補助事業
 - (ア) ハード事業(都市農村交流施設の整備)(PDF)
 - (イ) ソフト事業(都市農村交流を推進するための活動)(PDF)
 - イ 民間団体に対する補助事業(PDF)
 - ウ 民間団体に対する委託事業(PDF)

都市農村交流対策に関する
行政評価・監視 結果報告書

平成17年12月

総 務 省

前 書 き

近年、緑や自然に対する国民ニーズの高まりを背景として、農山漁村地域において健康的でゆとりある生活を体験することへの期待が高まっている。一方、農山漁村地域では、過疎化・高齢化等により活力が低下していることから、その振興を図ることが大きな課題となっている。

政府は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」（平成 14 年 6 月 25 日閣議決定）において、都市と農山漁村の共生・対流を推進することとし、内閣官房副長官及び関係 7 省の副大臣からなるプロジェクトチーム（以下「副大臣プロジェクトチーム」という。）を平成 14 年 9 月に設置した。また、平成 16 年度予算において「都市と農山漁村の共生・対流の推進」を政策群の一つに位置付けることにより、政府全体として、その推進を図ってきている。

一方、農林水産省は、食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）等を踏まえ、都市の住民の農山漁村に対する理解を深め、ゆとりある国民生活の確保を図るとともに、農山漁村における所得の向上及び就業機会の創出を図る観点から、地域の農林水産業や自然景観等をいかした都市と農山漁村の交流を促進するための対策を実施している。この都市農村交流対策は、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成 6 年法律第 46 号）や各種の補助事業等により、都市と農山漁村の一層の交流拡大を目指して、交流促進施設や直売施設等の整備、農業体験の場としての市民農園の整備、農林漁業体験民宿の普及、都市の住民との交流活動への支援等を内容として行われている。

このように、都市と農山漁村の交流の促進が重要な課題となる中で、農林水産省における都市農村交流対策はその大きな役割を占めており、一層効果的かつ効率的に実施することが必要となっている。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、農林水産省における都市農村交流対策の実施状況を調査し、都市と農山漁村との交流を効果的かつ効率的に実施する観点から、関係行政の改善に資するため実施したものである。

目 次

第1	行政評価・監視の目的等	1
第2	行政評価・監視結果	2
1	本行政評価・監視の対象とした施策及び基本的考え方	2
(1)	本行政評価・監視の対象とした施策	2
(2)	本行政評価・監視の基本的考え方	2
2	都市農村交流対策の効果的・効率的な実施	15
(1)	農村休暇法に基づく市町村計画の在り方の見直し	15
(2)	都市農村交流関連補助事業の効果的・効率的な実施	40
ア	地方公共団体等に対する補助事業	40
(ア)	ハード事業（都市農村交流施設の整備）	40
(イ)	ソフト事業（都市農村交流を推進するための活動）	63
イ	民間団体に対する補助事業	82
ウ	民間団体に対する委託事業	105

目 次

第2 行政評価・監視結果

1 本行政評価・監視の対象とした施策及び基本的考え方

(1) 本行政評価・監視の対象とした施策

表1-(1)-① 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002(平成14年6月25日閣議決定)
(抜粋) 5

表1-(1)-② 食料・農業・農村基本法等における都市と農山漁村との交流の位置付け..... 5

(2) 本行政評価・監視の基本的考え方

表1-(2)-① 食料・農業・農村基本計画(平成17年3月25日閣議決定)(抜粋) 6

表1-(2)-② 副大臣プロジェクトチームによる提言(抜粋) 7

表1-(2)-③ 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第74号)の概要..... 8

図1-(2)-① 農林漁業体験民宿業の登録制度の仕組み(平成7年4月1日~平成17年11月30日) 9

表1-(2)-④ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第52号)の概要.....10

表1-(2)-⑤ 「元気な地域づくり交付金実施要綱の制定について」(平成17年4月1日付け16農振第2364号農林水産事務次官依命通知)(抜粋)11

表1-(2)-⑥ 「元気な地域づくり交付金実施要領の制定について」(平成17年4月1日付け16農振第2365号農村振興局長通知)(抜粋)13

2 都市農村交流対策の効果的・効率的な実施

(1) 農村休暇法に基づく市町村計画の在り方の見直し

表2-(1)-① 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)(抜粋)19

図2-(2)-① 農村休暇法の概要.....20

表2-(1)-② 「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の運用について」(平成7年4月1日付け7構改B第425号経済局長、構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、林野庁長官、水産庁長官通知)(抜粋)21

表 2-(1)-③ 「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の施行について」(平成 7 年 4 月 1 日付け構改 B 第 424 号農林水産事務次官依命通知)(抜粋) ……	22
表 2-(1)-④ 各市町村計画における都市農村交流の担い手に関する記載状況(抜粋) ……………	23
表 2-(1)-⑤ 都市農村交流の担い手が不在等のため体験交流活動が低調な例……………	24
表 2-(1)-⑥ 「地域連携システム整備事業実施要領の制定について」(平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2755 号農村振興局長通知)(抜粋) ……	26
表 2-(1)-⑦ 「やすらぎ空間整備事業実施要領の制定について」(平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2754 号農村振興局長通知)(抜粋) ……	27
表 2-(1)-⑧ 市町村計画の作成見込みで補助事業の採択を受けた市町村における市町村計画の作成状況……………	29
表 2-(1)-⑨ ソフト事業において補助事業が終了しているにもかかわらず市町村計画が未作成となっている例……………	31
表 2-(1)-⑩ ハード事業において補助事業の採択年度内に市町村計画が作成されていない例……………	32
表 2-(1)-⑪ 元気な地域づくり交付金実施基準(抜粋) ……	33
表 2-(1)-⑫ 市町村計画における定性的な目標の記載状況……………	34
表 2-(1)-⑬ 「経営対策体制整備推進事業実施要綱の制定について」(平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 166 号農林水産事務次官依命通知)(抜粋) ……	35
表 2-(1)-⑭ 「中山間地域等総合振興対策実施要綱の制定について」(平成 12 年 8 月 9 日付け 12 構改 B 第 759 号農林水産事務次官依命通知)(抜粋) ……	36
表 2-(1)-⑮ 農業・農村振興に係る各種計画の記載事項等の比較……………	37
表 2-(1)-⑯ 地方公共団体の総合計画等の中で都市農村交流に係る目標数値(指標)が示されている例……………	38

(2) 都市農村交流関連補助事業の効果的・効率的な実施

ア 地方公共団体等に対する補助事業

(ア) ハード事業(都市農村交流施設の整備)

表 2-(2)-ア-① 都市農村交流関連補助事業の予算の推移……………	43
-------------------------------------	----

表 2-(2)-ア-(ア)-① 「新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領の制定について」(平成 11 年 3 月 19 日付け 11 構改 B 第 322 号農林水産事務次官依命通知)(抜粋) ……	44
--	----

表 2-(2)-ア-(ア)-② 「新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領の運用について」 (平成 11 年 3 月 19 日付け 11 構改 B 第 323 号農林水産省構造改善 局長通知) (抜粋)	46
表 2-(2)-ア-(ア)-③ 無届けで増改築等が行われ、補助事業で整備された施設等が利 用されていないもの.....	49
表 2-(2)-ア-(ア)-④ 都市農村交流施設としての利用が低調となっているもの	50
表 2-(2)-ア-(ア)-⑤ 平成 13 年度から 15 年度の平均利用実績が利用計画の 70%未満 となっている施設一覧.....	53
表 2-(2)-ア-(ア)-⑥ 利用実績が利用計画を下回っている例.....	54
表 2-(2)-ア-(ア)-⑦ 市民農園一覧 (7 施設)	57
表 2-(2)-ア-(ア)-⑧ 3 年以上にわたって赤字運営となっているもの.....	58
表 2-(2)-ア-(ア)-⑨ 施設の需要動向等の検討を行わずに利用計画を作成しているも の.....	59
表 2-(2)-ア-(ア)-⑩ 算出根拠が不明な利用実績で評価しているもの.....	60
表 2-(2)-ア-(ア)-⑪ 計画達成状況報告の数値が誤ったまま農林水産省に提出されて いるもの.....	61
表 2-(2)-ア-(ア)-⑫ 評価を行わないまま報告されているもの.....	62

(イ) ソフト事業 (都市農村交流を推進するための活動)

表 2-(2)-ア-(イ)-① 調査対象補助事業 (ソフト事業) の概要.....	66
表 2-(2)-ア-(イ)-② 都市農村交流に係るソフト事業の事業主体 (調査対象) 一覧	67
表 2-(2)-ア-(イ)-③ 補助事業終了後の体験交流活動の実施状況等.....	70
表 2-(2)-ア-(イ)-④ 同種の事業内容を長期にわたり補助事業により実施している例	72
表 2-(2)-ア-(イ)-⑤ 都市農村交流を目的とした補助事業を活用した事業主体におけ る補助事業に対する主な意見.....	73
表 2-(2)-ア-(イ)-⑥ 補助事業による体験交流活動において、参加者から実費負担を 求めている例.....	73
表 2-(2)-ア-(イ)-⑦ 補助事業の実施を端緒として自立的取組に結び付いた例	74

表 2-(2)-ア-(イ)-⑧	元気な地域づくり交付金におけるポイント付与の考え方	75
表 2-(2)-ア-(イ)-⑨	森林づくり交付金におけるポイント付与の考え方	76
表 2-(2)-ア-(イ)-⑩	強い水産業づくり交付金におけるポイント付与の考え方	77
表 2-(2)-ア-(イ)-⑪	期待される補助事業の効果に照らして事業内容の改善の余地が みられる例	78
表 2-(2)-ア-(イ)-⑫	事業費の執行が不適正な例	80

イ 民間団体に対する補助事業

表 2-(2)-イ-(ア)-①	「グリーン・ツーリズムセンター機能確立事業実施要領の制定につ いて」(平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2773 号農村振興局長通知) (抜粋)	87
表 2-(2)-イ-(ア)-②	「グリーン・ツーリズムビジネス育成事業実施要領の制定について」 (平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2772 号農村振興局長通知) (抜 粋)	89
表 2-(2)-イ-(ア)-③	「農村振興対策事業推進費補助金等交付要綱の制定について」(平 成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 349 号農林水産事務次官通知) (抜 粋)	90
表 2-(2)-イ-(ア)-④	都市農村交流対策事業の執行実績 (平成 14 年度)	92
表 2-(2)-イ-(ア)-⑤	機能確立事業の執行実績 (平成 15 年度)	93
表 2-(2)-イ-(ア)-⑥	育成事業の執行実績 (平成 15 年度)	94
表 2-(2)-イ-(ア)-⑦	公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画 (平成 14 年 3 月 29 日閣議決定) の (別添) 公益法人に対する国の関与等を透明 化・合理化するための措置 (抜粋)	95
表 2-(2)-イ-(ア)-⑧	補助金等支出明細書の様式	96
表 2-(2)-イ-(ア)-⑨	実際の補助金の執行実績、補助金等実績報告書と異なっている補助 金等支出明細書 (平成 15 年度)	98
表 2-(2)-イ-(イ)-①	全国農林漁業体験民宿業協会の収支決算状況	99
表 2-(2)-イ-(イ)-②	農林漁業体験民宿の登録者数の推移	99
表 2-(2)-イ-(イ)-③	農林漁業体験民宿の更新登録状況	100
表 2-(2)-イ-(イ)-④	体験民宿の登録制度に対する意見概要	100
表 2-(2)-イ-(イ)-⑤	登録制度に対する意見 (登録体験民宿)	101
表 2-(2)-イ-(イ)-⑥	登録制度に対する意見 (登録未更新民宿)	102

表 2-(2)-イ-(イ)-⑦	体験民宿の登録制度に対する意見（未登録体験民宿）	103
表 2-(2)-イ-(イ)-⑧	活性化機構が全国協会として実施している体験民宿等に対する指導状況等	104

ウ 民間団体に対する委託事業

表 2-(2)-ウ-①	平成 15 年度都市漁村交流促進委託事業実施要領	107
表 2-(2)-ウ-②	行政改革大綱（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定）（抜粋）	108
表 2-(2)-ウ-③	公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）（抜粋）	109
表 2-(2)-ウ-④	受託費から役員報酬が支払われているもの	110
表 2-(2)-ウ-⑤	農林水産省と財団法人漁港漁場漁村技術研究所の委託契約書（抜粋）	111
表 2-(2)-ウ-⑥	農林水産省と社団法人フィッシャリーナ協会の委託契約書（抜粋）	112
図 2-(2)-ウ-①	委託事業の流れ	113
表 2-(2)-ウ-⑦	実施要領に規定されていない他の目的に支出しているもの（財団法人漁港漁場漁村技術研究所）	114
表 2-(2)-ウ-⑧	減額の余地が見られる外部発注	115

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、都市と農山漁村との交流を効果的かつ効率的に実施する観点から、農村
休暇法に基づく措置の実施状況、都市農村交流関連補助事業の実施状況を調査し、関係行政の改善
に資するため実施したものである。

2 対象機関

行政評価・監視対象機関

農林水産省

関係調査等対象機関

都道府県（20）、市町村、関係団体等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所 12事務所（岩手、秋田、新潟、長野、石川、滋賀、京都、兵庫、島根、
高知、長崎、熊本）

4 実施時期

平成16年8月～17年12月

第2 行政評価・監視結果

1 本行政評価・監視の対象とした施策及び基本的考え方

基本的考え方等	説明図表番号
<p>(1) 本行政評価・監視の対象とした施策</p> <p>近年、緑や自然に対する国民ニーズの高まりを背景として、農山漁村地域において健康的でゆとりある生活を体験することへの期待が高まっており、一方、農山漁村地域では、過疎化・高齢化等により活力が低下していることから、その振興を図ることが大きな課題となっている。</p> <p>このような中で、政府は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」（平成 14 年 6 月 25 日閣議決定）において、都市と農山漁村の共生・対流を推進することとし、内閣官房副長官及び関係 7 省の副大臣からなるプロジェクトチーム（以下「副大臣プロジェクトチーム」という。）を平成 14 年 9 月に設置した。また、平成 16 年度予算において「都市と農山漁村の共生・対流の推進」を政策群^(注)の一つに位置付けることにより、政府全体として、その推進を図ってきている。</p> <p><small>(注) 政策群とは、構造改革と予算の連携強化や政策の実効性・効率性を高め、予算の効率性の向上と歳出の質の更なる改善を図るため、複数の省庁にまたがる重要政策について、府省横断的に予算配分を行う取組であり、平成 16 年度予算から導入されたもの</small></p> <p>一方、農林水産省は、食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）、森林・林業基本法（昭和 39 年法律第 161 号）及び水産基本法（平成 13 年法律第 89 号）において、国民の農林漁業及び農山漁村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と農山漁村との間の交流の促進、市民農園の整備の推進その他必要な措置を講ずることとされていることを踏まえ、</p> <p>i) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成 6 年法律第 46 号。以下「農村休暇法」という。）に基づく、市町村計画の作成、農林漁業体験民宿の登録等の各種の措置</p> <p>ii) 地方公共団体や民間団体における様々な取組を支援するグリーン・ツーリズム総合戦略推進事業等各種の補助事業などの都市農村交流対策を実施している。</p> <p>このように、都市と農山漁村の交流の促進が政府全体の重要な課題となる中で、「都市と農山漁村の共生・対流の推進」（政策群）における農林水産省の関連予算は、関係 6 省全体（平成 16 年度 497 億円）の約 6 割（283 億円）を占めており、都市農村交流対策を一層効果的かつ効率的に実施することが必要となっている。</p>	<p>表 1-(1)-①</p> <p>表 1-(1)-②</p>
<p>(2) 本行政評価・監視の基本的考え方</p> <p>農林水産省における都市農村交流対策は、主に農山漁村地域の活性化を目的とした地域振興施策として実施されており、これまで様々な提言や報告書において、地域ぐるみの自発的な取組や地域の創意工夫の発揮の重要性が指摘されている。</p>	

また、「食料・農業・農村基本計画」（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）においても、農政全般の改革に当たっての基本的視点の一つとして、「農業者や地域の主体性と創意工夫の発揮の促進」が掲げられているとともに、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項の一つとして、「財政措置の効率的かつ重点的な運用」が明示されている。

表 1-(2)-①

このため、今回、農林水産省における都市農村交流対策に関する制度や関連補助事業について、その実効性を一層高め、農山漁村地域における都市住民の受入体制の整備を進めるためには、地域自ら考えた意欲あふれる自立的かつ主体的な取組を重点的に支援することが重要であるとの観点に立って、調査を行ったところである。

また、都市農村交流を推進するためには、農山漁村地域における都市住民の受入体制の整備とともに、都市部における取組も重要である。

副大臣プロジェクトチームによる提言（平成 17 年 7 月）においては、「都市と農山漁村の共生・対流の推進では、農山漁村地域において、受入体制の整備が進められてきている一方、都市部においては、共生・対流の潜在的なニーズは高まってきているものの、具体的な人々の動きにつながっていない状況にある。これは、依然として、共生・対流に関する情報に接する機会が少ない、農山漁村でゆっくり滞在するためのまとまった休暇の取得が難しいなどといった理由があげられる。このため、今後の推進においては、これまでの取組に加え、都市部における取組の活性化等に十分に配慮した施策を検討すべきである。」とされている。

表 1-(2)-②

これらの施策は、各省にかかわるものも多いが、農林水産省においては、民間団体に対する補助事業等により都市住民のニーズ調査や交流マッチング活動などが実施されている。

都市農村交流対策においては、都市住民を対象とした施策を効果的かつ効率的に実施することも重要であり、今回、このような観点に立って、これらの民間団体の事業の実施状況についても調査を行ったところである。

なお、都市農村交流対策に関して、以下のような制度の改正が行われている。

① 本行政評価・監視の調査期間中の第 162 回国会（常会）において、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 74 号）により農村休暇法が改正（以下「改正農村休暇法」という。）され、i）農林漁業体験民宿業者の登録を実施する者（登録実施機関）について、全国で一つの公益法人が登録業務（注）を実施してきたが、今後は一定の資格要件を満たす者であれば登録業務を行える制度に移行し、ii）登録の対象である農林漁業体験民宿業者の範囲について、「農林漁業者又はその組織する団体」が行うものとの限定を外すこと等の措置が講じられた（平成 17 年 12 月 1 日施行）。

表 1-(2)-③

（注） 改正農村休暇法施行前の農林漁業体験民宿業者の登録制度は、農村休暇法第 16 条の規定に基づき農林水産大臣の指定を受けた財団法人都市農山漁村交流活性化機構が、営業に関して遵守すべき事項を定めた規定（適正営業規程）に従い営業する農林漁業体験民宿業者を登録する制度。登

図 1-(2)-①

録を受けた農林漁業体験民宿は、良質な農林漁業体験サービスを提供するものとして、同機構が作成するガイドブックやホームページ等により全国に紹介されている。

② 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第 58 号）が改正され、市民農園の開設主体については、「地方公共団体又は農業協同組合」のみに限定されていたが、これら以外の者も市民農園を開設できるととされた（平成 17 年 9 月 1 日施行）。

③ 補助金を地域にとって使いやすく、地域の自主性及び裁量性が十分に発揮できるような仕組みへと転換するため、平成 17 年度から新たに「元気な地域づくり交付金」が創設された。同交付金においては、事前審査を簡略化し、事業実施後に成果目標を達成できたかを厳しく点検・評価することとされており、事後評価が重視された。

また、同交付金の実施要綱及び実施要領では、「グリーン・ツーリズム交流人口の増大」等の目標及び「都市農山漁村交流施設等の滞在者数の増加率」等の指標（一つ以上の設定が必須）の達成率が 70%未満である地区の計画主体（市区町村長、都道府県知事）に対し、農林水産省（地方農政局長）が、都道府県と連携して重点的な指導を行うこととされている。この指導によっても、目標及び指標の達成に向けた改善が図られない計画主体（指標の達成率が 50%未満）については、改善が見込まれるまでの間、都道府県知事は、交付金の交付を見合わせることにされている。

表 1-(2)-④

表 1-(2)-⑤、⑥

表 1-(1)-① 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002（平成 14 年 6 月 25 日閣議決定）（抜粋）

第 2 部 経済活性化戦略

2. 6 つの戦略、30 のアクションプログラム

(4) 産業発掘戦略

豊かな自然環境、医療・介護サービス、子育て支援、街並みや高品質な住宅など国民の潜在的需要に応えることで需要創造型の生活産業を創出する。その際、21 世紀の生活を革新する技術、新サービス、文化や娯楽などが梃子になる。

(ライフスタイルの変化が引き出す潜在需要の顕在化)

農林水産省は、関係府省と協力して、平成 14 年度から、都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイル（デュアルライフ）の実現に向け、国民運動として民間の取組みの拡大を図るとともに、特区手法を含め、都市と農山漁村の共生・対流を推進する。

(注) 下線は、当省が付した。

表 1-(1)-② 食料・農業・農村基本法等における都市と農山漁村との交流の位置付け

食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）（抜粋）

(都市と農村の交流等)

第三十六条 国は、国民の農業及び農村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と農村との間の交流の促進、市民農園の整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、都市及びその周辺における農業について、消費地に近い特性を生かし、都市住民の需要に即した農業生産の振興を図るために必要な施策を講ずるものとする。

森林・林業基本法（昭和 39 年法律第 161 号）（抜粋）

(都市と山村の交流等)

第十七条 国は、国民の森林及び林業に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と山村との間の交流の促進、公衆の保健又は教育のための森林の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

水産基本法（平成 13 年法律第 89 号）（抜粋）

(都市と漁村の交流等)

第三十一条 国は、国民の水産業及び漁村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と漁村との間の交流の促進、遊漁船業の適正化その他必要な施策を講ずるものとする。

(注) 下線は、当省が付した。

表 1-(2)-① 食料・農業・農村基本計画（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）（抜粋）

第 1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

1. 食料・農業・農村をめぐる情勢の変化と施策の評価を踏まえた改革の必要性

(略)

2. 改革に当たっての基本的視点

(1)、(2) (略)

(3) 農業者や地域の主体性と創意工夫の発揮の促進

民間にできることは民間に、地方にできることは地方に、との考えに基づき、規制改革や三位一体改革、市町村合併の動き、地域再生の取組の動向等も踏まえながら、民と官、地方と国の役割分担を明確にする。また、農業者や地域の自立を促すとともに、農業が魅力とやりがいのある職業であると実感できるよう、その主体的な取組を重点的に支援する。・・・

(4)、(5) (略)

第 2 食料自給率の目標

(略)

第 3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. (略)

2. (略)

3. 農村の振興に関する施策

(1)、(2) (略)

(3) 都市と農村の共生・対流と多様な主体の参画の促進

ア 都市と農村の交流の促進

都市住民に農村で活動する機会や食と農への認識を深める契機を広く提供するとともにこれを通じた農村の振興を図るため、都市と農村の交流活動を促進する。具体的には、体験学習等の場としての農村の活用を推進するとともに、市民農園の開設の要件を緩和するなど、農地の利用機会の拡大を図る。また、都市の学校関係者、食品関係企業、自然体験活動に取り組むNPO等と、農村の地方公共団体や農業団体等の連携による都市と農村の相互の情報発信の強化や、農業・農村体験の提供等を通じて、観光立国の枠組みと連携したグリーン・ツーリズムの取組を推進する。

これらの取組と併せ、都市住民との広域的な交流・連携の軸となり、また地域の魅力を高め交流の増大を図るための道路や、河川、公園等の整備、歴史的施設の保全・利活用を促進する。

イ、ウ (略)

(4) (略)

4. (略)

第 4 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. (略)

2. (略)

3. 財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政事情の下で限られた予算を最大限有効に活用する観点から、政策ニーズに応じて従来の予算構造を見直し、目的に応じた施策の選択と集中的実施を行うとともに、様々な観点からのコスト縮減に取り組み、効果的な施策の実施を図る。新たな施策を講じるに当たっては既存施策の廃止・見直しを徹底することにより、施策の実施に必要な国民の負担を合理的なものとするとともに、新たな施策に伴う負担の必要性について国民の理解と納得を得る観点から、将来の負担の見込みを含め、国民に分かりやすく提示するよう努める。

4. (略)

5. (略)

(注) 下線は当省が付した。

平成 17 年 7 月 21 日

都市と農山漁村の共生・対流の一層の推進について

都市と農山漁村の共生・対流
に関するプロジェクトチーム

I. 都市住民等を対象とした施策の強化について

都市と農山漁村の共生・対流の推進では、農山漁村地域において、受入体制の整備が進められてきている一方、都市部においては、共生・対流の潜在的なニーズは高まってきているものの、具体的な人々の動きにつながっていない状況にある。これは、依然として、共生・対流に関する情報に接する機会が少ない、農山漁村でゆっくり滞在するためのまとまった休暇の取得が難しいなどといった理由があげられる。

このため、今後の推進においては、これまでの取組に加え、都市部における取組の活性化等に十分に配慮した施策を検討すべきである。

また、2007 年から都市部を中心に大量の団塊の世代のリタイアが始まり、これらの世代では多くの人々が田舎暮らしや農ある暮らしをしたいという潜在的願望を持っているので、都市部、農山漁村地域のそれぞれにおいて、その願望が実現されるよう十分に配慮した施策を検討すべきである。

なお、共生・対流の一層の推進のため、関係する諸々の規制の状況を含め、今後の政府の取組状況、共生・対流の進捗状況を、節目節目に、当プロジェクトチームとして検証し、法整備も視野に入れ、フォローアップしていく。

II. 個別の検討事項（略）

（注）農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

表 1 - (2) - ③ 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 74 号）の概要

I 趣旨

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）を実施するため、農林漁業体験民宿業者の登録を実施する者（登録実施機関）について、国が指定する制度から、国に登録できる制度に移行する等の措置を講ずる。

II 改正の内容

1. 登録実施機関についての指定制度から登録制度への移行

(1) 指定法人制度の廃止

登録実施機関について、国が全国で一つの公益法人を指定する制度から、法令に規定する登録基準を満たしていれば、国に、農林漁業体験民宿業の登録実施機関として登録できる制度に移行する。

あわせて、登録実施事務に従事する者に必要な知識経験等を定めた登録基準及び欠格条項を法令に明示する（第 18 条から第 20 条まで）。

(2) 登録制度への移行に伴う改正

登録機関が複数となり得ること等を前提に、業務実施に関するルールを明確化する観点から、以下のような規定の整備を行う。

- ① 登録基準への適合性を定期的を確認するため、登録実施機関は、一定期間（3 年を下らない政令で定める期間）ごとに更新を受けることとする（第 21 条）。
- ② 事業計画等を毎年度国に提出する現行制度に代えて、登録業務の開始前に業務の実施方法等を記載した「登録実施事務規程」を届け出させる（第 24 条）。
- ③ 業務実施の透明性向上の観点から、財務諸表等の備置及び利害関係者への閲覧を義務付ける（第 26 条）。

2. 農林漁業体験民宿業者の範囲の見直し

登録の対象である農林漁業体験民宿業者の範囲について、「農林漁業者又はその組織する団体」の限定を外すこととする（第 2 条）。

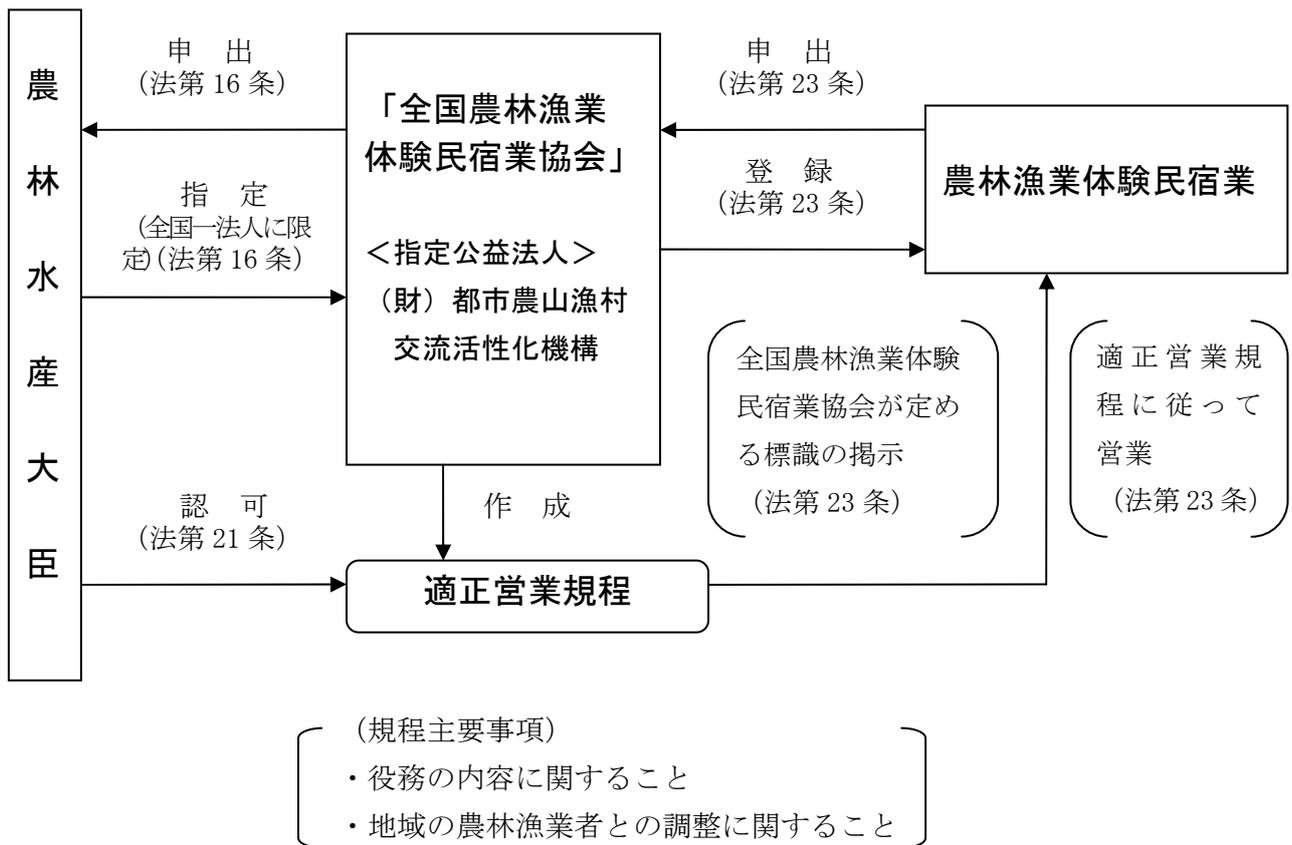
3. 農林漁業体験民宿業者の登録基準の追加

農林漁業体験民宿業者の登録基準の 1 つとして、体験活動中における利用者の事故に対応する保険に関する事項を追加する（第 16 条第 2 項）。

(注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

2 下線は当省が付した。

図 1-(2)-① 農林漁業体験民宿業の登録制度の仕組み（平成 7 年 4 月 1 日～平成 17 年 11 月 30 日）



(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

表 1 - (2) - ④ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 52 号）の概要

I 趣旨

構造改革特区における特例措置の内容を全国において実施し、「地方公共団体及び農業協同組合以外の者」についても、構造改革特区を設定することなく、市民農園を開設することができることとする。

(参考) 現行制度の概要

- ① 現行の特定農地貸付法においては、「地方公共団体及び農業協同組合」が行う場合に限り、レクリエーション目的での農作物の栽培に利用する小規模な農地（10a 未満）について賃借権等の設定（特定農地貸付け）を認めている。
- ② 構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）では、上記①の特例として、構造改革特区内に限り、適正な農地利用を確保する方法を定めた「協定」を市町村等と締結している場合には、「地方公共団体及び農業協同組合以外の者」も、特定農地貸付けを実施できることとしている。

II 改正の内容

1. 特定農地貸付けの実施主体の拡大

「地方公共団体又は農業協同組合」のみが特定農地貸付けを実施できるとする限定を撤廃し、これら以外の者が市民農園を開設できることとする。

2. 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う特定農地貸付けの実施方法

- (1) 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が特定農地貸付けを行う場合には、適正な農地利用を確保する方法等を定めた「協定」を市町村等との間で締結することを義務付ける。
- (2) その他関係規定の整備を行う。

- (注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。
2 下線は当省が付した。

表1-(2)-⑤ 「元気な地域づくり交付金実施要綱の制定について」(平成17年4月1日
付け16農振第2364号農林水産事務次官依命通知)(抜粋)

第1 趣旨

農山漁村は、食料等の生産の場のみならず、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等多面的機能の発揮の場として重要な役割を有していることに鑑み、農山漁村という空間及び役割を、地域住民の生産・生活の場としてはもとより、都市住民にも開かれた国民共通の財産としても、次世代に継承していく必要がある。

こうした中、地域内外のニーズを踏まえながら、①農林水産業を核とした地域経済の活性化等を進める「立ち上がる農山漁村・地域再生の推進」、②「魅力ある農山漁村づくりの推進」、③「都市と農山漁村の共生・対流の一層の推進」その他の取組など、地方公共団体、土地改良区、NPO法人等多様な主体による自主的かつ自立的な農山漁村の活性化に向けた取組を支援することが重要となる。

このような農山漁村の活性化に向けた取組として、地域産業の核となる農林水産業の振興を柱とし、農地・用水、人材、自然環境、景観、文化、歴史などの多様で豊富な地域資源を創意と工夫により有効に活用する「元気な地域づくり」を推進することを目的として、元気な地域づくり交付金(以下「交付金」という。)を創設し、もって農山漁村の活性化に資する各種施策を総合的に支援するものとする。

第2 交付金の交付対象

1 交付金の交付対象

第1に定める趣旨を踏まえ、交付金は、別紙に定める元気な地域づくり交付金実施基準(以下「実施基準」という。)に掲げる目的(次の(1)から(4)までに掲げるもの)、目標及びメニューを内容とする施策の実施に充てるものとする。

- (1) 農村の振興
- (2) グリーン・ツーリズム、都市農業の振興
- (3) 農業生産の基盤の整備
- (4) 中山間地域等の振興

2 実施主体、要件及び交付率

1に規定する施策を交付金により実施する者(以下「実施主体」という。)、当該施策について交付金の交付を受けるための要件及び交付金の交付率は、実施基準のとおりとする。

3 地域提案メニュー

実施基準に掲げるメニュー以外であっても、実施基準に掲げる目的及び目標の達成に真に必要な施策(以下「地域提案メニュー」という。)については、農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)が別に定める規定に基づき実施できるものとする。

第3 元気な地域づくり計画(略)

第4 施策の実施(略)

第5 推進体制等(略)

第6 助成措置(略)

第7 実施後の措置(略)

第8 評価

1 事後評価

元気な地域づくり計画に基づく施策の事後評価は、次に定めるところにより計画が終了する年度の翌年度当初に行うものとする。

- (1) 第3の3の(1)の規定により元気な地域づくり計画を作成した市区町村長等は、元気な地域づくり計画に定められた目標及び指標の達成状況について評価を行い、その結果を都道府県知事に報告するものとする。
- (2) (1)の規定により事後評価の報告を受けた都道府県知事は、その内容を評価し、所見を付して地方農政局長に報告するものとする。
- (3) 第3の3の(1)の規定により元気な地域づくり計画を作成した都道府県知事は、元気な地域づくり計画に定められた目標及び指標の達成状況について評価を行い、その結果を地方農政局長に報告するものとする。
- (4) (2)又は(3)の規定により評価の報告を受けた地方農政局長は、関係部局で構成する検討会を開催し、当該元気な地域づくり計画に係る目標及び指標の達成状況について評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。
- (5) 農村振興局長は、(4)の規定により評価の報告を受けたときは、その結果を取りまとめ、翌年度の交付金の適正な交付事務の執行及び配分がなされるよう配慮するものとする。

2 中間点検（略）

3 改善計画

- (1) 1の事後評価の結果、目標及び指標が達成されていないことが明らかとなった場合、当該元気な地域づくり計画の計画主体である市区町村長等は、その要因並びに目標及び指標の達成に向けた方策等を内容とする改善計画を作成し、これを都道府県知事に提出するものとする。
- (2) (1)の規定により改善計画の提出を受けた都道府県知事は、その内容について審査し、所見を付して、これを地方農政局長に提出するとともに、当該市区町村長等に対して目標の達成に向けた指導、助言その他必要な措置（以下「指導等」という。）を講ずるものとする。
- (3) 1の事後評価の結果、目標及び指標が達成されていないことが明らかとなった場合、当該元気な地域づくり計画の計画主体である都道府県知事は、その要因並びに目標及び指標の達成に向けた方策等を内容とする改善計画を作成し、これを地方農政局長に提出するものとする。
- (4) (2)又は(3)の規定により報告を受けた地方農政局長は、特に目標達成が見込まれない計画主体に対して、重点的な指導、助言等を行うものとする。

4 評価結果の公表（略）

5 交付金の適正な執行の確保（略）

第9 委任（略）

附 則（以下、略）

(注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

2 下線は当省が付した。

表 1-(2)-⑥ 「元気な地域づくり交付金実施要領の制定について」(平成 17 年 4 月 1 日付け 16 農振第 2365 号農村振興局長通知)(抜粋)

第 1 趣旨

元気な地域づくり交付金(以下「交付金」という。)の取扱いについては、元気な地域づくり交付金実施要綱(以下「実施要綱」という。)によるほか、この要領に定めるものとする。

第 2 地域提案メニューについて(略)

第 3 元気な地域づくり計画について

- 1 計画主体(略)
- 2 計画期間(略)
- 3 計画の対象地域(略)
- 4 計画の記載事項等

(1) 元気な地域づくり計画は、次に掲げる事項を定めるものとし、第 10 の(1)の元気な地域づくり計画書によるものとする。

- ア 目標
- イ 目標設定の考え方
- ウ 目標を定量化する指標(数値目標)
- エ 取組方針
- オ 施策内容
- カ 計画に対する住民意見の配慮状況
- キ その他必要な事項

(2) (1)のウの目標を定量化する指標は、次の区分により設定するものとする。なお、これらの指標は、食料・農業・農村基本法(平成 11 年法律第 106 号)に即したものでなければならないものとする。

ア 必ず定めなければならない指標(必須指標)

農山漁村の活性化に向けた数値目標として別紙 1 に定める指標のうち、一以上のものを設定しなければならない。

イ 地域が任意に定める指標(地域設定指標)

地域の実情に即した独自の数値目標を計画主体の判断により設定することができる。

(3) 計画主体は、元気な地域づくり計画を作成した場合には、これを公表するものとする。(以下、略)

5 計画の審査基準

実施要綱第 3 の 3 の(3)の規定による都道府県知事による元気な地域づくり計画の審査基準は、以下のとおりとする。

- (1) 地域の創意工夫による地域づくりのための目標及びそれを定量的に評価するための具体的な数値目標である指標が、適切に設定されていること。
- (2) 元気な地域づくり計画に記載された施策の総合的な実施が、目標及び指標の達成に資すると認められること。
- (3) 計画の内容が、農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 8 条に規定されている農業振興地域整備計画その他の関連計画と整合が図られていること。
- (4) 計画の内容が、非受益者を含む地域内住民の意見に配慮したものであること。
- (5) 実施基準に定める施策ごとの要件を満たしていること。

6 都道府県実施計画の提出及び協議

- (1) (略)
- (2) (略)

(3) 農村振興局長は、別に定めるところにより、都道府県実施計画に掲げられた指標ごとの目標水準等の 5 の審査基準を基に、元気な地域づくり計画としての順位付けを行い、より高い施策の効果の発現が見込まれる元気な地域づくり計画が優先されるよう、予算の範囲内で地

方農政局ごとの配分枠及び当該年度予算額を算出し、その結果を地方農政局長へ連絡するものとする。

(4) 地方農政局長は、(3)の規定に基づく都道府県ごとの配分候補計画、交付限度枠及び当該年度予算枠を都道府県知事へ提示するものとする。

7 計画の承認（略）

8 計画の変更（略）

第4 施策の実施について（略）

第5 推進体制等について（略）

第6 助成措置について（略）

第7 完了報告について（略）

第8 評価について

1 事後評価

実施要綱第8の1の規定による事後評価は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 計画主体による事後評価は、当該計画主体が作成した元気な地域づくり計画に係る次に掲げる事項について行うものとする。

ア 施策ごとの実績・効果（施設等利用計画の達成状況、収支決算状況等）

イ 指標の達成状況

ウ 目標の達成状況

エ その他必要な事項

(2) 事後評価の報告は、第10の(5)の元気な地域づくり交付金目標達成状況報告書によるものとする。

(3) 実施要綱第8の1の(1)の規定による事後評価の報告期限は、計画期間が終了した年度の翌年度の6月末までとする。

(4) 実施要綱第8の1の(2)及び(3)の規定による地方農政局長に対する事後評価の報告期限は、計画期間が終了した年度の翌年度の7月末までとする。

2 中間点検（略）

3 改善計画

(1) 実施要綱第8の3の(1)又は(3)の規定による改善計画を作成する計画主体は、目標及び指標が未達成になった要因等を分析するとともに、推進体制、施設の利用計画等の見直しに関する内容の改善計画を作成するものとする（計画策定時から4年度目以降に効果の発現を見込んでいた場合や、経済的・社会的事情の著しい変化等計画主体の責に帰せない場合を除く。）。

また、都道府県知事は、計画主体による改善計画の作成及び実施について、必要に応じ、商工業、観光業等を所掌する関係部局の協力を得て指導を行うこととする。

(2) 実施要綱第8の3の(4)の重点的な指導は、指標の達成率が70%未満である地区においては、都道府県と連携して行うものとする。

(3) 実施要綱第8の3の(2)又は(4)による指導等によっても元気な地域づくり計画の目標及び指標の達成に向けた改善が図られない計画主体については、都道府県知事は、改善が見込まれるまでの間、当該計画主体における交付金の交付を見合わせるものとする（経済的事情の著しい変化等計画主体の責に帰せない場合を除く。）。

なお、目標及び指標の達成に向けた改善が図られない計画主体とは、指標の達成率が50%未満である場合をいうものとする。

4 評価結果の公表について（略）

第9 交付指令前着工について（略）

第10 交付金の様式について（略）

附 則（以下、略）

(注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

2 下線は当省が付した。

2 都市農村交流対策の効果的・効率的な実施

(1) 農村休暇法に基づく市町村計画の在り方の見直し

勸告	説明図表番号
<p>近年、都市住民を中心に豊かな自然や美しい景観に触れることのできる農山漁村の空間に対する期待や、都市住民が余暇を利用して農山漁村に滞在しながら行う農林漁業の体験等への関心が高まる中で、都市住民の受け入れ側である農山漁村地域における基盤整備に不十分な状況がみられたことから、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備を促進することを目的として平成6年に農村休暇法が制定された。</p> <p>同法では、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するための措置として、</p> <p>① 市町村は、農村休暇法第3条及び第5条において、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するための措置を講ずる地域として一定の要件に該当する地域について、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する計画（以下「市町村計画」という。）を作成することができることとされ、</p> <p>② 市町村計画については、農村休暇法第5条において、i) 整備地区の区域、ii) 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針、iii) 整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項等を定める、等とされている。</p> <p>農林水産省は、市町村計画を整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する将来構想として位置付けており、後述イのとおり、同計画が作成されていること又は作成されることが見込まれることを地域における都市農村交流を目的とした補助事業の採択要件としている。</p> <p>今回、都市農村交流活動に係る補助事業を実施している38市町村について、市町村計画の作成状況及び補助事業の採択状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>ア 農村休暇法第3条において、市町村計画の作成の対象となる地域の要件として「当該地域の自然的経済的社会的諸条件からみて、当該地域を含む農村地域の振興を図るため、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進することが相当であると認められること」が挙げられている。その内容については、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の運用について」（平成7年4月1日付け7構改B第425号経済局長、構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、林野庁長官、水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）により、自然資源が豊かであり、整備をすることにより十分な機能の発揮が見込まれ、地域の所得及び労働機会の確保の観点から農村滞在型余暇活動への取組が必要であり、「農村滞在型余暇活動への取組に対する地域的な意識が高く、また、伝統文化が豊かであり、農村滞在型余暇活動において役割を發揮できる人材がいること」とされている。このように、都市農村交流活動を継続的に実施していく上では、その担い手となる人材が確保されていることが重要と考えられる。</p>	<p>表2-(1)-① 図2-(1)-①</p> <p>表2-(1)-②</p>

このため、市町村計画においては、地域固有の農村景観等の自然資源や整備を計画している施設を誰がどのように活用して都市農村交流を計画的・継続的に展開していくのか、その担い手となる人材が確保されていることが明確に記載されていることが必要であり、そのような市町村計画により、都市農村交流活動の継続的な実施が見込まれる地域の取組を補助事業として採択することが重要である。

そこで、調査対象 38 市町村のうち、当省の調査時に市町村計画が作成されていない 2 市町村を除く 36 市町村における市町村計画の記載内容を調査した結果は、次のとおりである。

① 「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の施行について」(平成 7 年 4 月 1 日付け構改 B 第 424 号農林水産事務次官依命通知。以下「施行通知」という。)においては、市町村計画において定めるべき事項のうち「農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針」に記載すべき内容の一つとして「都市農村交流施設等の現況」を記載することとされている。

「都市農村交流施設等の現況」においては、運用通知の趣旨を踏まえ、農村滞在型余暇活動において役割を發揮できる人材として、どのような個人又は団体がどのような活動を行っているかについて具体的に記載されていることが必要と考えられるが、36 市町村のうち、25 市町村 (69.4%) では全く記載がなく、1 市町 (2.8%) では活動の実施主体を特定できる記載となっていない。

② また、施行通知では、「農作業体験施設等の整備に関する事項」として「施設の種類、位置、規模等」を記載することとされている。

「農作業体験施設等の整備に関する事項」においては、運用通知の趣旨を踏まえ、整備後の農作業体験施設等を誰がどのように活用して都市農村交流活動を行うのか具体的に記載されていることが必要と考えられるが、36 市町村のうち 23 市町村 (63.9%) では、施設の種類、位置、規模、施設整備の事業主体等のみの記載となっており、12 市町村 (33.3%) では活動の実施主体を特定できる記載となっていない。

また、市町村計画に都市農村交流の担い手となる人材の確保状況が具体的に記載されていない市町村について、補助事業の実施状況を調査した結果、次のように、補助事業を活用して交流促進施設を整備したが、体験交流活動の担い手がない又は不足しているため、当該交流促進施設が有効に活用されていない 5 事例がみられた (類似事例を含む)。

① 交流人口の増大等を目的とした補助事業により、市町村計画に位置付けられている伝統文化伝習施設が整備されたが、地区の住民が高齢化していく中で、都市農村交流の活動主体が見込めない等により、平成 14 年度及び 15 年度の利用実績は目標値の 6 割程度と低調となっているもの

② 交流拠点施設として整備された農産物直売施設及び宿泊施設において、都市住民を呼び込むためのイベント等の多様なメニューを提供できる体制整備が課題とされているもの

表 2-(1)-③

表 2-(1)-④

表 2-(1)-⑤

<p>イ 農林水産省は、都市農村交流を目的とした補助事業（ソフト事業、ハード事業（注1））を行う場合には、①「地域連携システム整備事業実施要領の制定について」（平成15年4月1日付け14農振第2755号農村振興局長通知）、②「やすらぎ空間整備事業実施要領の制定について」（平成15年4月1日付け14農振第2754号農村振興局長通知）（注2）に基づき、市町村計画が作成されていること又は作成されることが見込まれることを補助事業の採択要件の一つとしている。</p> <p>（注1）ソフト事業は、都市農村交流を推進するための活動を内容とする事業であり、ハード事業は、都市農村交流施設の整備を内容とする事業である。</p> <p>（注2）地域連携システム事業（平成15年度及び16年度）の前身のソフト事業であるグリーン・ツーリズム推進地域育成事業（平成12年度から14年度）、やすらぎ空間整備事業（平成15年度及び16年度）の前身のハード事業であるやすらぎの交流空間整備事業（平成12年度から14年度）においても、各事業の実施要領等において市町村計画の作成又は作成見込みが補助事業の採択要件の一つとされていた。</p> <p>上記の補助事業において、市町村計画の作成を採択要件としていることについて、農林水産省は、「市町村計画は当該計画を作成した市町村の整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する将来構想であり、整備地区全体をどうするのか、進むべき方向が明らかになっていないのに、補助事業を実施しても単発で終わってしまうので認めがたい。」との趣旨であるとしている。</p> <p>今回、都市農村交流活動に係る補助事業を実施している38市町村のうち、市町村計画の作成見込みを条件として事業採択を受けた27市町村を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>① ソフト事業において、補助事業が終了したにもかかわらず市町村計画を作成していないもの（4事例）。うち、当省の調査時においても市町村計画を作成していないもの（2事例）</p> <p>② ハード事業において、補助事業の採択年度内に市町村計画を作成していないもの（2事例）</p> <p>このような状況が発生する原因としては、補助事業の採択における市町村計画の作成見込みに関する具体的な取扱いが事業実施要領等では定められておらず、市町村計画の将来の作成に向けた市町村の意思表示のみで足りるのか、又は、当該採択年度内の確実な作成を担保するためのより具体的な市町村計画案の提示まで求めるのかについても示されていないためと考えられる。</p> <p>上記の補助事業の趣旨や事例を踏まえると、将来構想が明確でない、市町村計画の案も作成されていない段階では、整備地区全体をどうするのか、進むべき方向性を確認できないまま補助事業を採択することとなり不適切である。</p> <p>なお、平成17年度の補助金の交付金化に伴い、新たに「元気な地域づくり交付金」が創設されたところであるが、そのメニューの一つである推進体制の整備等を行う「地域連携システム整備」（ソフト事業）や、交流拠点・体験交流空間の整備等を行う「やすらぎ空間整備」（ハード事業）においても、市町村計画の作成又は作成見込みが、従前と同様に採択要件の一つとされている。</p>	<p>表2-(1)-⑥、⑦</p> <p>表2-(1)-⑧</p> <p>表2-(1)-⑨</p> <p>表2-(1)-⑩</p> <p>表2-(1)-⑪</p>
<p>ウ 農林水産省では、市町村計画を整備地区における都市農村交流の将来構想であ</p>	

<p>るとしている。このような構想においては、計画期間や計画期間中に達成すべき目標を定量的に設定することにより、達成状況や施策等の効果の把握・検証が可能となる。</p>	
<p>しかし、36市町村（当省の調査時に市町村計画が作成されていない2市町村を除く。）の市町村計画の記載内容を調査した結果、すべての市町村において、</p> <p>① 計画期間が設定されていない、</p> <p>② 都市農村交流を促進するための目標として、定量的な目標（指標）の設定が求められていないことから、「ブランド米等農産物の販路拡大」、「入込客（交流人口）の増大」、「農林漁家の所得向上」及び「インストラクター等体験指導員の人材育成」等の定性的な記載にとどまっている</p> <p>など計画の達成状況の検証を行い得る仕組みとなっていない。</p>	表2-(1)-⑫
<p>ちなみに、農業の経営・生産対策の計画的な推進が図られるよう、「経営対策体制整備推進事業実施要綱の制定について」（平成12年4月1日付け12構改B第166号農林水産事務次官依命通知）に基づいて都道府県及び市町村が策定する地域農業マスタープランや、広域的に中山間地域等の振興を総合的・計画的に実施するため、「中山間地域等総合振興対策実施要綱の制定について」（平成12年8月9日付け12構改B第759号農林水産事務次官依命通知）に基づいて都道府県が策定する地域別振興アクションプランでは、交流人口数、活性化人口等の具体的な目標数値等を設定することとされている。</p>	表2-(1)-⑬～⑮
<p>また、今回調査した20都道府県における地方公共団体の中には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定に基づき作成している総合計画（地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想）等において、都市農村交流に係る具体的な目標数値（都市住民の交流参加者数、イベントを通じての特産品販売額等）を設定しているものが9都道府県、3市町村みられた。</p>	表2-(1)-⑯
<p>したがって、農林水産省は、都市農村交流対策の実効性を高め、支援対象の重点化を図る観点から、「元気な地域づくり交付金」の採択要件である市町村計画について、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 市町村計画に都市農村交流の担い手となる人材が確保されていること又は確保される確実な見込みがあることを具体的に記載させ、都市農村交流活動の継続的な実施が見込まれる地域の取組を厳正に採択する仕組みとすること。</p> <p>② 市町村計画の作成見込みの段階で事業採択を行う場合は、市町村計画案を添付させるとともに、当該採択年度内に市町村計画を確実に作成することを条件とすること。</p> <p>③ 市町村計画に具体的な計画期間を設定させ、かつ、定量的な達成目標を設定させることにより、その達成状況について評価することを可能とすること。</p>	

表 2 - (1) - ① 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成 6 年
法律第 46 号）（抜粋）

（地域）

第三条 この章の規定による農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するための措置は、次の各号に掲げる要件に該当する地域について講じられるものとする。

- 一 農用地等が当該地域内の土地の相当部分を占め、かつ、良好に保全されていること。
- 二 当該地域において農用地その他の農業資源と周囲の環境とが一体となって良好な農村の景観を形成していると認められること。
- 三 当該地域の自然的経済的社会的諸条件からみて、当該地域を含む農村地域の振興を図るため、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進することが相当であると認められること。
- 四 当該地域が農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された農業振興地域内にあること。

（市町村計画）

第五条 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村内の地域であって第三条各号に掲げる要件に該当すると認められるものについて、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する計画（以下「市町村計画」という。）を作成することができる。

- 2 市町村計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 整備地区の区域
 - 二 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針
 - 三 整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項
 - 四 整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項
 - 五 その他必要な事項
- 3 市町村は、整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備と併せて山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を図ることが必要と認められる場合には、市町村計画において、前項各号に掲げる事項のほか、山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関して農林水産省令で定める事項を併せて定めることができる。
- 4 市町村は、市町村計画を作成しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。
- 5 市町村は、市町村計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前二項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

（注）下線は当省が付した。

都道府県

基本方針の策定(法4)、公表(法4⑤)

(農村滞在型余暇活動に資するため機能の整備を促進するための措置等)

市町村

市町村計画の作成(法5)、公表(法5⑤)

【内容】

- 1 整備地区の区域
- 2 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針
- 3 整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項
- 4 整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項
- 5 その他必要な事項

助言、指導その他の援助(法14)

資金の確保又は融通のあつせん(法13)

申請、認定(法13)

申請(法6)、認定(法7)

農用地区域設定の要請(法11)

農業者団体

農作業体験施設等の整備に関する計画の作成(法12)

農業者の組織する団体は、整備地区における農作業体験施設等の整備に関する計画を作成し、市町村の認定を受けることができる。

【申請書の内容】

- 1 農作業体験施設等の位置
- 2 農作業体験施設等の整備を行う者に関する事項
- 3 農作業体験施設等の概要及び規模

【効果】

国及び地方公共団体は、当該計画に従って農作業体験施設等を整備するのに必要な資金の確保又は融通のあつせんに努める(法13)。

土地所有者等

協定の締結(法6)

整備地区内の相当規模の一団の土地について所有権等を有している者全員の合意により、当該土地の利用に関する協定を締結し、市町村の認定を受けることができる。

【内容】

- 1 協定の対象となる土地の区域
- 2 農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項
- 3 協定に違反した場合の措置
- 4 協定の有効期間
- 5 その他必要な事項

【効果】

協定を締結した当該土地の所有者等は、市町村に対し、当該土地を「農業振興地域の整備に関する法律」の農用地区域として定めることを要請することができる(法11)。

〈整備地区区域内〉

国

協議(法4④)

協議(法5④)

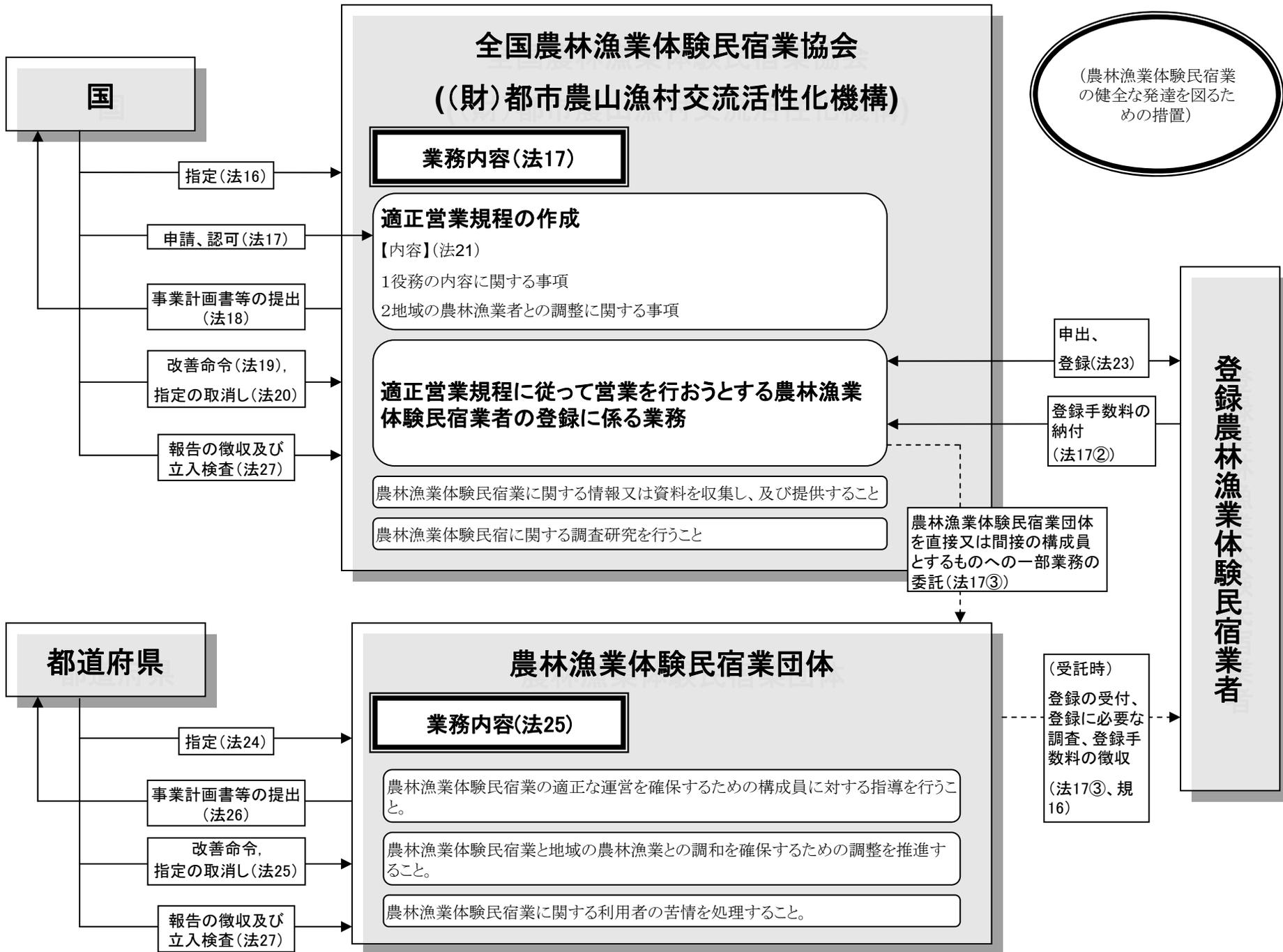


表2-(1)-② 「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の運用について」(平成7年4月1日付け7構改B第425号経済局長、構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、林野庁長官、水産庁長官通知)(抜粋)

第1 農作業体験施設等の内容

1 (略)

2 (略)

3 (略)

4 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するための措置を講じる地域の要件は法第3条に規定されているが、その適用に当たっては次の事項に留意するものとする。

(1) 法第3条第1号について

「良好に保全されている」とは、適正に管理され有効に利用されていることをいう。

(2) 法第3条第2号について

「農用地その他の農業資源」とは、自然的な資源として見た場合の農産物の生産が行われる場であり、例えば農用地、水等を指すものである。

(3) 法第3条第3号について

「機能の整備を促進することが相当であると認められること」とは、自然資源が豊かであり、整備をすることにより十分な機能の発揮が見込まれ、地域の所得、労働機会の確保の観点から農村滞在型余暇活動への取り組みが必要であり、農村滞在型余暇活動への取組みに対する地域的な意識が高く、また、伝統文化が豊かであり、農村滞在型余暇活動において役割を発揮できる人材がいることをいう。

第2～6 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 2 - (1) - ③ 「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の施行について」(平成 7 年 4 月 1 日付け構改 B 第 424 号農林水産事務次官依命通知) (抜粋)

第 1	法制定の趣旨 (略)
第 2	基本方針 (略)
第 3	市町村計画 <ol style="list-style-type: none"> 1 市町村は、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する計画を作成することができることとされている(法第 5 条第 1 項)。市町村計画において定めるべき事項は、法第 5 条第 2 項に掲げられているとおりであり、地域の実情に応じた機能の整備の方針、都市住民の需要に合った計画的な整備の推進等について明らかにするものとする。 2 市町村計画において定めるべき事項の内容は、それぞれ次のとおりとし、市町村の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、都道府県知事の定めた基本方針に即して定めるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 整備地区の区域 この事項においては、整備地区の区域の範囲について明らかにするものとする。 なお、整備地区には、地域森林計画の対象とする森林及び森林法第 7 条の 2 第 1 項の森林計画の対象とする国有林を含めないものとする。 (2) 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針 この事項においては、<u>土地利用、農業生産、都市農村交流施設等の現況並びに農村滞在型余暇活動のための地域資源の活用、農業及び関連産業の振興、女性・高齢者の能力発揮の場の確保等農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な方針を明らかにするものとする。</u> (3) 整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項 この事項においては、整備地区における土地利用の基本的な方針を明らかにするとともに、良好な農村の景観の維持・形成、農作業体験の場を設定するための農用地等の保全・利用、土地利用に関する協定の活用等土地の利用に関する措置等について明らかにするものとする。 (4) <u>整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項</u> この事項においては、<u>農作業体験施設等の整備について施設の種類、おおむねの位置、規模等について定めるものとする。</u> (5) その他必要な事項 その他支援体制の整備、他の市町村との連携活動の維持等農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要とされる事項を定めるものとする。 (6) 農林水産省令で定める事項 (略) 3 (略)
第 4 ~ 6	(略)

(注) 下線は当省が付した。

表2-1(1)-④

各市町村計画における都市農村交流の担い手に関する記載状況（抜粋）

区分	「都市農村交流施設等の現況」	「農作業体験施設等の整備に関する事項」
都市農村交流の担い手が具体的に記載されているもの	<ul style="list-style-type: none"> 加工グループの女性たちでつくる「<u>B e 町農産加工者連絡協議会</u>」と町内の趣味の手芸グループ「<u>B e₁工房</u>」、「<u>B e₂ハウス</u>」が、都市住民に参加を呼びかけて、味噌造り、モロヘイヤうどん作り・・・体験教室を開催・・・。「<u>B e 食と農の大学校</u>」の運営委員会（20人）は、親子稲刈り、大豆作り、有機野菜作り・・・りんご収穫の体験メニューを提供・・・。（B e 町） 体験学習・体験交流の指導者で構成される「<u>G c 町体験学習会</u>」が、都市から訪れる小中学生や観光客の農林業体験活動を受け入れており、・・・。（G c 町） 農家民宿である <u>N c₁ 牧場</u> を中心とした酪農体験、<u>N c₂</u> が行っている稲作り体験、<u>N c₃</u> が行っているお茶摘み加工体験等様々な体験交流事業が企画、実行されてきている（N c 町）。 	<ul style="list-style-type: none"> 本地区における都市住民等の農村滞在型余暇活動を促進し、農業及び関連産業の振興を図るため、交流の基盤となる施設等の整備を進めることとし、・・・伝統的な農具やかつての農村生活の資料を展示する歴史資料館、都市住民が宿泊滞在するための集合宿泊施設等の施設を整備する。「<u>B e 食と農の大学校</u>」には、<u>各種農業体験等の体験メニューの企画やインストラクターの派遣を依頼し、地域農業者に施設内等で使用する食材（地場農産物）の提供を依頼する。</u>（B e 町）
	10 市町村（A a 市、B e 町、C a 町、G a 市、G c 町、H a 町、H b 村、J a 町、N c 町、R a 村）	1 町（B e 町）
記載が不十分なもの	<ul style="list-style-type: none"> 平成6年度から「特定農地貸付事業」を始め、対応にあたっている <u>O a₁ 集落</u> の努力により、平成9年度からは周辺市民にも希望者を募り、多くの契約者が春と秋の農作業体験に訪れている。平成13年度には、<u>O a₂ 集落</u> において「田舎イベント」が始まった。春と秋の農作業体験や収穫祭などが行われ、地元の人たちとの楽しい交流が行われている。（O a 町） 	<ul style="list-style-type: none"> 町が事業主体になって設置する体験施設については、<u>地元の農業者等で組織する組合若しくは第3セクターに管理委託することにより、農家の所得の向上を図るとともに就業機会を創出する。</u>（N a 町） 宿泊施設については、<u>村内の農業者等で組織する団体に宿泊管理や体験プログラム等の運営を行うことにより、農家の所得の向上を図る。</u>（R a 村）
	1 町（O a 町）	12 市町村（B a 町、C a 町、D b 町、G b 町、M b 町、M c 市、M d 町、N a 町、O a 町、R a 村、S a 町、S b 町）
都市農村交流の担い手の記載がないもの	<ul style="list-style-type: none"> 「ウメケーション」や「野良つ子教室」といった梅園等の地域資源を活かしたイベントや体験農園の取組が進められ、都市農村交流の機運が高まっている。（B a 町） J b₁ 地区は、四季折々の自然と食べ物に恵まれ、市街地から車で約40分という交通利便にも比較的恵まれており、観光施設やホテル鑑賞、栗ひろいなどのレクリエーションの地として知られている。（J b 市）。 <p>（その他、都市農村交流についての記載がないものあり）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本地区における都市住民等の農村滞在型余暇活動を促進し、農業及び関連産業の振興を図るため、交流の基礎となる施設等の整備を進めることとする。（H a 町） 交流の基盤となる施設等の整備を進め、農業に対する理解の促進や農家の所得の向上を図る。（N d 市） <p>（いずれも施設整備後の都市農村交流の担い手の記載のないもの多数）</p>
	25 市町村（B a 町、D b 町、D c 町、D e 村、E b 市、E c 村、F c 市、G b 町、G d 村、J b 市、K b 町、L a 町、M b 町、M c 市、M d 町、N a 町、N d 市、O b 町、Q a 町、Q c 村、R b 市、S a 町、S b 町、T a 町、T b 村）	23 市町村（A a 市、D c 町、D e 村、E b 市、E c 村、F c 市、G a 市、G c 町、G d 村、H a 町、H b 村、J b 市、J a 町、K b 町、L a 町、N d 市、N c 町、O b 町、Q c 村、Q a 町、R b 市、T a 町、T b 村）

(注) 1 調査対象とした36市町村が作成した市町村計画のうち、「都市農村交流施設等の現況」及び「農作業体験施設等の整備に関する事項」の記載内容に基づき当省が作成した。

2 下線は当省が付した。

表 2 - (1) - ⑤ 都市農村交流の担い手が不在等のため体験交流活動が低調な例

都道府県	事業主体	補助事業名	事例の内容
埼玉県	Ec村	平成 14 年度やすらぎの交流空間整備事業	<p>村は、平成 14 年 4 月に農村休暇法第 5 条に基づく市町村計画を作成している。同法第 3 条及び同法の運用通知である「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の運用について」(平成 7 年 4 月 1 日付け 7 構改 B 第 425 号経済局長、構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、林野庁長官、水産庁長官通知) は、同市町村計画の作成対象となる地域の要件として、「農村滞在型余暇活動において役割を発揮できる人材がいること」をその一つに挙げている。</p> <p>しかし、同市町村計画の「都市農村交流及び体験・観光施設等の状況」には、その活動主体が記載されておらず、また、「農作業体験施設等の整備に関する事項」でも既に整備済の施設の積極的な活用を図ると記載されているが、具体的な活動主体が当該施設を活用してどのような都市農村交流活動を行うのか記載されていない。</p> <p>一方、村では、平成 14 年度のやすらぎの交流空間整備事業により、古民家を移築し、郷土料理を提供する食堂と体験交流室を備えたやすらぎの家を整備している。当該施設の事業計画では、「餅つき、ひもかわ、コンニャク作り等の体験等」を実施することとされ、体験の参加者数を年間 3,000 人(参加料 600 円)と見込んだが、供用開始の平成 15 年 6 月から 16 年 10 月の 1 年 5 か月間でみても体験交流の参加者は 361 人と当初見込みの 10% 強にとどまっている。</p> <p>村では、今後、体験交流活動に力を入れ、参加者数を増やしていくためには、餅つき体験、ひもかわ作り、コンニャク作り、粉挽き体験を通常営業の中でどう取り入れていくか、また、これら体験交流活動について技術アドバイザーの確保や石臼体験の指導者(高齢者)をどのように確保していくのか等、体制を整備していくことが必要であるとしている。</p>
京都府	La町	平成 15 年度やすらぎ空間整備事業	<p>町は、平成 16 年 3 月に農村休暇法第 5 条に基づく市町村計画を作成しており、同市町村計画の「都市農村交流及び体験・観光施設等の現況」には、交流施設や交流活動の記載はあるが、その活動主体については記載されておらず、また、「農作業体験施設等の整備に関する事項」でも整備予定の施設の種類、位置等が記載されているが、具体的な活動主体が当該施設を活用してどのような都市農村交流活動を行うのか記載されていない。</p> <p>一方、町では、平成 15 年度のやすらぎ空間整備事業により、廃屋を利用した長期滞在型の宿泊施設「La₁」を整備しており、供用開始の平成 16 年 6 月から 4 か月間における施設の利用状況をみると、施設の利用人数が 354 人(うち宿泊人数 23 人)となっている。これは、当該施設の目標利用人数(平成 18 年度における利用人数 3,510 人、うち宿泊人数は 860 人)を基に算出した 4 か月間の利用人数 1,170 人(3,510 人×4/12)の 30%であり、特に宿泊人数は、同期間の利用人数 287 人(860×4/12)の 8%と低調なものとなっている。</p> <p>しかも、当該施設は、都市住民の入込客数の増加を目的として整備されたにもかかわらず、4 か月間における町外からの利用者が利用者全体の 11.6%にとどまるなど、現状では交流施設として十分に機能しておらず、町外の利用者を呼び込むような施設の運営体制が十分でないものとなっている。</p> <p>これについて、町では、平成 16 年度は供用開始初年度でもあり、利用目標を達成できなかったが、目標年度に向けて利用目標の達成のための取組が必要であるとしている。</p>

島根県	Ob町	平成13年度 やすらぎの 交流空間整 備事業	<p>町は、平成14年3月に農村休暇法第5条に基づく市町村計画を作成しており、同市町村計画の「都市農村交流及び体験・観光施設等の現状」には、交流施設や交流活動の記載はあるが、その活動主体については記載されておらず、また、「体験施設等の整備に関する事項」でも整備予定の施設の種類、位置等が記載されているが、具体的な活動主体が当該施設を活用してどのような都市農村交流活動を行うのか記載されていない。</p> <p>一方、町は、平成13年度のやすらぎの交流空間整備事業により、伝統文化伝習施設としてOb₁センターを整備しており、同センターの目標年度（平成18年度）の目標値（2,845人）に対する利用実績をみると、平成14年度が57.8%（1,645人）、15年度が61.9%（1,761人）と低調となっている。</p> <p>同施設では、事業計画当初から都市と農村との交流に係るイベントでの施設利用について事業地区の住民との間で合意が形成されておらず、施設を運営している自治会では、世帯数の減少や地区住民が高齢化していく中で、都市農村交流の担い手として都市との交流のためのイベントを企画して、施設の利用を促進していくのは難しい状況となっているが、今後当該施設の利用目標を達成するためにイベントを企画考案するなど改善計画を作成していきたいとしている。</p>
高知県	Qa町	平成13年度 やすらぎの 交流空間整 備事業	<p>町は、平成14年2月に農村休暇法第5条に基づく市町村計画を作成しており、同市町村計画の「都市農村交流及び体験・観光施設等の現状」には、交流施設や交流活動の記載はあるが、その活動主体については記載されておらず、また、「農作業体験施設等の整備に関する事項」でも整備予定の施設の種類、位置等が記載されているが、具体的な活動主体が当該施設を活用してどのような都市農村交流活動を行うのか記載されていない。</p> <p>一方、町は、平成13年度のやすらぎの交流空間整備事業により、交流拠点施設として、やすらぎの家（農産物直売施設及び宿泊施設）を整備したが、供用開始の15年度の利用状況をみると、農産物直売施設を活用したイベントは、15年4月の「お茶つみツアー」1回のみであり、入込客（町外利用者）による宿泊施設の利用実績もないなど低調なものとなっている。</p> <p>町では、同施設の管理・運営の委託先として事業計画時に予定していた地元のQa₁が、年1回、地区運動会の開催を行う親睦団体であり、都市農村交流を主体的に実施できる担い手ではないため、交流施設の整備直後から町が同施設の管理運営を行っているが、利用実績が低調なこともあり、事業評価報告書でも、「多様なメニューで利用できる体制を整備し利用者の確保を図る」ことが今後の改善点とされており、地元にある組織の強化等都市農村交流の担い手の整備が必要であるとしている。</p>
熊本県	Tb村	平成13年度 やすらぎの 交流空間整 備事業	<p>村は、平成13年7月に農村休暇法第5条に基づく市町村計画を作成しており、同市町村計画の「都市農村交流及び体験・観光施設等の現状」には、交流活動や交流施設の記載はあるが、その活動主体については記載されておらず、また、「農作業体験施設等の整備に関する事項」では、整備予定の施設の種類が記載されているが、具体的な活動主体が当該施設を活用してどのような都市農村交流活動を行うのか記載されていない。</p> <p>一方、村は、平成13年度のやすらぎの交流空間整備事業により、廃校を改修した宿泊研修施設として、Tb₁やすらぎ交流館を整備しており、利用者数は目標7,270人（平成18年目標）に対し平成15年度は4,189人（57.6%）と低調となっている。</p> <p>村では、同施設の活性化のためには、地元の農業や観光資源等に精通した専門指導員の確保、育成が必要であるとしており、県内の農村交流施設等の支配人及び従業員の管理運営能力等の向上を図るため、県が実施している交流施設支配人塾へ関係者を参加させるなど人材育成に取り組んでいるとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(1)-⑥ 「地域連携システム整備事業実施要領の制定について」(平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2755 号農村振興局長通知)(抜粋)

別紙

地域連携システム整備事業実施要領

第 1 趣旨

(略)

第 2 目標

本事業は、農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむことを目的に当該地域の交流施設等に訪れる入込客数(以下、「グリーン・ツーリズム入込客数」という。)の増大等を目標とする。

第 3 事業の種類

本事業の種類は、市町村事業及び都道府県事業とする。

第 4 事業の内容等

1 市町村事業

(1) 対象地域

市町村事業の対象地域は、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成 6 年法律第 46 号)第 5 条第 1 項に規定する農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する計画が作成された、又は作成されることが見込まれる市町村の全域若しくは旧市町村の区域とする。

(2) 事業の内容

市町村事業は、市町村、特定非営利活動法人、農林漁業、商工業、教育等多様な関係者が参画した地域ぐるみのワークショップ活動により都市住民を受け入れる地域連携システムを整備するため、次の事業を実施するものとし、その実施期間は 1 年間とする。

① 地域連携システム整備推進体制の整備

地域ぐるみでの受入システムを整備するために、市町村とともに、特定非営利活動法人、農林漁業、商工業、教育等多様な関係者が参画し、農山漁村資源の再評価等を行うワークショップ活動等地域の自発的な取組を行う地域連携システム整備推進体制を整備する。

② ワークショップ活動を通じた地域連携システムの構築

多くの関係者に経済的・社会的効果が及ぶような地域全体の取組とする観点から、以下の点について、客観的な立場から評価・アドバイスのできる有識者等を交え、地域住民の創意工夫と主体的参加により、地域ぐるみで多様な意見を集約して合意形成を図るワークショップ活動を実施し、都市住民を受け入れるための地域連携システムを構築する。

(以下、略)

(3) 事業主体

本事業の事業主体は、次のとおりとする。

① 市町村、地方公共団体の一部事務組合、複数の市町村で組織された協議会

② 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等

③ 農林漁業者等が組織する団体

④ 地方公共団体等が出資する団体(地方公共団体、農協等が主たる構成員又は出資者となっていると認められる法人等に限る。)

(4) 事業実施地域の指定(略)

(5) 地域連携システム計画の取りまとめ(略)

(6) 数値目標の設定(略)

(7) 計画の公表(略)

(8) 事業実施結果の報告(略)

(9) 計画の評価(略)

2 都道府県事業(略)

第 5 都道府県及び市町村の支援(略)

第 6 助成

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費の 2 分の 1 以内を助成する。

第 7 補助対象事業費の取扱い

本事業の事業主体は、本事業の経理と他の経理を明確に区分して取り扱うものとし、本事業の運用の適正化を確保する。

第 8～第 11(略)

(注) 下線は当省が付した。

表2-(1)-⑦ 「やすらぎ空間整備事業実施要領の制定について」(平成15年4月1日付け14農振第2754号農村振興局長通知)(抜粋)

(別紙)

やすらぎ空間整備事業実施要領

第1 趣旨

やすらぎ空間整備事業は、「新グリーン・ツーリズム総合推進対策実施要綱の制定について」(平成15年4月1日付け14農振第2599号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。

第2 目標

本事業は、農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむことを目的に当該地域の交流施設等に訪れる入込客数(以下、「グリーン・ツーリズム入込客数」という。)の増大等を目標とする。

第3 事業の内容等

事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 都市農村交流促進施設
特産品・文化財の展示施設、農産物加工体験施設及び伝統文化継承施設等並びに附帯施設
- (2) 市民農園
農園の区画・園路、滞在施設、多目的施設(休憩所、更衣室等)、農機具収納施設、コミュニティー広場及び福祉活用促進施設並びに附帯施設
- (3) 廃校・廃屋改修交流施設
廃校の改修・移設及び廃屋の改修・移設並びに附帯施設
- (4) 水辺修景・景観保全施設
散策道、案内板及び駐車場等簡易な施設整備並びに電柱の埋設工事等
- (5) 特認施設
(1)～(4)と一体的に整備するもので、都道府県知事が特に必要と認める施設

第4 対象地域

事業の対象地域は、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)第5条第1項に規定する農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する計画(以下、「市町村計画」という。)を作成された、又は作成されることが見込まれる市町村の全域若しくは旧市町村の区域とする。
ただし、第3の(2)については、この限りではない。

第5 事業主体

本事業の事業主体は、次のとおりとする。

- ① 市町村
- ② 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等
- ③ 農林漁業者等の組織する団体
- ④ 地方公共団体等が出資する団体(地方公共団体、農協等が主たる構成員又は出資者となっていると認められる法人等に限り。)

第6 事業計画

- 1 事業主体が本事業を実施しようとするときは、市町村長は、別紙様式2のやすらぎ空間整備事業計画書(以下、「事業計画書」という。)を地域内の意見を聞いた上で策定し、別紙様式1の「やすらぎ空間整備事業認定申請書」に別紙様式2の「やすらぎ空間整備事業計画書」を添付して、都道府県知事に申請するものとする。
- 2～4 (略)

第7 事業計画の認定要件

- 1 事業の認定基準は、次のとおりとする。

(1) 地域連携システム整備事業によって、施設の利用計画を作成している市町村若しくは作成の見込まれる市町村、又はこれに準ずる施設の利用計画を作成している市町村であること。

(2)～(5) (略)

(6) 施設の規模、利用計画等からみて当該施設が必要、かつ、適切な規模で、施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。

(7) (略)

2 (略)

第8 事業の評価等について

1 市町村長は、事業が完了した年度の翌年度から5年間毎年度、事業計画書に記載された目標の達成状況等を調査し、別紙様式5の「やすらぎ空間整備事業評価報告書(以下「報告書」という。)」を作成し、都道府県知事に報告し、かつ、公表するものとする。

2 上記1により報告を受けた都道府県知事は、その報告の評価について点検評価するとともに、報告書を取りまとめの上、地方農政局長に報告し、公表するものとする。

3 上記2により報告を受けた地方農政局長は、その内容を検証し、必要に応じて指導・助言を行うものとする。

4 (略)

第9～11 (略)

(注) 1 農林水産省の提出資料に基づき当省が作成した。

2 下線は当省が付した。

	Qa町	14.2								○	○		13	30,073	15,000	やすらぎの交流空間整備事業(やすらぎの家)	
福岡	Rb市	16.3	○	○		15	450	225	地域連携システム整備事業								
	Ra村	16.3	○	○		15	441	220	地域連携システム整備事業	○	○		15	65,278	32,120	やすらぎ空間整備事業(Ra,交流拠点施設)	
長崎	Sa町	14.5	○	○	12	2,515	1,250	地域育成事業				14	78,718	37,104	やすらぎの交流空間整備事業(Sa,体験交流施設)		
					13	1,001	500	地域育成事業									
					14	3,000	1,500	地域育成事業									
					15	630	315	地域連携システム整備事業									
	Sb町	14.5	○	○	13	2,500	1,250	地域育成事業		○	○	13	101,327	45,000	やすらぎの交流空間整備事業(Sb,交流拠点施設)		
					14	1,000	500	地域育成事業、(地域連携システム整備事業)									
熊本	Tb村	13.7			15	900	450	地域連携システム整備事業				13	179,600	88,500	やすらぎの交流空間整備事業(Tb,やすらぎ交流館)		
	Ta町	10.1			13	2,000	1,000	地域育成事業									
					14	3,628	1,800	地域育成事業									
					15	3,106	1,500	地域連携システム整備事業									
38市町村			18	14	4		82,552	40,997				12	10	2	2,250,220	1,107,973	

(注)1 当省の調査結果による。

2 網掛は、市町村計画の作成又は作成見込みを採択要件とする補助事業(ソフト事業又はハード事業)を実施していないものである。

3 地域育成事業は、地域連携システム整備事業の前身のソフト事業であるグリーン・ツーリズム推進地域育成事業であり、都市農村交流対策事業の事業内容の一つである。

4 やすらぎ空間整備事業では、市民農園を整備の対象とする場合、市町村計画の作成が要件されていないため、本表からは除外している。

5 ソフト事業又はハード事業を実施している市町村の区分欄が空欄のものは、補助事業の採択時点において、既に市町村計画が作成済みのものである。

表2-(1)-⑨ ソフト事業において補助事業が終了しているにもかかわらず市町村計画が未作成となっている例

都道府県	市町村	事例の内容
北海道	A b 町	<p>地域連携システム整備事業では、市町村計画が作成されているか又は作成が見込まれるかが事業の採択要件とされており、市町村計画未作成の同町では、平成 15 年度に市町村計画を作成する見込みであるとして、同事業の事業採択を受けている。</p> <p>しかし、同町では、平成 15 年度中に市町村計画を作成しておらず、16 年度にも当該事業を申請し採択されているが、当省の調査時においても市町村計画は作成されていなかった。</p> <p>同町では、市町村計画を作成していない理由について、第 5 期 A b 町総合計画において大まかではあるが、都市と農村の交流を促進する等の方向を示しており、また、当該補助事業の実施は、経験豊富な A₁ ツーリズム協会に委託しているため、改めて市町村計画を作成する必要性が乏しいと考えたためとしている。</p> <p>なお、同町では、道の指導もあり、平成 17 年 3 月をめぐりに市町村計画を作成したいとしている。</p>
滋賀県	K c 町	<p>地域連携システム整備事業では、市町村計画が作成されているか又は作成が見込まれるかが事業の採択要件とされており、市町村計画未作成の町では、平成 15 年度に市町村計画を作成する見込みであるとして、同事業の事業採択を受けている。</p> <p>しかし、同町では、業務多忙のためとして、本事業終了後の平成 16 年度に入っても市町村計画を作成しておらず、当省の調査時においても作成されていなかった。</p> <p>同町では、今後、都市農村交流の推進方策を検討していく予定であり、市町村計画はその基本方針となると考えており、平成 16 年度中に作成したいとしている。</p>
長崎県	S a 町	<p>都市農村交流対策事業のうちグリーン・ツーリズム推進地域育成事業では、市町村計画が作成されているか又は作成が見込まれるかが事業の採択要件とされており、市町村計画未作成の同町では、市町村計画を作成する見込みであるとして、平成 12 年度に同事業の事業採択を受け、田舎体験イベント等の実施等本事業を S a 町グリーン・ツーリズム推進協議会へ委託している。</p> <p>なお、同町は、その後、平成 14 年度まで毎年同事業の事業採択を受けているが、市町村計画を作成したのは最初の事業開始から 2 年以上経過した 14 年 5 月末となっている。</p> <p>また、本事業の平成 14 年度の実施状況をみると、i) 先進地視察や長崎県ふれあい農業祭りへの参加（参加目標 1,500 人）を計画していたが未実施、ii) 学習旅行受け入れ及び S a 自然体験各 100 人の参加目標に対して、それぞれ 20 人（目標の 20.0%）、27 人（目標の 27.0%）等参加実績が大きく下回るなど事業効果が低い状況がみられる。</p>
長崎県	S b 町	<p>都市農村交流対策事業のうちグリーン・ツーリズム推進地域育成事業では、市町村計画が作成されているか又は作成が見込まれるかが事業の採択要件とされており、市町村計画未作成の同町では、市町村計画を作成する見込みであるとして、平成 13 年度に同事業の事業採択を受け、本事業の実施を S b 町都市農村交流協議会へ委託している。</p> <p>なお、同町は、平成 14 年度も同事業の事業採択を受けているが、市町村計画を作成したのは、14 年 5 月末となっている。</p> <p>また、同事業による体験交流活動の実施状況をみると、i) 13 年度の事業（中学生の受入れ）の計画 4 回（参加目標 160 名）に対</p>

		して実績が2回（参加99名）、ii）14年度事業（中学生の受入れ）の計画2回（参加目標54人）に対して実績が1回（参加4名）となっているなど事業効果が低い状況がみられる。
--	--	---

(注) 当省の調査結果による。

表2-(1)-⑩ ハード事業において補助事業の採択年度内に市町村計画が作成されていない例

都道府県	市町村	事例の内容
長野県	G c 町	<p>やすらぎの交流空間整備事業では、市町村計画を作成しているか、又は作成する見込みのある市町村であることが事業の採択要件とされており、当時、市町村計画を作成していなかった町では、市町村計画の作成が確実に認められるとして、平成12年度に同事業の事業採択を受け、i)「G c₂自然村」にクラインガルテン6棟の整備と、ii) 廃校舎を利用した体験施設（「ふるさと体験館G c₁」）の整備を行うこととしたが、幅広い関係者の意向の聴取と合意形成に時間を要したこともあり、市町村計画を作成したのは、事業採択から1年以上経過した平成14年3月となっている。</p>
長崎県	S b 町	<p>やすらぎの交流空間整備事業では、市町村計画を作成しているか、又は作成する見込みのある市町村であることが事業の採択要件とされており、当時、市町村計画を作成していなかった町では、市町村計画の作成が確実に認められるとして、平成13年度に同事業の事業採択を受け、交流拠点施設として、S b₁（レストラン、水産加工施設、宿泊施設）を整備したが、市町村計画を作成したのは、事業採択の翌年度の平成14年5月となっている。</p> <p>なお、平成14年11月に供用開始された同施設の利用状況をみると、利用見込み者数15,000人に対する平成15年度の達成率が62.8%と低調となっている。</p> <p>また、「やすらぎの交流空間整備事業実施要領」（平成12年11月22日付け12構改B第1122号構造改善局長通知）では、事業計画の認定要件の一つとして、「大幅な赤字が生じないことが確保されること」とされているにもかかわらず、同施設の収支状況は、平成14年度が3,449千円、15年度は8,085千円と大幅な赤字となっているなど、事業採択時に市町村計画が未作成となっている場合で、整備後の施設の運営が順調に進展していない例となっている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(1)-⑪ 元気な地域づくり交付金実施基準（抜粋）

1 元気な地域づくり推進交付金（ソフト）					
目的	目標	メニュー	実施主体	要件	交付率
2 グリーン・ツーリズム、都市農業の振興	<u>グリーン・ツーリズム交流人口の増大</u>	4 地域連携システム整備 農山漁村の魅力向上のための地域の自発的取組の支援 (1) 推進体制の整備 (2) ワークショップ活動	市町村、地方公共団体の一部事務組合、複数の市町村で組織された協議会、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等、農林漁業者等が組織する団体、地方公共団体等が出資する団体（地方公共団体、農業協同組合等が主たる構成員又は出資者となっていると認められる法人等に限る。）、NPO法人	<u>農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号。以下「農村休暇法」という。）第5条第1項に規定する農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する計画（以下「市町村計画」という。）を作成された、又は作成されることが見込まれる地域であること。</u>	定額（1/2以内）
2 元気な地域づくり整備交付金（ハード）					
目的	目標	メニュー	実施主体	要件	交付率
2 グリーン・ツーリズム、都市農業の振興	<u>グリーン・ツーリズム交流人口の増大</u>	3 やすらぎ空間整備 地域資源を活用した都市住民に魅力ある交流拠点・体験交流空間の整備等を行う。 (1) 都市農村交流促進施設 (2) 市民農園 (3) 廃校・廃屋改修交流施設 (4) 水辺修景・景観保全施設	市町村、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等、農林漁業者等が組織する団体、地方公共団体等が出資する団体（地方公共団体、農業協同組合等が主たる構成員又は出資者となっていると認められる法人等に限る。）、PFI事業者（民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律（平成11年法律第117号第2条第5項の選定事業者をいう。）、NPO法人	<u>農村休暇法第5条第1項に規定する農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する計画（以下「市町村計画」という。）を作成された、又は作成されることが見込まれる地域であること。</u>	定額（1/2以内） 沖縄県にあっては、 定額（2/3以内）

(注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

2 下線は当省が付した。

表2-(1)-⑫

市町村計画における定性的な目標の記載状況

都道府県名	市町村名	作成年月	計画期間の有無	定性的な記載事項例									
				ブランド米等農産物の販路拡大	入込客（交流人口）の増大	就業機会の確保	農林漁家の所得向上	施設運営者と生産者組織による利用・供給協定	インストラクター等体験指導員の人材育成	女性、高齢者の活用	土地利用協定の活用	地方自治体、消費者団体等との提携	
北海道	A a市	平成14.4	無	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○
	B a町	13.3	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
"	B e町	13.3	無	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-
岩手	C a町	14.12	無	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-
秋田	D b町	15.6	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
"	D c町	14.3	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
"	D e村	11.12	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉	E b市	16.3	無	-	-	○	○	-	○	-	-	○	-
"	E c村	14.4	無	-	-	○	○	-	○	-	-	○	-
新潟	F c市	9.3	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長野	G a市	9.3	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
"	G b町	14.3	無	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○
"	G c町	14.3	無	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○
"	G d村	11.3	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
愛知	H a町	13.12	無	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○
"	H b村	15.3	無	-	○	○	○	-	○	-	-	○	○
大阪	J b市	16.3	無	○	○	○	-	-	○	○	-	-	○
"	J a町	13.3	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
滋賀	K b町	14.3	無	○	○	○	○	-	○	-	-	○	○
京都	L a町	16.3	無	-	-	○	○	-	○	-	-	-	○
兵庫	M b町	13.3	無	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○
"	M c市	13.3	無	○	○	○	○	-	○	-	-	○	○
"	M d町	13.3	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広島	N d市	13.3	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
"	N c町	16.3	無	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○
"	N a町	13.3	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
島根	O b町	14.3	無	-	-	○	○	-	○	-	-	-	○
"	O a町	15.2	無	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○
高知	Q a町	14.2	無	-	○	-	-	○	○	-	-	○	○
"	Q c村	15.3	無	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○
福岡	R b市	16.3	無	○	○	○	○	-	○	-	-	-	○
"	R a村	16.3	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎	S a町	14.5	無	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-
"	S b町	14.5	無	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-
熊本	T a町	10.1	無	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-
"	T b村	13.7	無	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○
	36市町村		36	26	27	33	32	24	35	22	29	29	

(注) 1 本表は、農村休暇法第5条に基づき各市町村が作成した市町村計画に基づき当省が作成したものである。
2 市町村計画に定性的な目標として記載されている場合、○印を付している。

表 2-(1)-⑬ 「経営対策体制整備推進事業実施要綱の制定について」(平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 166 号農林水産事務次官依命通知)(抜粋)

<p>第 3 事業の内容</p> <p>1 経営・生産対策推進会議</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 推進会議は、(1)のアからクまでの業務を推進するための関係機関、団体等の最終調整機関として、役割分担の明確化、連携方策の策定、2 の地域農業マスタープランの策定等に際しての必要な協議及び調整を実施の上、<u>地域農業マスタープランの進行管理及び総合的な評価を実施するものとする。</u></p> <p>なお、推進会議の下に必要なに応じて導入事業実施等のためのプロジェクトチームを設置できるものとする。</p> <p>2 <u>地域農業マスタープラン</u></p> <p>実施主体は、経営・生産対策に係る施策の実施に当たり、地域における関係者間の合意形成に基づき、計画的な事業導入が図られるよう、平成 16 年度を目標年次とする中期的な経営・生産対策ビジョン及び年度活動計画を内容とする地域農業マスタープランを策定するものとする。</p> <p>なお、地域農業マスタープランの策定に当たっては、農業に関連する他の基本的な計画との連携を図り、整合性を保つものとする。</p> <p>＜「経営対策体制整備推進事業実施要領の制定について」(平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 167 号経済局長、構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長通知)(抜粋)＞</p> <p>第 2 地域農業マスタープラン</p> <p>要綱第 3 の 2 の地域農業マスタープランにおいては、次に掲げる事項を別記様式を参考として策定するものとする。</p> <p>1 経営・生産対策実施方針</p> <p>(1) 経営・生産対策ビジョン</p> <p>ア 経営・生産の総合的な振興に関する基本方針</p> <p>イ 効率的かつ安定的な農業経営の基本指標</p> <p>ウ 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保方針</p> <p>(ア) 認定農業者の育成に関する基本方針</p> <p>(イ) <u>認定農業者の育成目標</u></p> <p>(ウ) 農業経営の法人化の推進に関する基本方針</p> <p>(エ) <u>農業法人の育成目標</u></p> <p>エ 多様な担い手の育成・確保方針</p> <p>(ア) 多様な担い手の育成に関する基本方針</p> <p>(イ) <u>多様な担い手の育成目標</u></p> <p>(以下、略)</p>
--

(注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。
2 下線は当省が附した

表2-(1)-⑭ 「中山間地域等総合振興対策実施要綱の制定について」(平成12年8月9日付け12構改B第759号農林水産事務次官依命通知)(抜粋)

第1 趣旨

平野の外縁部から山間地に至る中山間地域等は、河川の上流域に位置し、傾斜地が多い等の立地特性から、食料の安定供給の他に、水源のかん養、国土・環境の保全、保健休養、伝統文化の保全等の多面的機能を有しており、我が国の農業・農村の発展を図る上で重要な役割を果たしている。

しかしながら、過疎化・高齢化の進行や担い手の減少及び耕作放棄地の増加等により、地域活力や多面的機能の低下が懸念されている。

このため、地域特性を踏まえた地域間の連携・調整を行いつつ、都道府県単位で広域的に中山間地域等の振興を総合的・計画的に実施するとの観点に立ち、新たに中山間地域等総合振興対策(以下「対策」という。)を講じることとする。

第2 実施地域(略)

第3 対策の内容

国及び都道府県は、中山間地域等において、農林水産業その他の産業の振興、定住の促進及び多面的機能の確保を通じて、多様な食料や林産物を供給するとともに、国民に対して魅力ある空間を提供するため、次に掲げる事項を行うこととする。

1 中山間地域等総合振興方針の策定(略)

2 地域別振興アクションプランの策定

都道府県は、1の振興方針に基づき、中山間地域等のうち対策に取り組む体制が整備されると認められる地域から順に当該地域の関係市町村と調整の上、おおむね5年後を目標とした地域別振興アクションプラン(以下「プラン」という。)を策定することとする。なお、プランの策定に当たっては、あらかじめ第5の2の(1)の第三者機関の意見を聴くものとする。

(1) プランの内容は、次に掲げる事項とする。

- ア 基本的な考え方
- イ プランの対象地域の選定理由及び地域の概要
- ウ 対策の推進目標及び当該推進目標を達成するのに必要な推進方法
- エ 地域別目標指標
- オ 対策を推進するための事業実施計画
- カ 都道府県及び市町村の推進体制

(2) 目標に対応した事業の選択(略)

(以下、略)

<「中山間地域等総合振興対策実施要綱の制定について」(平成12年8月9日付け12構改B第760号構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、林野庁長官、水産庁長官通知)(抜粋)>

第2 要綱第3の2の(1)のエの地域別目標指標は、対策推進目標及び対策推進方法に応じて次に掲げる事項を選択するものとする。なお、地域の実情を踏まえて、指標の追加及び選択ができるものとする。

- 1 就業人口
- 2 I J Uターンの新規流入者数
- 3 交流人口数
- 4 活性化人口(定住人口+交流人口)
- 5 総農林漁家数
- 6 総生産額
- 7 農林漁業粗生産額
- 8 農林水産業関連事業所数
- 9 耕作放棄率
- 10 ホームヘルパー数

(注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。
2 下線は当省が付した。

表 2 - (1) - ⑮

農業・農村振興に係る各種計画の記載事項等の比較

区 分	市町村計画	地域農業マスタープラン	地域別振興アクションプラン
○地域の概要（現況）	<ul style="list-style-type: none"> 土地の現況 農用地、採草放牧地、農業用施設用地、森林・原野等別の面積を記載 農業の現況 農家戸数（専業・兼業（第1種、第2種別）、経営耕地面積、主要作目（作付面積）を記載 	<ul style="list-style-type: none"> 認定農業者等農業の担い手、主要作目の生産（作付、栽培面積等）等の現状を記載 	<ul style="list-style-type: none"> 地域指標 世帯数、人口（65歳以上等）、農林漁家数、耕地面積、林野面積、漁獲量、農林漁業粗生産額等を記載
○数値目標（指標）等	<ul style="list-style-type: none"> 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針等の中で、入り込み客（交流人口）の増大、インストラクター等の人材育成、ブランド米等農産物の販路拡大等について <u>定性的な記載のみ</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 目標年次における目標数値を設定 <u>認定農業者数、農業法人の育成数、新規就農者数、生産量、生産コスト等を記載</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 地域別目標指標 <u>就業人口、I J U ターン等新規流入者数、交流人口数、活性化人口（定住人口＋交流人口）、総農林漁家数、農林漁業粗生産額等を選択して記載</u>
○事業計画（施設整備計画）	<ul style="list-style-type: none"> 農作業体験施設等の整備計画 施設の種類、位置、規模、機能、事業主体を記載 	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備計画 施設名、位置、規模、受益の範囲、利用組織等を記載 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施計画 基幹事業及び関連事業の事業名、事業実施主体、整備内容（規模等）、事業年度等を記載
○目標年度（計画期間）	<ul style="list-style-type: none"> 目標年度（計画期間）なし 	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年度から16年度までの5年間 	<ul style="list-style-type: none"> おおむね5年後を目標

(注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

2 表中の「市町村計画」は、農村休暇法第5条に基づく市町村計画、「地域農業マスタープラン」は、「経営対策体制整備推進事業実施要綱の制定について」（平成12年4月1日付け12構改B第166号農林水産事務次官依命通知）に基づく計画、「地域別振興アクションプラン」は、「中山間地域等総合振興対策実施要綱の制定について」（平成12年8月9日付け12構改B第759号農林水産事務次官依命通知）に基づく計画である。

表 2-(1)-⑩ 地方公共団体の総合計画等の中で都市農村交流に係る目標数値(指標)が示されている例

道県名	計画名	内 容
北海道	「北海道農業・農村ビジョン21」(平成16年3月策定、最終目標年次:平成25年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいファーム登録件数 ・グリーン・ツーリズム関連施設数(※) ※ ファームイン、農家レストラン、農業体験、観光農園、加工体験、直売、乗馬体験、市民農園、農村公園等の実施施設数
秋田県	「あきた21総合計画～時と豊かに暮らす秋田～」(基本構想)(平成11年度策定、計画期間:平成12年度から22年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校体験農園の設置校割合 ・市民農園・ふれあい農園の利用世帯割合 ・活力ある中山間地域創造プラン策定市町村数 ・アグリビジネス起業数 ・遊休農地等活用面積 ・都市住民の交流参加者数 ・都市山村交流のための森林整備面積
埼玉県	「埼玉県民の健康とくらしを支える食料・農業・農村ビジョン」(平成16年3月策定、計画期間:平成16年度から22年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・観光農業者数 ・市民農園面積 ・有人農産物直売所(都市的地域) ・農作業や農村文化を体験できる農園等 ・農村休暇法に基づく受入体制や施設整備計画を立てている市町村数 ・体験や地域の自然とふれあえる施設数
	「埼玉県森林・林業長期ビジョン」(平成12年3月策定、目標年次:平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ・森林ふれあい施設数 ・森林学習インストラクター数 ・森林サポーターの活動回数
新潟県	「21世紀最初の10年計画「新潟・新しい波」基本構想編」(平成13年4月策定、計画期間:平成13年度から22年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の体験活動の参加者数(人日/年)
石川県	「石川県グリーン・ツーリズム推進方策」(平成13年度策定、目標年度:平成18年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン・ツーリズム推進員 ・ふるさとの匠 ・農家レストラン ・インタープリターの数 ・廃校・空き家の活用数 ・自然体験指導者数 ・新規起業数 ・インストラクターの数 ・受け入れ施設数
京都府	「新京都府農林水産振興構想」(平成14年1月策定、計画期間:平成12年から平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民農園の設置数 ・棚田オーナー制の数 ・体験型の都市農村交流拠点等の整備数 ・森林インストラクターの登録数 ・子どもの漁業体験者数
兵庫県	「ひょうご農林水産ビジョン2010」(平成12年度策定、計画期間:平成13年度から22年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民農園数 ・市民農園區画数 ・市民農園整備面積 ※平成12年度の市民農園の充足率を基に目標値を設定
	「アグリライフ県推進方針―楽農生活―」(平成13年度策定、計画期間:平成14年度から18年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民農園整備面積 ・楽農生活リーダー(※1) ・楽農生活交流人口(※2) ※1 兵庫県では、「アグリライフ」を「楽農生活」と呼び、楽農生活リーダーは、アグリライフ・インストラクターや農山漁村での作業ボランティア(棚田交流人、ふるさとむら会員)等をいう。 ※2 楽農生活交流人口は、兵庫県内の農林漁業体験等ができる都市農村交流施設の利用者数
福岡県	「福岡県農業・農村振興基	<ul style="list-style-type: none"> ・まちとむらネットワーク会員数(※)

	本計画」(平成14年3月策定、計画期間：平成14年度から22年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民農園、学童農園の設置数 ※ まちとむらネットワーク会員は、「農業・農村について考え、主体的に活動する県民」を全て対象と考え、取り組みの初期段階として県民の0.1パーセントを目標値と設定 (なお、まちとむらネットワーク会員数及び市民農園、学童農園の設置数の目標達成年次は平成17年度)
長崎県	「長崎県長期総合計画」(平成12年8月策定、計画期間：平成13年度から22年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン・ツーリズムによる誘客数
	「長崎県農政ビジョン」(平成12年10月策定、計画期間：平成13年から22年)	<ul style="list-style-type: none"> ・実践モデル地域数 (※) ※ 一般市民、商業関係者等地域一体となったまちおこし運動としての展開を図る実践地域数 ・インストラクターの養成数 (※) ※ 農林漁業の技能や「むら」の歴史、自然を熟知した人材を発掘し、都市と農村の交流を総合的に演出できる体験指導員等
新井市 (新潟県)	「新井市農業・農村基本計画」(平成13年4月策定、計画期間：平成13年度から17年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・特産加工グループの育成数 ・交流人口の増加数 ・イベントを通じての特産品販売額 ・集落農園整備区画数、交流人口
八千代町 (兵庫県)	「第5次八千代町総合計画」(平成12年度策定、計画期間：平成13年度から22年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・交流人口 (※) ※ 八千代町では、八千代町内の交流施設10施設の年間利用者数等で交流人口を算出
宝珠山村 (福岡県)	「宝珠山村農村振興基本計画」(平成14年3月策定、計画期間：平成14年度から23年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・体験農園面積 ・農家民宿数 ・体験交流人口 (イベント等) <p>(なお、上記3つの目標達成年次は平成18年度)</p>

(注) 当省の調査結果による。

から、本来の都市農村交流施設としての利用実態を的確に把握するものとなっていない。

このため、調査した施設の中には、以下のように都市農村交流を目的とした利用が低調な例がみられたが、都道府県知事及び農林水産省（地方農政局）は、その実態を把握しておらず、是正のための措置を講じていない。

① 都市農村交流を目的とした補助事業で整備した宿泊施設のトレーニング室を供用開始から3か月後には、「エステ、指圧による簡易マッサージ、足つぼマッサージ」を営業する部屋に増改築等し、同室に設置されたトレーニング機器が利用されていないもの（類似事例を含め3施設）

表2-(2)-ア-(7)
-③

② 自然・農業体験を通じた都市住民との交流促進施設でありながら、利用計画どおりイベント等を開催せず、利用実績の70%以上が村内住民の利用となっているものなど、都市と農村の交流を目的として整備された施設が都市と農村の交流に活用されていないもの（類似事例を含め10施設）

表2-(2)-ア-(7)
-④

(b) 調査した90施設のうち供用期間が3年を経過している56施設の利用実績及び収支状況を調査したところ、次のとおり、利用が低調な施設や収支の均衡が取れていない施設がみられた。

(注) やすらぎ空間整備事業1施設、やすらぎの交流空間整備事業4施設、山村・都市交流促進事業12施設及び就業所得機会創出事業41施設。複数事業により整備されている2施設があるため事業別の施設数とは一致しない。

① 平成13年度から15年度の平均利用実績が利用計画の70%未満となっているもの（18施設）。うち利用計画に対する利用実績が3年連続で30%を下回っているもの（4施設）

表2-(2)-ア-(7)
-⑤、⑥

② 4事業で整備された7道府県における8市町村の宿泊施設付き市民農園7農園の平成16年度の契約率が50%以下のもの（2施設）

表2-(2)-ア-(7)
-⑦

③ 事業計画の認定に当たって、施設の収支の均衡が取れていると認められることが要件とされているにもかかわらず、3年以上にわたって赤字運営となっているもの（2施設）

表2-(2)-ア-(7)
-⑧

補助事業で整備された個々の施設等については、利用状況や収支決算状況等について評価を行い、利用実績が利用計画を大幅に下回るなど利用が低調な場合には、計画主体に対して改善計画を作成させ、農林水産省及び都道府県知事による重点的な指導等を行うことで、目標及び指標の達成率の向上を通じて効果の発現を確保することが重要となっている。

現在、4事業のうち、山村・都市交流促進事業の事業実施要領等においては、都道府県知事は、施設の利用実績が利用計画を大幅に下回る地区がある場合には、当該地区を含む市町村を重点的に改善指導すべき市町村として定め、指導を行うこととされている。

しかし、「元気な地域づくり交付金」の実施要綱及び実施要領では、補助事業で整備された個々の施設等の利用計画の達成状況や収支決算状況等について、事後評価を行うこととされているが、これらの実績が計画を下回っ

た場合であっても計画主体に対する改善計画の作成、農林水産省及び都道府県知事による重点的な指導等を行うこととされていない。

b 都市農村交流施設の利用状況の把握・評価の方法

4事業では、事業実施要領等において、事業主体等に対し、①整備しようとする施設の利用計画を作成すること、②計画達成状況報告を行うことが義務付けられている。

これらの施設の利用状況を適正に把握するためには、利用計画に記載する利用見込者数等や計画達成状況報告に記載する利用実績を明確な根拠に基づいて算出することが必要となっている。

しかし、4事業で整備した90施設について利用計画及び計画達成状況報告を調査した結果、次のような状況がみられた。

- ① 施設の需要動向等の検討を行わずに利用計画を作成しているもの（4施設）
- ② 計画達成状況報告において、i) 算出根拠が不明な利用実績で評価しているもの（3施設）、ii) 計画達成状況報告の数値が誤ったまま提出されているもの（3施設）など、事後評価が適切に行われていないもの。また、評価を行わないまま報告されているもの（1施設）

このように、算出根拠がない利用見込者数等と利用実績を対比したとしても、利用状況を適正に把握できず、評価が行えない。これは4事業の事業実施要領等において、利用計画に利用見込者数等の算出根拠を、また、計画達成状況報告に利用実績の算出根拠を記載することとされていないためとみられる。

なお、「元気な地域づくり交付金」の実施要綱及び実施要領では、計画主体に対して、利用計画に利用見込者数等の算出根拠を、また、計画達成状況報告に利用実績の算出根拠を具体的に記載することを求めている。

したがって、農林水産省は、都市農村交流を効果的かつ効率的に推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 都市と農村の交流を目的として整備された施設の利用状況を的確に把握し、その把握結果に基づき、施設の利用について適正な措置を講ずること。
また、都市と農村の交流を目的とした施設の利用実績を的確に把握できるよう計画達成状況報告の様式を見直すこと。
- ② 事後評価に当たっては、施設の利用実績等を十分に踏まえ、利用実績が利用計画を下回っている、収支均衡が図られていない等事業効果の発現に問題が生じている地区について、事業実施要領等において、改善計画を作成させるなど必要な措置を講ずること。
- ③ 事後評価の実効性を確保するため、計画主体に対し、事業実施要領等において、利用計画に利用見込者数等の算出根拠を、また、計画達成状況報告に利用実績の算出根拠を記載させること。

表2-(2)-ア-(7)
-⑨~⑫

表 2-(2)-ア-①

都市農村交流関連補助事業の予算の推移

(単位：千円)

事業名	区分	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
① 新グリーンツーリズム総合推進対策	ソ、ハ	—	—	—	985,878	846,283
② 都市農村交流対策事業	ソ	(569,493)	(521,628)	(453,663)	—	—
③ やすらぎの交流空間整備事業	ハ	—	(577,421)	(300,766)	—	—
④ 特定農山村総合支援事業	ソ	710,480	639,322	499,247	210,453	100,000
⑤ 新山村振興等農林漁業特別対策事業	ハ	15,046,122	17,524,091	15,086,488	10,936,599	10,042,409
⑥ 山村振興等農林漁業特別対策事業	ハ	—	—	—	—	—
⑦ 子どもたちの農業・農村体験学習推進事業	ソ	77,834	101,045	101,462	409,076	296,481
⑧ 里山林の新たな保全・利用推進事業	ソ	—	36,501	16,150	16,150	11,807
⑨ 都市漁村交流対策事業等	ソ	—	—	100,000	78,000	69,331
⑩ 漁村活性化推進事業等	ソ	—	—	100,000	86,000	79,542
その他事業	ソ、ハ	3,142,970	3,676,358	4,617,708	11,109,223	16,897,789
ハード(小計)		17,004,037	19,583,006	18,194,403	20,637,732	25,689,337
ソフト(小計)		1,310,111	1,750,619	2,168,165	2,960,647	2,475,974
ソフト・ハード(小計)		663,258	608,191	158,487	233,000	178,331
合計		18,977,406	21,940,816	20,521,055	23,831,379	28,343,642

- (注) 1 本表は、農林水産省の資料に基づき当省が作成したものである。
2 区分欄の「ソ」はソフト事業を、「ハ」はハード事業を示す。
3 () 内は、現在の事業の前身の事業の予算額を外数で計上している。
4 「里山林の新たな保全・利用推進事業」欄の平成16年度は、後継事業である国民参加の緑づくり活動推進事業のうち里山林自然・文化体験活動の推進及び共生林の多様な利用活動推進事業の予算額である。
5 「都市漁村交流対策事業等」欄は、平成14年度が都市漁村交流対策事業、15年度及び16年度が都市漁村交流促進事業(いずれも公益法人に対する委託事業)の予算額である。
6 「漁村活性化推進事業等」欄は、当該事業のうち平成14年度が都市漁村交流対策事業、15年度が漁村コミュニティ支援事業、16年度が漁港漁村活性化支援事業のうち漁村コミュニティ支援の予算額である。
7 貸付金は含まない。

表2-(2)-ア-(7)-① 「新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領の制定について」
(平成11年3月19日付け11構改B第322号農林水産事務次官
依命通知)(抜粋)

(別紙)

新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領

第1 趣旨

(略)

しかしながら、これらの地域は、①急傾斜地が多く、農地も狭小かつ分散していること、②基礎的な生活環境施設の整備等が著しく遅れていること、③人口の流出と高齢化が進行していること、④森林・農地等の管理水準が低下していること等の問題点があり、これらを解決するためには、当該地域の基幹産業である農林漁業の振興を始め、地域住民の生産・生活の場としての活性化を図ることはもとより、地域が有する特性を踏まえた対策を講ずる必要がある。

このためには、格差是正という観点に加えて、豊かな自然環境や生活空間、伝統文化等山村等中山間地域の有している良さを見直し、これを伸ばしていくという視点が重要であり、……(略)……③山村と都市との間の交流及び文化教育の推進……(略)……等の各種対策を総合的に展開することが必要である。

本事業は、このような認識に立って、山村等中山間地域の振興を一層促進するため、地域の特性を活かした農林漁業を始めとする多様な産業の振興、山村地域と都市との間との交流の促進とこれを支援する豊かな自然環境の保全及び地域の担い手の確保に必要な事業を総合的に実施するものである。

第2～4 (略)

第5 事業の種類、事業内容等

本事業の種類は、農林漁業振興事業、……(略)……、山村・都市交流促進事業、……(略)……とし、これらの事業の内容及び助成の対象とする事業種目、事業主体等は、別記の新山村振興等農林漁業特別対策事業実施基準(以下「補助事業実施基準」という)のとおりとする。

第6～9 (略)

第10 事業の実施後の措置

1 事業主体は、事業計画に基づいて整備した施設等の管理が当該事業の趣旨に即して適正に行われるよう努めるものとする。

また、計画主体は、事業の効果が十分に発現しているかどうかについて、的確に把握するとともに、施設の利用実績が利用計画を相当に下回っている等の場合には、その要因を分析して、必要がある場合には施設の運営方法の見直しや利用計画の変更等所要の手続きを行うものとする。

2 都道府県知事以外の者が計画主体である場合の事業完了報告、計画達成状況報告及び諸施設の実績報告

(1) 計画主体は、事業計画に基づくすべての事業が完了したときは、その旨を都道府県知事に報告するものとする。

(2) 計画主体は、事業計画に基づくすべての事業が完了した年度の翌年度から一定の期間ごとに、当該事業計画に記載された目標の達成状況を調査し、その結果を都道府県知事に報告するものとする。

(3) (略)

(4) (1)、(2)又は(3)により報告を受けた都道府県知事は、これを地方農政局長に報告するものとする。

3 都道府県知事が計画主体である場合の事業完了報告、計画達成状況報告及び諸施設の実績報告

(1) 都道府県知事は、事業計画に基づくすべての事業が完了したときは、その旨を地方農政局長に報告するものとする。

(2) 都道府県知事は、事業計画に基づくすべての事業が完了した年度の翌年度から一定の期間ごとに、当該事業計画に記載された目標の達成状況を調査し、その結果を地方農政局長に報告するものとする。

(3) (略)
第11 (略)

別記 新山村振興等農林漁業特別対策事業実施基準

第1 一般基準

- 1 補助事業は、事業計画に基づき、地域の特性に即した総合的視点に立った地域振興のために必要な事業を総合的かつ効果的に実施するものとする。
 なお、その際、農林漁業者等地域住民の創意と工夫及び地域の特性を十分に反映させ、画一的な運用にならないよう配慮すべきものとする。
- 2～16 (略)
- 17 補助事業は、厳正適格な実施を期するとともに、事業の目的が十分に達成されるよう事業完了後における経営管理に必要な措置を講ずるものとする。
- 18 (略)

第2 事業種目別基準

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 山村・都市交流促進事業
 事業計画に基づいて、多面的な山村・都市交流の促進、自然環境を活かした山村と都市の子供等相互の体験や学習機会の向上に必要な施設等を整備する事業とする。

事業種目	事業主体	助成対象施設等	採択基準	補助率
1 多面的交流促進整備事業	都道府県、市町村、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者	(1) 地域資源活用総合交流促進施設 (2) 体験農園施設 (3) (1)及び(2)の附帯施設	1 個々の施設の規模、性能等は受益戸数、利用計画、耐用年数等からみて適切なものとする。 2 施設の整備については、農村振興局長が別に定める基準に該当するものとする。	1/2 以内（沖縄県にあっては2/3 以内）
2 文化教育交流促進施設整備事業	都道府県、市町村、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、教育委員会	(1) 子供等自然環境知識習得施設及び附帯施設		

4～8 (略)

(注) 1 農林水産省の提出資料に基づき当省が作成した。

2 下線は当省が付した。

表 2 - (2) - ア - (7) - ② 「新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領の運用について」
 (平成 11 年 3 月 19 日付け 11 構改 B 第 323 号農林水産省構造改善局長通知) (抜粋)

(別紙)

第 1 ～ 第 4 (略)

第 5 事業計画について

1 実施要領第 6 の 1 の事業計画は、次に掲げる事項とする。

なお、事業の構想は、実施する事業の種類ごとに、地区の現状と問題点、改善目標、施設の利用計画及び振興計画等について、記載するものとし、また、改善目標及び施設の利用計画については、事業計画に基づくすべての事業が完了した年度から 3 年後 (以下「目標年度」という。) に地域において達成することとした目標について記載するものとする。

- (1) 地区の概要
- (2) 地域条件整備の基本方向
- (3) 事業の構想
- (4) 地区全体の改善目標
- (5) 推進体制
- (6) 事業実施計画
- (7) その他必要な事項

2 事業計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 事業計画の作成に当たっては、単なる施設整備を目的とするのみでなく、当該施設を核とした地域全体の農林漁業の振興、就業の場の確保等を考慮に入れた計画内容とするとともに、農林漁業者・関係者の意向が十分反映されたものとなるようにすること。

(2) 施設の利用計画については、実施要領別記「新山村振興等農林漁業特別対策事業実施基準」(以下「補助事業実施基準」という。) の助成対象施設等のうち、農林漁家の所得の向上に直接寄与する施設並びに山村・都市交流促進事業、定住促進生活環境整備事業及び高齢者・女性等生きがい発揮促進事業に係る施設について作成すること。

(3) 施設の利用計画の作成に当たっては、地域活性化支援機構を十分活用するとともに、あらかじめ次に掲げる内容について検討を加えること。

ア 当該地区の交通条件、入り込み客数、都市との交流状況並びに都道府県及び近隣市町村内の類似施設の賦存状況や利用状況等を基にした当該施設に係る需要動向の見通し

イ 施設の内容や利用対象者、利用時期など当該施設に係る利用形態

ウ 施設の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携など当該施設の利用環境

3 実施要領第 6 の 1 及び 2 の事業計画の認定等については、次により行うものとする。

(1) 実施要領第 6 の 1 の (1) による事業計画の認定申請は、第 12 の (1) の新山村振興等農林漁業特別対策事業計画認定申請書に第 12 の (2) の新山村振興等農林漁業特別対策事業計画書 (以下「計画書」という。) を添付して行うものとする。

(2) 実施要領第 6 の 1 の (1) 及び (3) に定める都道府県知事による事業計画の認定については、別記 3 に定めるところによるものとする。・・・(以下、略)

(3)～(5) (略)

第 6 ～ 7 (略)

第 8 事業実施後の措置について

事業要領の第 10 の 2 及び 3 の事業計画に基づく事業の完了報告 (以下「事業完了報告」という。)、事業計画に記載された目標等の達成状況についての調査結果報告 (以下「計画達成状況報告」という。) 及び諸施設の実績報告は、次により行うものとする。

1 事業完了報告

(1) 事業完了報告は、第 12 の (7) の新山村振興等農林漁業特別対策事業完了書を提出して行うものとする。

(2) 計画主体が都道府県知事に対して行う事業完了報告は、事業が完了した年度の

補助事業の実績報告と併せて報告書を提出して行うものとする。

- (3) 都道府県知事が地方農政局長に対して行う事業完了報告は、毎年度、前年度の補助事業の実績報告を行うときに(2)の該当地区を取りまとめた上、行うものとする。

2 計画達成状況報告

- (1) 計画達成状況報告は、第12の(8)の新山村振興等農林漁業特別対策事業計画達成状況報告書を提出して行うものとする。

なお、目標年度の報告において事業計画に記載した改善目標及び施設の利用計画が未達成の地区については、計画主体は、その要因等を分析するとともに、地域活性化支援機構の意見を反映させて、推進体制や施設の利用計画の見直しに関する改善計画を作成するものとする。

また、都道府県知事は、改善目標の達成率が著しく低い地区又は施設の利用実績が利用計画を大幅に下回る地区がある場合には、当該地区を含む市町村を、重点的に改善指導すべき市町村(以下「重点改善指導市町村」という。)として定め、計画主体による改善計画の作成及び実施について、必要に応じ商工業、観光業等を所掌する担当部局の協力も得て指導を行うほか、当該改善計画の作成及び実施並びに指導の状況について、新山村振興等農林漁業特別対策事業計画達成状況報告書に添付して報告するものとする。

- (2) 計画達成状況報告は、原則として事業計画に基づく事業すべて完了した年度から数えて1年度、3年後及び5年後の各年度の年度実績について行うものとする。

- (3) 計画主体が都道府県知事に対して行う計画達成状況報告の期限は、当該年度の翌年度の4月末日までとし、都道府県知事が地方農政局長に対して行う計画達成状況報告の期限は同5月末日までとする。

- (4) 重点改善指導市町村は、事業完了年度から4年後及び6年後の年度の年度実績についても、それぞれ計画達成状況報告を行うものとする。

3 目標年度を経過した後において、計画目標に照らしその達成率が著しく低い地区に係る市町村においては、重点的な改善指導等によって改善された場合を除き、以後本事業を行わせないものとする(経済的事情の著しい変化等事業主体の責に帰せない場合を除く。)

4 (略)

第9 施設等の管理について

補助事業によって取得し、又は効用の増加した施設等(以下「施設」という。)は常に良好な状態で管理し、その設置目的に即して最も効果的な運用を図るものとする。

1 管理主体

施設の管理は、原則として、事業主体がこれを行うものとする。但し、当該事業実施地区内に存する団体等(当該施設における事業種目につき基準で定められた事業主体の範囲のものに限る。)のうち、事業主体が直接管理する場合よりその施設の設置目的の達成等の見地からより適切な管理を行うものと認められるものがある場合には、その団体等に管理させることができるものとする。

この場合、事業主体の長は、その旨を市町村長に届け出て、その指示を受けるものとするが、年度別実施計画等においてあらかじめ市町村長の承認を受けた場合はこの限りではない。

2 管理方法

事業主体は、施設の管理の現状を明確にするため、施設財産台帳を備えておくものとする。

管理主体は、施設ごとに管理規程又は利用規程を定めて適正な管理を行うとともに、施設の永続的活用を図りうるよう施設の更新に必要な資金の積立てに務めるものとする。

(以下、略)

3～4 (略)

5 利用計画の変更等

施設整備後、その利用状況等を踏まえ、何らかの理由で利用計画の変更が必要と判断された場合は、地域の活性化に資することを前提条件として、所要の手続きを経て利用計画を変更できるものとする。

この場合、事業主体又は管理主体の長又は代表者は、市町村長あてにその旨を届け出るものとし、届出を受けた市町村長は都道府県知事あてに、同様に都道府県知事は地方農政局長あてに必要性を検討の上届け出るものとする。

なお、利用実績については当該計画変更後から算入できるものとする。

第10～12 (略)

別記1～2 (略)

別記3 事業計画の認定について

1 事業計画の認定については、次のすべての要件に該当すると認められる地区につき行うものとする。

(1) 当該地域内の農林漁業者・関係者の総意に基づき新山村振興等農林漁業特別対策事業計画が樹立されていること。

(2) 事業計画の内容が次のいずれかに該当し、地域の活性化と定住条件の改善が見込まれること。

① (略)

② (略)

③ 山村・都市交流促進事業にあつては、就業機会の拡大、地域農林水産物の販路拡大等の効果が確実に生ずるものと認められること。

④ (略)

⑤ (略)

(3) 施設の規模、利用計画等からみて当該施設の適正な利用が確実であると認められ、かつ、施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。

(4) 施設の能力及び規模が、受益者数、受益地域の範囲等からみて適正であり、かつ、過大なものでないこと。

(5) 施設の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。

(6)～(8) (略)

2 次のいずれに該当する地区については、認定しないものとする。

① 新山村振興等農林漁業特別対策事業計画について異議や苦情が寄せられており、地域内の農林漁業者・関係者の総意に基づくものとは認められないものであること。

②～⑦ (略)

(注) 1 農林水産省の提出資料に基づき当省が作成した。

2 下線は当省が付した。

表2-(2)-ア-(7)-③ 無届けで増改築等が行われ、補助事業で整備された施設等が利用されていないもの

県	事業主体	事例の内容
秋田県	D a 町	<p>D a 農村体験の里に整備されたD a₁(就業所得機会創出事業、国庫補助金1億2,500万円)は、都市農村交流、山荘利用者、地域住民、体験農園等利用者など年間述べ2,190人の利用を図る目的で整備された施設である。</p> <p>しかし、平成9年度の供用開始2年後から、①家具調度品、味噌桶や漬物桶等を収納、保存、展示する「土蔵」には、展示されるべき物品がまったくなく、食事・宴会会場として利用されており、②別棟の「農作業場」には古い農具が多数保管され、利用計画どおりに農作業等体験や漬物・味噌加工、講習会や会議会場などに利用できる状況になく、都市農村交流施設として利用されていない。</p>
島根県	O b 町	<p>O b₁山荘(就業所得機会創出事業、国庫補助金7億6,580万円)は、地域資源を活用した自主的な住民交流と農業体験・自然観察・環境学習等を通じた体験交流、新鮮で季節感のある農産物・特産品を介した農産物交流、地域間交流・スポーツ交流など都市住民との様々な交流の場として整備された施設である。</p> <p>しかし、同山荘の「地域食材販売室(朝市)」は、供用開始後1年7か月で、地方農政局及び県に無届けのまま「地域食材軽食コーナー」に模様替えされていた。</p> <p>なお、平成15年2月に施設の利用計画の変更及び模様替え届けが島根県知事から農林水産省中国四国農政局長に提出されている。</p>
	O b 町	<p>O b₁山荘(就業所得機会創出事業、国庫補助金7億6,580万円)は、地域資源を活用した自主的な住民交流と農業体験・自然観察・環境学習等を通じた体験交流、新鮮で季節感のある農産物・特産品を介した農産物交流、地域間交流・スポーツ交流など都市住民との様々な交流の場として整備された施設である。</p> <p>しかし、供用開始後3か月の平成13年7月に、休憩するための長椅子やワンコインマッサージ機器などが配備された「リラックスルーム」として使用されるようになり、現在では、当該「リラックスルーム」の一部(三分の一程度の面積)が、町も実情を未把握なまま、「エステ、指圧による簡易マッサージ、足つぼマッサージ」を営業する部屋に模様替えされている。</p> <p>このような状況から、「健康増進施設」が手狭となり、同施設のために購入したエアロバイク等の備品5台、合計146万8,000円は、当該施設で使用されておらず、倉庫に保管されたままとなっている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表2-(2)-ア-(7)-④ 都市農村交流施設としての利用が低調となっているもの

県	事業主体	事例の内容
秋田県	D a 町	<p>D a 町スポーツエリアに整備されたD a 交流プラザ（就業所得機会創出事業、国庫補助金 7,643 万 7,000 円）は、地域産物の直売、農業技術講習、サークル活動、各種イベント、都市住民との交流など年間 156 回行い、延べ 9,739 人の利用を図るとして整備された施設である。</p> <p>しかし、供用開始の平成 10 年度から、直売用野菜、花卉などの販売準備、保管に利用する計画であった直売管理室は椅子や机の保管庫として使用されており、目的外に利用されている。</p> <p>さらに、平成 15 年度の利用実績をみると、地元住民のサークル活動、町役場野球部等の練習が 58.8%となっており、主として地元住民に利用されており、都市農村交流を目的とした利用が低調となっている。</p>
	D a 町	<p>D a 農村体験の里に整備された動物ふれあい広場（就業所得機会創出事業、国庫補助金 1 億 1,005 万円）の利用計画では、他の都府県の小中学校を「定期交流提携校」や「農業体験学習校」として選定し、それらの生徒・児童等を対象とした「山村・都市子供等ふれあい事業体験学習メニュー」に基づき、家畜とのふれあい、自然観察会、農業体験などのイベントを年間 50 回開催し、延べ 1,215 人の利用を図ることとしていた施設である。</p> <p>しかし、①交流事業の実施の支援を行うためのD a 町農村体験の里利用推進会議が十分に機能しなかったこと、②平成 5 年当時は実施されていたとされる他府県などの都市側の生徒・児童等の利用・交流も 10 年頃には途絶えていたこと等から、16 年度には農業体験など都市農村交流に関する取組が行われていない。</p> <p>そのため、供用開始の平成 12 年度から、都市農村交流を目的として計画していたイベントは全く開催されていない。</p>
岩手県	C c 村	<p>C c ₁ 会館（山村・都市交流促進事業、国庫補助金 1 億 6,270 万円）は、歴史的資料、郷土芸能及び伝統料理等の農山村の伝統文化や食文化などに直接触れ、体験できる交流スペース、村出身の童話作家の作品を一堂に会したふるさと文庫、体験農園・体験林地等の窓口機能等を備えた交流拠点施設を整備することにより交流人口の拡大を図り、農林家所得の確保に努めるとともに、グリーン・ツーリズム等の新たな形態の観光振興に結び付ける機運の醸成を図ることを目的として整備された施設である。</p> <p>同会館の利用計画では、自然体験ツアー、ふるさと体験ツアー及び伝統行事体験ツアー等の参加者として都市住民（7,400 人）、郷土芸能伝承活動等で郷土芸能保存会（4,000 人）、課外授業等で村内小中学生（1,500 人）、研修会・交流会・各種会議等で村内住民（7,100 人）の利用を見込んでいる。</p> <p>しかし、供用開始の平成 14 年度の 2 年後には、自然体験ツアー等が開催されていないため都市住民等（1,509 人）の利用実績が利用計画を大きく下回っている。</p> <p>一方、平成 15 年度の利用実績をみると、村内住民による利用が 11,439 人と利用実績全体（15,855 人）の利用の 70%を超えている。さらに、うち 11,399 人は交流以外の目的での利用実績となっており、都市農村交流を目的とした利用が低調となっている。</p>
石川県	I a 村	<p>I a ₁ 文化伝承館（就業所得機会創出事業、国庫補助金 5,000 万円）は、I a 村内の道の駅の敷地内に整備されたもので、そば打ち及び紙漉の体験教室を行う研修室に農具・民具の展示施設が併設されている。</p> <p>しかし、同施設の研修室は、利用計画では、そば打ちや紙漉の体験教室を開催することとして整備されたにも関わらず、供用開始の平成 13 年度から、研修室が狭く一度に 8 人程度しか入室できないため、団体でのそば打ち体験ができないこと等から、そば打ち体験は行われておらず、そば店として営業されている。</p>
	I b 村	<p>I b ₁ 農園（就業所得機会創出事業、国庫補助金 2,500 万円）は、日常の耕作・管理は村民が行うとともに、村内外の児童生徒の農作業体験学習の場としても活用することを計画して整備した農園であり、児童生徒による農作業体験学習は利用計画では、年間 16 回 640 人となっている。</p> <p>しかし、平成 15 年度の開催実績は、県内他市内の小学校と I b 村の</p>

		<p>小学校の交流イベント（2回）、利用者は150人（県内他市の小学生80人、I b村の小学生70人）であり、利用計画に比べ著しく少なく都市農村交流を目的とした利用が低調となっている。</p>																							
埼玉県	E a 町	<p>E a₁交流館（水車小屋）（山村・都市交流促進事業、国庫補助金 1,415万円）は、山村への理解、地域住民との交流による地域の活性化を図ることを目的として整備された、小中学生を対象とした自然観察、生活様式及び農作業の体験施設である。</p> <p>水車小屋では、そば・小麦をひき、作りたてのそば・うどんを食してもらい、そば・小麦ひき体験で年間 640 人の利用を見込んでいる。</p> <p>しかし、① 3 kg 粉（約40人分）をひくのに数時間かかること、② 粉ひきを行う体験（8人分600gでも1時間程度かかる）のみでは希望者はいないと考えられること等から、供用開始年度以降、そば・小麦ひき体験は平成14年度に4回開催（参加者87人）されたのみであり、都市農村交流を目的とした利用が低調となっている。</p>																							
滋賀県	K a 町	<p>K a₁コテージ（5棟）（就業所得機会創出事業、国庫補助金 5,500万円）は、年度別実施計画では、併設の体験農園の利用者が宿泊するためのもので、1か月に最低3泊以上に宿泊すること等が利用条件とされている施設である。</p> <p>K a町は、同コテージを供用開始した平成10年度に体験農園の利用者を募集したが、利用者が十分に集まらなかったことから、同11年度以降は、体験農園利用者の応募を取りやめている。このため、K a₁コテージは、年度別実施計画に定められた体験農園の利用者が宿泊する施設としては利用されておらず、同町をスキー等のレジャーで訪れた者等に利用されている。</p>																							
島根県	O b 町	<p>O b₂センター（やすらぎの交流空間整備事業、国庫補助金 2,500万円）は、O b₂地区の伝統文化である「花田植え」、「かしら打ち」の練習場及び同地区自治会活動の拠点施設として、これら伝統文化の保存・継承、地域内の交流及び都市との交流により地域の活性化を図ることを目的として整備された施設である。</p> <p>しかし、供用開始の平成14年度当初から、「花田植え」、「かしら打ち」に関するイベント等は開催されていない。そのため、同センターの目標年度（平成18年度）の目標値（2,845人）に対する利用実績が、平成14年度57.8%、同15年度61.9%と都市農村交流を目的とした利用が低調となっている。</p>																							
	O c 町	<p>O c₁広場（山村・都市交流促進事業、国庫補助金 7,600万円）は、「余暇時間の増加、安らぎと潤いのある生活指向に対し、戸外で楽しく賑わいのある健康的、開放的な広場、サッカー、ソフトボール、ビーチバレーボール、テニス等を通じ若者から年寄りまでが利用でき、また交流する場」として計画され、宿泊・レクリエーション施設を活用した都市との交流による山村留学や自然体験等の交流のための施設整備として計画された「O c₂公園」内に整備された施設である。</p> <p>しかし、同町が事業計画立案時に、O c₁広場の利用計画の35.6%を占める「みとやっこ祭り・農業祭り（町主催イベント）」を開催してきた地区の町民に、同祭りをO c₂公園で開催していくことに変更することについての意向を確認していなかったため、平成11年度の供用開始以降、同祭りが、町民の反対からO c₁広場で開催できない状況にある。</p> <p>そのため、平成13年度から15年度の間広場の利用実績は、下表のとおり、10,118人の利用計画に対し、毎年6,200～8,300人台の利用実績で推移し、利用計画に対する利用率も平均して67.6%と低調となっており、都市農村交流を目的とした利用が低調となっている。</p> <p style="text-align: right;">（単位：人、％）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>利 用 形</th> <th>利用計画</th> <th>平成13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>10,118 【100】</td> <td>8,388 (82.9)</td> <td>6,225 (61.5)</td> <td>6,272 (62.0)</td> <td>6,837 (67.6)</td> </tr> <tr> <td>イベント（みとやっこ祭り・農業祭り）</td> <td>3,600 【35.6】</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>サッカー等</td> <td>5,604</td> <td>7,528</td> <td>4,911</td> <td>4,893</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	利 用 形	利用計画	平成13年度	14年度	15年度	平均	全体	10,118 【100】	8,388 (82.9)	6,225 (61.5)	6,272 (62.0)	6,837 (67.6)	イベント（みとやっこ祭り・農業祭り）	3,600 【35.6】	0	0	0	0	サッカー等	5,604	7,528	4,911	4,893
利 用 形	利用計画	平成13年度	14年度	15年度	平均																				
全体	10,118 【100】	8,388 (82.9)	6,225 (61.5)	6,272 (62.0)	6,837 (67.6)																				
イベント（みとやっこ祭り・農業祭り）	3,600 【35.6】	0	0	0	0																				
サッカー等	5,604	7,528	4,911	4,893	—																				

		Aゾーン	【55.4】				
		テニス等Bゾーン	914	860	1,314	1,379	—
			【9.1】				
		<p>(注) 1 島根県及びOc₃の提出資料から当省が作成した。</p> <p>2 ()内は、利用率であり、小数点以下第二位を四捨五入。</p> <p>3 【 】内は、全体を100とした場合の指数であり、小数点以下第二位を四捨五入。</p>					
高知県	Q a 町	<p>Q a₁の家（やすらぎの交流空間整備事業、国庫補助金1,500万円）は、観光農園・市民農園、直販施設等の来訪者が滞在し、年間を通じて自然の中で農業体験を楽しみ、地域住民と交流を深めることのできる拠点として整備された施設である。</p> <p>事業計画では、イベント客として860人の利用を見込んでいるが、当該直販施設を活用したイベントは、平成15年4月の「お茶つみツアー」1回（90人）であり、都市農村交流を目的とした利用が低調となっている。</p> <p>また、平成15年度における交流人口（町外の利用者）28人のうち宿泊施設利用者12人は、宿泊施設の元の持ち主の関係者であり、都市農村交流を目的とした利用が低調となっている。</p>					

(注) 当省の調査結果による。

表2-(2)-ア-(7)-⑤ 平成13年度から15年度の平均利用実績が利用計画の70%未満となっている施設一覧

都道府県名	事業主体	補助事業名	助成対象施設等名	竣工 年度	供用 開始 年度	総事業費	国庫補助 金 (千円)	利用 計画 (人)	平成11年度 利用者数	12年度 利用者数	13年度 利用者数	14年度 利用者数	15年度 利用者数	平成11年度 利用率	12年度 利用率	13年度 利用率	14年度 利用率	15年度 利用率	13～15年度 平均利用実績
宮城	B b 町	新山村	地域資源活用 総合交流促進施設	12	13	29,109	14,554	910	—	—	165	138	157	—	—	18.1%	15.2%	17.3%	16.8%
石川	I b 村	山村	自然資源活用型 交流促進施設	11	11	43,813	21,907	6,100	—	1,050	1,200	1,240	1,250	0.0%	17.2%	19.7%	20.3%	20.5%	20.2%
福岡	R c 町	山村	地域農産物等活用 型総合交流促進施設	9	10	180,000	90,000	47,540	18,045	13,304	13,659	10,898	8,995	38.0%	28.0%	28.7%	22.9%	18.9%	23.5%
新潟	F a 村	山村	自然資源活用型 交流促進施設	11	12	184,080	92,039	4,831	—	1,024	1,504	1,051	1,469	—	21.2%	31.1%	21.8%	30.4%	27.8%
石川	I	山村	総合交流促進施設	10	10	118,289	59,144	5,504	1,233	1,245	1,584	1,451	1,583	25.7%	22.6%	28.8%	26.4%	28.8%	28.0%
宮城	B c 町	山村	地域農産物等活用型 総合交流促進施設	12	13	36,117	16,735	7,592	—	—	2,767	2,084	1,957	—	—	36.4%	27.4%	25.8%	29.9%
滋賀	K a 町	新山村	地域資源活用 総合交流促進施設	12	13	95,000	47,500	60,000	—	—	28,244	24,794	20,848	—	—	47.1%	41.3%	34.7%	41.0%
石川	I b 村	山村	自然資源活用型 交流促進施設	11	12	87,714	43,857	10,360	—	2,190	2,330	5,301	5,400	—	21.1%	22.5%	51.2%	52.1%	41.9%
宮城	B b 町	新山村	地域資源活用 総合交流促進施設	12	13	36,141	18,070	910	—	—	297	517	435	—	—	32.6%	56.8%	47.8%	45.8%
滋賀	K a 町	山村	交流促進施設	9	10	110,000	55,000	6,000	3,000	3,100	3,161	3,090	2,685	50.0%	51.7%	52.7%	51.5%	44.8%	49.6%
石川	I c 町	山村	自然資源活用型 交流促進施設	12	13	158,500	79,249	5,019	—	—	1,830	3,142	2,901	—	—	36.5%	62.6%	57.8%	52.3%
高知	Q b 町	新山村	地域資源活用 総合交流促進施設	12	12	45,000	22,500	984	—	—	557	590	422	—	—	56.6%	60.0%	42.9%	53.2%
新潟	F b 市	山村	地域農産物等活用型 総合交流促進施設	12	13	69,840	34,920	4,075	—	—	1,182	3,319	2,183	—	—	29.0%	81.4%	53.6%	54.7%
新潟	F b 市	山村	体験農園施設	12	13	19,016	9,508	1,600	—	—	883	1,040	1,051	—	—	55.2%	65.0%	65.7%	62.0%
福岡	R d 町	山村	自然資源活用型 交流促進施設	11	11	188,934	94,461	2,243	1,337	1,640	927	1,477	1,795	—	—	41.3%	65.8%	80.0%	62.4%
宮城	B d 市	山村	生産物直売・ 食材供給施設	9	9	1,328,899	631,000	8,660	9,724	9,546	7,597	6,018	3,792	112.3%	110.2%	87.7%	69.5%	43.8%	67.0%
埼玉	E a 町	新山村	地域資源活用 総合交流促進施設	12	13	60,060	30,000	4,720	—	—	2,602	2,719	4,356	—	—	55.1%	57.6%	92.3%	68.3%
島根	O c 町	山村	自然資源活用型 交流促進施設	10	11	152,000	76,000	10,118	—	6,464	8,388	6,225	6,272	—	63.9%	82.9%	61.5%	62.0%	68.8%

(注1) 当省の調査結果による。

(注2) 「新山村」は、新山村振興等農林漁業特別対策事業の略である。

(注3) 「山村」は、山村振興等農林漁業特別対策事業の略である。

(注4) 事業主体が市町村以外の者については、記号の後に市町村を付していない。

表2-(2)-ア-(7)-⑥ 利用実績が利用計画を下回っている例

県	事業主体	事例の内容																								
石川県	I	<p>I₁コテージ(就業所得機会創出事業、国庫補助金108,376千円)は、I県I₂市内の県営公園(I₁の森)内に整備された施設である。</p> <p>これらコテージの年間利用見込者数は、同コテージの稼働率が順次向上していくものとして算定されており、当該年間利用見込者数に対する平成11年度以降の利用実績及び利用率は、下表のとおり、全ての年度において30%を下回っており低調となっている。</p> <p style="text-align: right;">(単位:人、%)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成11年度</th> <th>12</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用見込</td> <td>4,794</td> <td>5,504</td> <td>5,504</td> <td>5,504</td> <td>5,504</td> </tr> <tr> <td>利用人数</td> <td>1,233</td> <td>1,245</td> <td>1,584</td> <td>1,451</td> <td>1,583</td> </tr> <tr> <td>利用率</td> <td>25.7</td> <td>22.6</td> <td>28.8</td> <td>26.4</td> <td>28.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)利用率は、小数点以下第二位を四捨五入。</p>	区分	平成11年度	12	13	14	15	利用見込	4,794	5,504	5,504	5,504	5,504	利用人数	1,233	1,245	1,584	1,451	1,583	利用率	25.7	22.6	28.8	26.4	28.8
区分	平成11年度	12	13	14	15																					
利用見込	4,794	5,504	5,504	5,504	5,504																					
利用人数	1,233	1,245	1,584	1,451	1,583																					
利用率	25.7	22.6	28.8	26.4	28.8																					
	I b 村	<p>I b₁広場(就業所得機会創出事業、国庫補助金43,857千円)は、イベントや交流活動に使用する多目的広場、芝生広場、デイ・キャンプエリア等の都市住民の自然志向の高まりに対応した交流拠点施設として、交流人口の増加による地域活性化を図ることを目的として整備された施設であり、I b₂農業体験学習施設に併設されている。同広場の利用計画では、併設のI b₂農業体験学習施設等の利用者、行楽利用者(自然観察者)、交流イベント(特産品販売)参加者(10,360人)を計上している。しかし、供用開始後3年の平成15年度には、交流イベント等が全く開催されていない。</p> <p>また、I b₂農業体験学習施設(就業所得機会創出事業、国庫補助金52,600千円)は、I b村の農業の特色であった「出作り」(一定期間、住居を離れ焼畑農耕等を行うもの)の伝統を活かし、ヒエ、アワ等の脱穀・製粉、木の生活道具作り、保存食作り等の体験学習施設として整備された施設である。同施設の利用計画では、出作り農業体験参加者を利用者(3,520人)として見込んでいるが、平成15年度に同施設で実施されたイベント等は、隣接の炭焼体験施設で実施した炭焼体験に伴うオリエンテーションのみであり、両施設とも利用実績が利用計画を下回っている。</p>																								
	I c 町	<p>I c₁(就業所得機会創出事業、国庫補助金79,249千円)は、滞留人口の増進を促し、地域農水産業の振興及び定住人口の向上に寄与する山村都市子供等のための交流拠点として整備された施設である。</p> <p>同施設の利用計画では、都市農村交流に関連した体験・交流イベントにより、①年間の四季折々に応じて実施する体験メニュー31回で705人、②年間を通じて定期的(毎月等)に実施する定期的体験メニュー90回で1,565人、③施設側が企画・運営する体験メニューとは別に、各種団体が当該施設を利用して開催することが見込まれる自由プログラム(各種団体の会議・イベント等)5回で150人の合計126回2,420人の利用を見込んでいる</p> <p>しかし、体験・交流イベントの開催は、平成14年度で20回、15年度13回で、利用者数も、14年度639人、15年度284人ととどまっている。</p> <p>そのため、平成14~15年度の施設全体の事業計画達成率も70%を下回っており、利用実績が利用計画を下回っている。</p>																								
島根県	O c 町	<p>O c₁広場(山村・都市交流促進事業、国庫補助金76,000千円)は、「余暇時間の増加、安らぎと潤いのある生活指向に対し、戸外で楽しく賑わいのある健康的、開放的な広場、サッカー、ソフトボール、ビーチバレーボール、テニス等を通じ若者から年寄りまでが利用でき、また交流する場」として計画され、宿泊・レクリエーション施設を活用した都市との交流による山村留学や自然体験等の交流のための施設整備として計画された「O c₂公園」内に整備された施設である。</p> <p>しかし、同町が事業計画立案時に、多目的広場の利用計画の35.6%を占める「みとやっこ祭り・農業祭り(町主催イベント)」を開催してきた地区の町民に、同祭りをO c₂公園で開催していくことに変更することについての意向を確認していなかったため、供用開始以降、同祭りが、町民の反対からO c₁広場で開催できない状況にある。</p> <p>そのため、平成13年度から15年度の間広場の利用実績は、下表のとおり、10,118人の利用計画に対し、毎年6,200~8,300人台の利用実</p>																								

績で推移し、利用計画に対する利用率も平均して 67.6%と低調となっている。

(単位:人、%)

区 分	利用計画	平成13年度	14	15	平均
全 体	10,118 【100】	8,388 (82.9)	6,225 (61.5)	6,272 (62.0)	6,962 (68.8)
イベント(みやっこ祭り・農業祭り)	3,600 【35.6】	0	0	0	—
サッカー等Aゾーン	5,604 【55.4】	7,528	4,911	4,893	—
テニス等Bゾーン	914 【9.1】	860	1,314	1,379	—

- (注) 1 島根県及びOc₃の提出資料から当省が作成した。
 2 ()内は、利用率であり、小数点以下第二位を四捨五入。
 3 【 】内は、全体を100とした場合の指数であり、小数点以下第二位を四捨五入。

新潟県 F a 村

F a₁公園オートキャンプ場(就業所得機会創出事業、国庫補助金92,039千円)は、「都市とのふれあいの場」を整備し、都市住民との交流の活性化を図ることで、地域住民の様々な形での就業機会・所得獲得機会(貸農園等の経営、民宿、特産品販売等)の拡大を目的として整備された施設であり、別の国庫補助事業等で整備された総合案内施設、給水施設、バンガロー、休憩所、シャワー棟等の複合施設(F a₁公園)の一部となっている。

同オートキャンプ場の利用実績は、下表のとおり、計画達成状況報告書の改善目標の達成年度である平成14年度の実績は1,051人(目標値の22%)と低調となっている。

そのため、同村は、平成14年度に利用改善計画を策定し、利用実績向上のため施設周辺の整備、虫の駆除、イベントの開催、アンケート箱の設置及び学校向けの特別料金の設定等を行っているが、15年度においても利用率は30%と低調となっている。

なお、オートキャンプ場へのアクセス道路である県道「朝日スーパーライン」が、近年、豪雨や台風等の異常気象や土砂崩れ等により度々通行止めとなったことやそれにより利用客に「キャンプ場への道はいつも通れない」等のマイナスイメージが生じたことも利用率低下の要因となっている。

(単位:人、回、%)

区 分	計画(平成14年度)	平成12年度		13		14		15	
		実績	達成率	実績	達成率	実績	達成率	実績	達成率
利用人数	4,831	1,024	21	1,504	31	1,051	22	1,469	30
利用回数	1,204	256	21	276	23	245	20	319	26

- (注) 達成率は、小数点以下第二位を四捨五入。

F b 市

F b₁(就業所得機会創出事業、国庫補助金34,920千円)は、山間地の恵まれた自然環境及び地元資源を活かした地域住民と都市住民とが交流し、地元産の食材を使った料理・郷土料理の提供を通じて地域にある素材の販売等により農家の所得確保と就業機会の拡大を目的として整備された施設である。

同施設は、地域住民及び都市住民の憩いとリフレッシュの場としての通年利用、山菜採り・ハイキング・バードウォッチング等を目的と

した都市住民の活動・休憩の場、そば打ち教室・田舎料理教室等の体験交流の場として利用される計画となっている。

F b₁の平成13年度から15年度の利用計画(4,075人)に対する利用実績をみると、下表のとおり、利用人数は1,182~3,319人で変動しており、利用計画に対する利用率も平均して54.7%と低調となっている。

(単位：人、日、%)

区分	利用計画	平成13年度		14年度		15年度	
		実績	達成率	実績	達成率	実績	達成率
利用人数	4,075	1,182	29.0	3,319	81.4	2,183	53.6
利用日数	174	56	32.2	99	56.9	54	31.0

(注) 達成率は、小数点以下第二位を四捨五入。

(注1) 当省の調査結果による。

(注2) 事業主体が市町村以外の者については、記号の後に市町村を付していない。

表2-(2)-ア-ア-⑦

市民農園一覧(7施設)

宿泊施設のタイプ	市民農園名	所在地	設置者	設置年月	うち整備に活用した補助事業費(千円)									契約率(%)				
					総事業費(千円)	やすらぎの交流空間整備事業		やすらぎ空間整備事業		山村振興等農林漁業対策特別事業		新山村振興等農林漁業対策特別事業		(参考)左記以外の補助事業活用状況	平成13年度	14年度	15年度	16年度
						事業費	整備した施設	事業費	整備した施設	事業費	整備した施設	事業費	整備した施設					
専用型	Ad1	北海道	Ad町	H10.5	1,024,361					101,788 (H9-19)	ラウベ 9-13棟 10-14棟			県補助事業	100	100	100	100
	Gc1	長野	Gc町	H11.4	300,290	50,000	市民農園 6区画、滞 在施設6 棟等			100,144	滞在施設 10棟、管 理棟1棟			-	100	100	100	100
	Gd1	長野	Gd村	H14.4	595,071			38,248	宿泊施設 付き市民 農園(8)			255,174	交流促進10棟、 交流促進施設6等	-	-	100	100	100
	Ma1	兵庫	Ma市	H14.4	101,583	50,000	宿泊施設 10棟、農 園10区画 等							県補助事業	-	100	100	100
	Na1	広島	Na町	H14.7	180,001	90,000								-	-	100	100	100
共用型	Cd1	岩手	Cd町	H10.4	69,500					34,750				-	100	100	100	46.7
	Be1	宮城	Be町	H14.5	160,354	75,046	農園24区 画、宿泊 棟24室							-	-	41.7	41.7	25.0

(注) 1 当省の調査結果による。

表2-(2)-ア-(7)-⑧ 3年以上にわたって赤字運営となっているもの

県	事業主体	事例の内容																
埼玉県	E a 町	<p>E a₁学習館は、町が、山村への理解、地域住民との交流による地域の活性化を図ることを目的として整備した、小中学生を対象とした自然観察、生活様式及び農作業の体験施設である。</p> <p>同町は、同館の整備に当たり、山村・都市交流促進事業の国庫補助金（30,000千円）の交付を受けている。</p> <p>しかし、同事業では、「収支の均衡がとれていると認められること。」が事業計画の認定要件の一つとなっているにもかかわらず、同館の平成13年度から15年度の収支実績をみると、下表のとおり、3年連続で赤字運営となっている。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歳 入</td> <td>98</td> <td>431</td> <td>1,330</td> </tr> <tr> <td>歳 出</td> <td>4,844</td> <td>4,367</td> <td>3,378</td> </tr> <tr> <td>収 支</td> <td>-4,746</td> <td>-3,936</td> <td>-2,147</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 100円未満四捨五入。 2 平成13年度は、供用開始日（7月9日）以降の実績を計上した。</p>	区 分	平成13年度	14年度	15年度	歳 入	98	431	1,330	歳 出	4,844	4,367	3,378	収 支	-4,746	-3,936	-2,147
区 分	平成13年度	14年度	15年度															
歳 入	98	431	1,330															
歳 出	4,844	4,367	3,378															
収 支	-4,746	-3,936	-2,147															
福岡県	R e 町	<p>R e₁は、町が、同町の恵まれた自然や交流を目的に訪れる都市住民が農村の良さを見直し、目的にあった観光ルートを選択できる町内全域の情報発信基地とすることで、通りすがりの町からの脱却を目的として整備されたレストラン、直売施設である。</p> <p>同町は、同館の整備にあたり、山村・都市交流促進事業の国庫補助金（134,997千円）の交付を受けている。</p> <p>しかし、同事業では、「収支の均衡がとれていると認められること。」が事業計画の認定要件の一つとなっているにもかかわらず、同館の平成13年度から15年度の収支実績をみると、下表のとおり、3年連続で赤字運営となっている。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歳 入</td> <td>50,487</td> <td>50,318</td> <td>44,330</td> </tr> <tr> <td>歳 出</td> <td>51,845</td> <td>59,214</td> <td>49,416</td> </tr> <tr> <td>収 支</td> <td>-1,358</td> <td>-8,896</td> <td>-5,086</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 100円未満四捨五入。</p>	区 分	平成13年度	14年度	15年度	歳 入	50,487	50,318	44,330	歳 出	51,845	59,214	49,416	収 支	-1,358	-8,896	-5,086
区 分	平成13年度	14年度	15年度															
歳 入	50,487	50,318	44,330															
歳 出	51,845	59,214	49,416															
収 支	-1,358	-8,896	-5,086															

(注) 当省の調査結果による。

表2-(2)-ア-(7)-⑨ 施設の需要動向等の検討を行わずに利用計画を作成しているもの

県名	市町村名	事例の内容
岩手県	C c 村	<p>C c₁ 会館（山村・都市交流促進事業、国庫補助金 162,700 千円）は、歴史的資料、郷土芸能及び伝統料理等の農山村の伝統文化や食文化などに直接触れ、体験できる交流スペース、村出身の童話作家の作品を一堂に会したふるさと文庫、体験農園・体験林地等の窓口機能等を備えた交流拠点施設を整備することにより交流人口の拡大を図り、農林家所得の確保に努めるとともに、グリーン・ツーリズム等の新たな形態の観光振興に結び付ける機運の醸成を図ることを目的として整備された施設である。</p> <p>山村・都市交流促進事業で整備する施設の利用計画の作成に当たっては、事業実施要領等において、当該施設に係る需要動向の見通し等について検討を加えることとされているにもかかわらず、同会館の利用計画は、当該施設の需要動向等の検討を行わずに、都市住民の利用者数を、ツアー参加者、りんごオーナー参加者、年間観光客数等に根拠不明な利用期待値を乗じて算出している。</p>
	C c 村	<p>C c₂ 研修センター（山村・都市交流促進事業、国庫補助金 16,631 千円）は、子供たちや都市住民に対し、自然を観察し、触れ合うことのできる自然教育・学習の場を提供することで、子供や青少年相互間の交流の促進を通じた地域の活性化を図ることを目的として整備された施設である。</p> <p>山村・都市交流促進事業で整備する施設の利用計画の作成に当たっては、事業実施要領等において、当該施設に係る需要動向の見通し等について検討を加えることとされているにもかかわらず、同研修センターの利用計画では、当該施設の需要動向等の検討を行わずに、都市住民の利用者数を、ツアー参加者、カヌー体験試乗、自然観察・手作り体験等の年間観光客数に根拠不明な利用期待値を乗じて算出している。</p>
島根県	O b 町	<p>O b₁ 山荘（就業所得機会創出事業、国庫補助金 765,800 千円）は、地域資源を活用した自主的な住民交流と農業体験・自然観察・環境学習等を通じた体験交流、新鮮で季節感のある農産物・特産品を介した農産物交流、地域間交流・スポーツ交流など都市住民との様々な交流の場として整備された施設である。</p> <p>同施設の利用者見込数（126,273 人）は、施設内各室の利用形態別に検討しているが、地域食材提供室、談話室・展示ロビー及び健康増進室については、需要動向調査等を行わずに、具体的な算出根拠等がないまま、利用見込みを立てているため、施設全体の利用見込者数も算定根拠等が不明となっている。</p>
福岡県	R c 町	<p>R c₁（就業所得機会創出事業、国庫補助金 90,000 千円）は、同町が重点的に計画している R c₂ 地区周辺整備事業計画地の中心施設として、家族連れ、グループ等の都市住民等が地域の食材等を活用した食事及び加工体験を楽しめるとともに、くつろぎの場を提供することを目的として整備された施設である。</p> <p>同施設の利用者数見込者数は、食事、加工体験、自然体験、入浴及び直売の利用形態別に月別の利用者数を算出したうえで、これらを合算して 56,260 人としているが、月別及び利用形態別の利用見込者数に明確な算出根拠等はない。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表2-(2)-ア-(7)-⑩ 算出根拠が不明な利用実績で評価しているもの

県	事業主体	事例の内容
広島県	N b 町	<p>N b₁公園（就業所得機会創出事業、国庫補助金 18,385 千円）は、町立芸術農園の隣接地に都市住民との交流ができる広場を整備し、自然資源であるホタル等を活用した各種イベントを行い、都市農村交流活動を推進することを目的として整備された施設である。</p> <p>同公園の利用計画では、公園広場通過者、野菜の販売利用者及びやまめのつかみ取り等イベント参加者などの同公園の年間利用者を 5,742 人と見込んでいる。</p> <p>しかし、同町は、平成 14 年度の計画達成状況報告において、利用計画における目標利用人数 5,742 人に対し、利用計画に対応した利用実績と異なる隣接している芸術農園の利用者数（平成 13 年度 30,480 人、14 年度 45,571 人）を利用実績として計上し、利用計画を大幅に上回った報告を行っている。</p> <p>このため、平成 13 及び 14 年度における同公園の利用計画に対する利用実績は、530.8%、793.6%と評価されており、計画達成状況報告の評価が適切に行われていない。</p>
島根県	O c 町	<p>O c₁公園（多目的広場）（就業所得機会創出事業、国庫補助金 76,000 千円）は、余暇時間の増加、安らぎと潤いのある生活指向に対し戸外で楽しく賑わいのある健康的・開放的な広場として、また、サッカー、ソフトボール、ビーチバレーボール、テニス等を通じ若者から年寄りまでが利用でき、交流する広場として整備された施設である。</p> <p>同公園の利用計画において、同町は、利用日数（改善目標）を年間 218 日としている。</p> <p>しかし、同町が、平成 12 年度から 14 年度まで県に提出した計画達成状況報告書は、出所不明な利用日数（改善目標）の数値をもっていずれの年度も評価を行っており、不適切な計画達成状況の評価となっている。</p>
	O c 町	<p>O c₂公園（ロッジ）（就業所得機会創出事業、国庫補助金 17,500 千円）は、農林漁業体験実習館、体験農園等の既存施設、総合英営農指導拠点施設（情報・バイオ）との連携による都市農村交流施設として整備された施設である。</p> <p>同ロッジの利用計画において、同町は、利用人数（改善目標）を年間 1,823 人、利用組数（改善目標）を 263 組としている。</p> <p>しかし、同町が、平成 12 年度から 14 年度まで県に提出した計画達成状況報告書は、出所不明な利用日数（改善目標）の数値をもっていずれの年度も評価を行っており、不適切な計画達成状況の評価となっている。</p> <p>さらに、同町では、「ログハウスは、1 日あたり複数組で利用するケースもあり、交流実績を評価する上では利用組数を目標値として掲げることが妥当。」との見解を有しているにもかかわらず、利用計画では「利用組数」で算出していた改善目標の数値について、計画達成状況報告では「利用日数」で評価しており、交流実績を評価できる指標として不適切なものにより行われている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (2) - ア - (7) - ① 計画達成状況報告の数値が誤ったまま農林水産省に提出されているもの

県	事業主体	事例の内容																					
宮城県	B f	<p>B f₁ (就業所得機会創出事業、国庫補助金 16,735 千円) は、日帰りの来訪者や宿泊者に対して農産物の直売や農家レストラン的な食堂で地域の食材を供給する等のグリーン・ツーリズムを積極的に推進することを目的として整備された施設である。</p> <p>同施設の計画達成状況報告書と同報告書に添付されている内訳書では、以下のとおり、記載内容が異なっている。</p> <p style="text-align: right;">(単位：人、%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>年度</th> <th>目標</th> <th>計画達成状況報告書 ()内は目標達成率</th> <th>添付内訳書 ()内は目標達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">交流室利用者数(実績)</td> <td>平成 13</td> <td rowspan="3">3,365</td> <td>(誤) 1,904 (57%)</td> <td>(正) 17 (0.5%)</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>記載なし</td> <td>17 (0.5%)</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>記載なし</td> <td>3 (0.09%)</td> </tr> <tr> <td>施設利用者数(実績)</td> <td>14</td> <td>7,592</td> <td>(誤) 4,400 (57.9%)</td> <td>(正) 2,084 (27.4%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>このため、①交流室利用者数についてみると、平成 13 年度の計画達成状況報告書では 1,904 人(57%)と記載しているが、添付の内訳書では 17 人(0.5%)と記載しているため、目標達成率が正確には 0.5%であるにもかかわらず 57%と 114 倍も過大に評価されている。また、14 年度及び 15 年度の実績が記載されておらず、評価が行われていない。② 14 年度の施設利用者数についてみると、計画達成状況報告書では 4,400 人(76.9%)と記載しているが、添付の内訳書では 2,084 人(36.4%)と記載している。このため、施設利用者数の目標達成率が正確には 27.4%であるにもかかわらず 57.9%と 2 倍も過大に評価されており、計画達成状況の評価が不適切に行われている</p>	項目	年度	目標	計画達成状況報告書 ()内は目標達成率	添付内訳書 ()内は目標達成率	交流室利用者数(実績)	平成 13	3,365	(誤) 1,904 (57%)	(正) 17 (0.5%)	14	記載なし	17 (0.5%)	15	記載なし	3 (0.09%)	施設利用者数(実績)	14	7,592	(誤) 4,400 (57.9%)	(正) 2,084 (27.4%)
項目	年度	目標	計画達成状況報告書 ()内は目標達成率	添付内訳書 ()内は目標達成率																			
交流室利用者数(実績)	平成 13	3,365	(誤) 1,904 (57%)	(正) 17 (0.5%)																			
	14		記載なし	17 (0.5%)																			
	15		記載なし	3 (0.09%)																			
施設利用者数(実績)	14	7,592	(誤) 4,400 (57.9%)	(正) 2,084 (27.4%)																			
兵庫県	M c 市	<p>M c₁ 公園 (就業所得機会創出事業、国庫補助金 87,000 千円) は、交流の拠点施設整備と特産を生かした体験農園等の整備により、滞在を含めた交流を推進させること、交流活動と農業生産を組み合わせ、農産物等の産地直送及び直販体制を確立させ、農家の収益向上を図ることを目的として整備された施設である。</p> <p>M c 市は、平成 12 年度から 14 年度まで計画達成状況報告を県に提出しているが、同市が作成した同公園の計画達成状況報告と同公園の管理組合が毎年度作成する総会資料を比較してみると、以下のとおり、販売金額に差異がみられる。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円、%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>目標</th> <th>資料名</th> <th>12 年度</th> <th>13 年度</th> <th>14 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">販売金額 (千円)</td> <td rowspan="2">8,410 (100)</td> <td>計画達成 状況報告</td> <td>10,819 (128.5)</td> <td>8,087 (96.2)</td> <td>5,760 (68.5)</td> </tr> <tr> <td>総会資料</td> <td>10,819 (128.5)</td> <td>12,133 (144.3)</td> <td>11,391 (135.4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>このため、同市は、平成 14 年度の計画達成状況報告において、販売金額が目標値を下回ったとして、より一層の広報宣伝と営業努力により入園者と販売の増加を目指すとする改善方策を掲げている。</p> <p>しかし、総会資料によると目標値を 30%以上上回り、好調な運営状況であったとみられ、計画達成状況報告が実態を反映していない。</p>	指標	目標	資料名	12 年度	13 年度	14 年度	販売金額 (千円)	8,410 (100)	計画達成 状況報告	10,819 (128.5)	8,087 (96.2)	5,760 (68.5)	総会資料	10,819 (128.5)	12,133 (144.3)	11,391 (135.4)					
指標	目標	資料名	12 年度	13 年度	14 年度																		
販売金額 (千円)	8,410 (100)	計画達成 状況報告	10,819 (128.5)	8,087 (96.2)	5,760 (68.5)																		
		総会資料	10,819 (128.5)	12,133 (144.3)	11,391 (135.4)																		
島根県	O b 町	<p>O b₁ 山荘 (就業所得機会創出事業、国庫補助金 765,800 千円) は、地域資源を活用した自主的な住民交流と農業体験・自然観察・環境学習等を通じた体験交流、新鮮で季節感のある農産物・特産品を介した農産物交流、地域間交流・スポーツ交流など都市住民との様々な交流の場として整備された施設である。</p> <p>同施設の平成 13 年度から 15 年度の計画達成状況報告は、利用料金を徴していない「談話室・ロビー」及び「健康増進室」の利用者数を他の部屋の利用者数から推計で算出しているが、これは、施設の利用</p>																					

		<p>者数を各部屋の利用見込者数を合算して算出した利用計画における利用見込者数の算出根拠等と異なる方法となっている。</p> <p>このため、利用計画と同様の算出方法による数値で評価し直してみると、実際の目標達成率は計画達成状況報告の数値に対し 1.3 から 5.9%低くなっている。特に、平成 14 及び 15 年度の施設の利用者の実績は、利用計画を下回っており、改善目標を達成したという評価結果と正反対の評価結果となっている。</p>
--	--	---

(注 1) 当省の調査結果による。

(注 2) 事業主体が市町村以外の者については、記号の後に市町村を付していない。

表 2-(2)-ア-(7)-⑫ 評価を行わないまま報告されているもの

県	事業主体	事例の内容
滋賀県	K a 町	<p>K a₁コテージ（就業所得機会創出事業、国庫補助金 55,000 千円）は、併設の体験農園の利用者が宿泊するためのもので、1 か月に最低 3 泊以上 K a₁コテージに宿泊すること等が利用条件とされている宿泊施設である。</p> <p>同コテージは、併設の体験農園の利用者募集を行っていないことから、事業計画に定められた体験農園の利用者が宿泊する施設としては利用されておらず、同町をスキー等のレジャーで訪れた者等が利用しており、事業計画と異なる利用形態（単なる宿泊施設）となっている。</p> <p>しかし、同コテージの平成 11 年度の計画達成状況報告をみると、同コテージについての計画達成状況に関する評価が全く行われておらず、事後評価が行われていない。</p> <p>そのため、農林水産省（近畿農政局）及び滋賀県においても、今回、当省の現地調査まで、アグリコテージが事業計画どおりに利用されていない状況を把握しておらず、町に対する適切な指導等を行う機会を逸した状況となっている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

勸 告	説明図表番号																
<p>(イ) ソフト事業（都市農村交流を推進するための活動）</p> <p>農林水産省は、都市農村交流を推進するため、市町村等における推進体制の組織化、体験指導員の人材の育成・確保、体験交流・イベントの開催等のソフト事業を助成対象として、補助金の交付を行っている（政策群における農林水産省の平成16年度予算額25億円）。</p> <p>今回、調査した20都道府県において、以下の補助事業を活用した96事業主体（市町村等）（注1）におけるソフト事業（注2）の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <table border="1" data-bbox="156 533 1024 913"> <thead> <tr> <th>補助事業名</th> <th>平成16年度予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①グリーン・ツーリズム総合戦略推進事業（注2）</td> <td>3,998万4,000円</td> </tr> <tr> <td>②グリーン・ツーリズムビジネス育成事業（注3）</td> <td>2,659万5,000円</td> </tr> <tr> <td>③地域連携システム整備事業</td> <td>7,949万4,000円</td> </tr> <tr> <td>④特定農山村総合支援事業</td> <td>1億円の内数</td> </tr> <tr> <td>⑤子どもたちの農業・農村体験学習推進事業</td> <td>2億9,648万1,000円</td> </tr> <tr> <td>⑥里山林の新たな保全・利用推進事業（注4）</td> <td>1,180万7,000円</td> </tr> <tr> <td>⑦都市漁村交流対策事業（注5）</td> <td>9,954万2,000円の内数</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）平成12年度から16年度までに①から⑦の各種補助事業を実施した事業主体の数である。</p> <p>（注2）①から③及び⑤の前身事業は、平成12年度から14年度の都市農村交流対策事業であり、当該事業も調査対象としている。</p> <p>（注3）財団法人都市農山漁村交流活性化機構実施分を除く。</p> <p>（注4）里山林の新たな保全・利用推進事業は、平成13年度から15年度に実施された事業であり、16年度の予算額は、同事業の後継事業である国民参加の緑づくり活動推進事業のうち里山林自然・文化体験活動の推進及び共生林の多様な利用活動推進事業の予算額である。</p> <p>（注5）都市漁村交流の促進を目的とする事業については、各年度により異なる補助事業（平成14年度及び15年度が「漁村活性化推進事業」、16年度が「漁港漁村活性化支援事業」）のうちの事業内容の一つとして実施されているため、これら補助事業のうち都市漁村交流の促進を目的とした事業内容に係るものを総称して「都市漁村交流対策事業」ということとする。</p> <p>a 上記の各種補助事業のメニューの一つである体験交流活動は地域外からの参加者を呼び込み、交流人口の増加につながるものとして期待されている。</p> <p>事業主体が補助事業を活用して体験交流活動を実施する場合、当初は補助事業により立ち上げ、補助事業終了後においては、その事業の成果と地域資源を引き続き有効に活用し、地域による自立的な取組へと発展させていくことが重要と考えられる。</p> <p>しかし、今回、平成12年度から16年度までに補助事業により体験交流活動を実施した66事業主体85事業について、補助事業終了後における同種の体験交流活動の実施状況を調査した結果、次のとおり、補助事業が地域の自立的かつ継続的な取組へつながっていない状況がみられた。</p> <p>① 補助事業により体験交流活動が実施された13事業主体13事業においては、補助事業終了後に体験交流活動が実施されておらず、補助事業が地域による自立的かつ継続的な取組のインセンティブとなっていない。</p> <p>② 平成16年度においても38事業主体46事業において同種の補助事業が継続して実施されている。このうち、5事業主体5事業においては、体験交流活動につい</p>	補助事業名	平成16年度予算額	①グリーン・ツーリズム総合戦略推進事業（注2）	3,998万4,000円	②グリーン・ツーリズムビジネス育成事業（注3）	2,659万5,000円	③地域連携システム整備事業	7,949万4,000円	④特定農山村総合支援事業	1億円の内数	⑤子どもたちの農業・農村体験学習推進事業	2億9,648万1,000円	⑥里山林の新たな保全・利用推進事業（注4）	1,180万7,000円	⑦都市漁村交流対策事業（注5）	9,954万2,000円の内数	<p>表2-(2)-ア-(イ) -①～②</p> <p>表2-(2)-ア-(イ) -③</p> <p>表2-(2)-ア-(イ) -④</p>
補助事業名	平成16年度予算額																
①グリーン・ツーリズム総合戦略推進事業（注2）	3,998万4,000円																
②グリーン・ツーリズムビジネス育成事業（注3）	2,659万5,000円																
③地域連携システム整備事業	7,949万4,000円																
④特定農山村総合支援事業	1億円の内数																
⑤子どもたちの農業・農村体験学習推進事業	2億9,648万1,000円																
⑥里山林の新たな保全・利用推進事業（注4）	1,180万7,000円																
⑦都市漁村交流対策事業（注5）	9,954万2,000円の内数																

て3年を超えて補助金を受けており、地域の自立的な取組に結び付いていないものがみられた。

- i) 都市と漁村との交流を目的とした補助事業により、事業実施町出身の首都圏在住者を中心とした交流会を4年連続で実施しているもの
 - ii) 体験交流活動の実施体制が既に確立し、体験プログラムの内容等のノウハウが定着しているにもかかわらず、補助事業により農林漁業や自然体験等の事業を6年連続で実施しているものや、地域に定着しているとみられる行事に10年間の長期にわたって補助金を交付しているもの等
- ③ 補助事業終了後に体験交流活動が実施されていない13事業主体13事業のうち、7事業主体7事業について、各事業主体はその理由として財源が確保できなかったことを挙げている。

また、平成16年度に補助事業により体験交流活動を実施している38事業主体46事業のうち、4事業主体4事業では、補助金がなければ体験交流活動を継続して実施することは困難としている。また、1事業主体1事業では、地方公共団体の予算だけでは事業内容が小規模かつ限定的なものとなるため、より効果的な事業の実施のために補助金を活用したいとする一方で、地引き網体験など参加者の実費負担を見込める活動内容であるにもかかわらず、参加料を徴収していないものがみられた。

一方、今回調査した66事業主体85事業のうち、23事業主体26事業では、下記のとおり補助事業を活用して体験交流活動を立ち上げ、補助事業を終了した後、独自の財源により体験交流活動が継続的に実施されている。中には、参加者に実費負担を求めることにより財源を確保し体験交流活動に取り組んでいるものが10事業主体10事業においてみられた。

- ① 体験交流活動の内容に応じて参加料を徴収することにより、多彩な体験メニュー（野沢菜の種まき体験、かや刈り・かや干し作業、つる細工体験等）を開発し提供することで、都市住民の好評を得、当該市全体の入込客数も増加しているもの
- ② 事業開始時から農作業の体験料として材料費等の実費を徴収し、事業費の一部に充当して事業主体の負担の軽減を図り、補助事業を終了した後も継続的に実施しているもの

農林水産省では、平成17年度の補助金の交付金化に伴い、これまでの都市農村交流に資するソフト事業の実施が可能な交付金として、i)「元気な地域づくり交付金」、ii)「森林づくり交付金」、iii)「強い水産業づくり交付金」を創設した。

各交付金制度においては、達成しようとする成果目標が、事業の目指す方向に合致しているか、計画内容が成果目標達成可能な内容となっているかを重点的に審査し、交付金の配分に当たっては、各交付金の実施要綱に基づく事業計画（以下「事業計画」という。）の評価により付与されたポイント数に応じて優先配分される仕組みとなっている。

このうち、交付金の配分基準において、「元気な地域づくり交付金」では「施策の先進性・モデル性」、「計画の緊急性、優先度」等の、「森林づくり交付金」では

表2-(2)-ア-(イ)
-⑤、⑥

表2-(2)-ア-(イ)
-⑦

表2-(2)-ア-(イ)
-⑧～⑩

「効率性の向上」、「地域特性の重視」等の、「強い水産業づくり交付金」では「交流人口の維持又は改善割合」等の優劣に応じて、高いポイントが付されることとなっている。

体験交流活動を効果的に実施していくためには、事業主体が将来の継続的な活動を見据えて事業を実施することが重要であり、農林水産省は、こうした事業主体を重点的に支援していく必要がある。しかし、いずれの交付金においても、体験交流活動において参加者の実費負担を予定しているかなど、補助事業を終了した後の自立的・継続的な実施を見込んでいるかについては評価ポイントの要素として取り上げられていない。

b 補助事業を活用した都市農村交流事業については、補助金の交付目的に従い適切に行うことが重要である。

しかし、調査した 96 事業主体の中には、次のとおり、

i) 町内の海沿いの小中学生を対象とした漁業体験活動を実施しているなど、期待される補助事業の効果に照らして事業内容の改善の余地がみられるもの(類似事例を含む 6 事業主体)

表 2-(2)-ア-(イ)
-⑪

ii) 都市農村交流の補助事業費の一部を町単独事業に支出しているなど、事業費の執行が不適正なもの(類似事例を含む 7 事業主体)がみられた。

表 2-(2)-ア-(イ)
-⑫

したがって、農林水産省は、補助事業の実効性を高め、都市農村交流を効果的・効率的に推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 体験交流活動に対する交付金による補助については、一定の期限を設けるなど長期にわたる補助を見直す、補助事業が終了した後も参加者の実費負担を含め自主財源による継続的な実施が見込まれることを事業計画の評価ポイントの要素として取り上げるなど、地域による自立的かつ継続的な取組を重点的に支援する方策を検討すること。

② 都市農村交流を目的とした補助事業の実施に当たっては、補助の目的や期待される効果に照らして、適切な実施が確保されるよう、事業主体に優良事例や事業内容として不適切な例を周知すること。

また、補助事業費が適正に執行されていないものについては、早急に補助金の返還等厳格かつ適正な対応措置を講ずること。

表2-(2)-ア-(イ)-①

調査対象補助事業（ソフト事業）の概要

補助事業名	概要
○新グリーン・ツーリズム総合推進対策（平成15年度から） ①グリーン・ツーリズム総合戦略推進事業 ②グリーン・ツーリズムビジネス育成事業 ③地域連携システム整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン・ツーリズムの新たなスタイルの普及・推進のため、都道府県等が行う推進体制の整備やイベント等の開催等を助成対象とする補助事業 ・グリーン・ツーリズムの推進により地域の活性化を図るため、都道府県等が行う体験指導員等の育成や農林漁業体験民宿を対象とした指導・助言等の活動を助成対象とする補助事業 ・都市住民を受け入れる地域連携システムを整備するため、市町村等が行う地域の自発的な取組を行う推進体制の整備やワークショップ活動等を助成対象とする補助事業
○都市農村交流対策事業（平成12年度から14年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・都市と農村の交流人口の拡大を目標とし、農村における滞在型の余暇活動等地域の農林水産業、自然景観等をいかした都市と農村の交流の普及・定着化を図る全国事業、都道府県事業及び市町村事業を助成対象とする補助事業
○特定農山村総合支援事業（平成11年度から16年度） ①特定農山村地域都道府県支援事業 ②特定農山村地域市町村活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域興しマイスター（地域活性化に必要な知識と経験を有し、活性化を推進する者）の登録・派遣等を助成対象とする補助事業 ・高収益・高付加価値型農業や地域間交流の促進等のための事業を助成対象とする補助事業であり、地域間交流の促進のための事業としては、農村の魅力アピールするイベントや農業体験教室の開催等を実施
○子どもたちの農業・農村体験学習推進事業（平成15年度から16年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等が行う体験学習の推進体制の整備や学校内外における農業・農村体験学習を推進するために必要な活動（会議の開催、研修会、普及啓発等）を助成対象とする補助事業
○里山林の新たな保全・利用推進事業（平成13年度から15年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な里山林等の利用活動と保全・整備活動の一体的な推進のため、里山林の新たな保全・利用活動等（講習会の開催、里山林等の情報提供・普及啓発等）を助成対象とする補助事業
○都市漁村交流対策事業（平成14年度から16年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・都市漁村交流の促進により地域の活性化を図るため、都道府県等が行う受入体制の整備や交流活動の促進・定着を図る取組等を助成対象とする補助事業であり、14年度及び15年度が「漁村活性化推進事業」、16年度が「漁港漁村活性化支援事業」のうちの事業内容の一つとされているため、本行政評価・監視では、総称して「都市漁村交流対策事業」としている。

(注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

2 本表では、新グリーン・ツーリズム総合推進対策の事業内容のうち、ハード事業（やすらぎ空間整備事業）及び全国事業（グリーン・ツーリズムセンター機能確立事業）を除外しており、また、グリーン・ツーリズムビジネス育成事業のうち、全国事業を除外している。

3 都市農村交流対策事業は、新グリーン・ツーリズム総合推進対策の前身事業である。

4 特定農山村総合支援事業は、新規採択が平成16年度までの事業である。

表2-(2)-ア-(イ)-②

都市農村交流に係るソフト事業の事業主体(調査対象)一覧

(単位:千円)

区分	事業主体	都市農村交流対策事業(平成12年度から14年度)、グリーン・ツーリズム総合戦略推進事業及びグリーン・ツーリズムビジネス育成事業、地域連携システム整備事業(平成15年度から)					都市農村交流対策事業(子ども交流対策事業)(平成12年度から14年度)、子どもたちの農業・農村体験学習推進事業(平成15年度から)					特定農山村総合支援事業(特定農山村地域都道府県支援事業、特定農山村地域市町村活動支援事業)					里山林の新たな保全・利用推進(平成13年度から15年度)、国民参加の緑づくり活動推進事業(平成16年度から)				都市漁村交流対策事業			
		12	13	14	15	16	12	13	14	15	16	12	13	14	15	16	13	14	15	16	13	14	15	16
北海道	A	1,028	1,026	1,016	8,033	9,618						4,800	3,200	3,200	2,270	1,612			839	71				
		514	513	508	4,012	4,797						2,400	1,600	1,600	1,135	630			419	35				
	Aa市			2,204	1,010																			
	Ac市								509	404														
	Ab町				1,551	1,251	1,840																	
宮城	B	3,000	1,354	1,714	880	964						9,200	9,190	6,370	3,400	1,300								
		1,500	677	857	440	482						4,600	4,595	3,185	1,700	650								
	Bg町											5,000	3,590	2,945	1,690	1,804								
												—	—	—	—	—								
	C	1,322	1,322	2,207	4,282	5,338				5,359			8,640	6,820	5,200	2,900						1,000	1,000	1,000
岩手		661	661	1,103	2,141	2,669				2,679			4,320	3,410	2,600	1,450						500	500	500
	Ca町			1,500			600					5,000	5,000	4,000	4,109									
	Cb町			750			250					—	—	—	—									
	Cd町									344	198													
	Cc村									127	60													
秋田	D	1,200	1,202	1,796	881	1,444	2,124	2,337	2,597	5,024	5,372	8,002	8,000	5,204	2,400	1,700	3,040	2,990	3,088					
		600	600	897	440	722	1,062	1,168	888	2,512	2,686	4,000	4,000	2,602	1,200	850	1,520	1,495	1,544					
	Db町				202																			
	Dc町				2,744	1,740									1,600	1,200								
	Dd町				1,350	865									—	—								
埼玉	De村	2,195	744										3,346	2,825	4,307						1,288			
		1,008	372										—	—	—						644			
	E	1,000	1,000	1,000	948	1,540				950	950	4,000	3,440	2,600	2,200	990								
		500	500	500	474	770				475	475	2,000	1,720	1,300	1,100	495								
	Eb市				100																			
	Ee町		1,301				630																	
新潟	Ea町		650				310																	
	Ea町							960				3,859	2,420	3,030	2,900	2,806								
	Ed町							480																
	Ef村		973	900								5,214	2,821	4,396	6,318									
長野	F	5,800	5,428	4,884	4,324	2,930				1,796	1,452		6,530	4,993	3,646	2,492								
		2,900	2,714	2,442	2,162	1,465				895	726		3,265	2,496	1,823	1,246								
	Fc市				804																			
愛知	Fd町				402																			
	G	5,425	6,647	7,520	5,189	5,272				12,257	11,800	1,280	1,280	980	840									
		2,360	2,929	3,600	2,167	2,520				5,600	5,900	640	640	490	420									
	Ga市	4,000	2,290	5,000	5,000	4,000	2,000	2,910	1,000	1,800	800													
		2,000	1,145	2,500	2,500	2,000	1,000	1,455	500	900	400													
	Gb町		910	600	405																			
Gc町		455	300	200							525	3,524	3,223	3,709										
愛知	Gd村				1,000																			
					500																			
	H	360	324	296	264	324							4,000	3,618	3,254	1,466								
		180	162	148	132	162							2,000	1,809	1,627	733								
	Ha町		1,493			754																		
	Hc町		700			330																		
愛知	Hd町							1,079																
								521																
	He町												1,099	1,873	2,360	3,936								
													—	—	—	—								
	He町											3,502	2,100	1,500	754									
												—	—	—	—									
Hb村			1,031										1,662	1,957	1,885									
			500										—	—	—									

区分	事業主体	都市農村交流対策事業(平成12年度から14年度)、グリーン・ツーリズム総合戦略推進事業及びグリーン・ツーリズムビジネス育成事業、地域連携システム整備事業(平成15年度から)					都市農村交流対策事業(子ども交流対策事業)(平成12年度から14年度)、子どもたちの農業・農村体験学習推進事業(平成15年度から)					特定農山村総合支援事業(特定農山村地域都道府県支援事業、特定農山村地域市町村活動支援事業)					里山林の新たな保全・利用推進(平成13年度から15年度)、国民参加の緑づくり活動推進事業(平成16年度から)				都市漁村交流対策事業			
		12	13	14	15	16	12	13	14	15	16	12	13	14	15	16	13	14	15	16	13	14	15	16
石川	I	1,450	1,300	8,900	10,660	4,278				2,700	2,444	9,110	8,016	8,213	5,129	2,372								
		725	650	4,450	5,330	2,139				1,350	1,222	3,833	3,240	3,240	2,386	1,186								
	Id市							2,800	2,800	5,200	2,800	1,877	2,058	6,363	2,474									
	Ic町							1,200	1,200	1,600	1,600													
	Ie町							600	600	800	800		1,000	1,500	1,250	3,751							4,002	2,000
大阪	Ib村						2,000	1,000	390	810	810													
							1,000	500	195	400	400													
	J									5,170	1,170												1,072	1,500
										2,585	585												536	750
	Jb市				600	300																		
	Jc市																		1,000	800			500	400
滋賀	Jd市																	1,000	1,000					
																	500	500						
	Ja町	3,000																						
		1,500																						
	Je町									1,032	500													
京都	K			1,000	600	762						1,010	4,592	3,934	1,792	746							20,000	
				500	300	381						5,050	2,296	1,967	896	373					10,000			
	Kd市																1,300	1,300	1,300	1,100				
																	650	650	650	550				
	Ke町						2,008						1,500	2,250	4,000	7,700								
							1,000						—	—	—	—								
兵庫	Kb町		2,340																					
			1,170																					
	Kf町													676	1,426	2,010								
														—	—	—								
	Kc町				1,501	750																		
広島	L			1,000									3,500	3,500	1,326									
				500									1,750	1,750	663									
	Lb市																	2,000						
																		1,000						
	Lc市																		2,000					
																			1,000					
島根	Ld町													5,000	5,875									
														—	—									
	La町				2,000	1,000						1,416	3,500	2,600	2,500		2,000							
												—	—	—	—		1,000							
	M		1,200	3,200	6,564	9,484				516	438		567	567	567	462	3,150					1,000	900	
			600	1,600	3,282	4,742				258	219		283	283	283	231	1,575					500	450	
鳥根	Mb町		1,800		3,600	6,500						3,200	3,200	3,500	5,305	530								
			900		1,800	3,250						—	—	—	—	—								
	Md町		3,500									3,458	3,392	4,680	5,862									
			1,750									—	—	—	—									
	Nd市	5,500																						
		2,750																						
鳥根	Ne市																	600						
																		300						
	Nf市																1,000	1,000						
																	500	500						
	Ng町						1,000																	
							500																	
鳥根	Nc町				4,000	2,000																		
	Na町																					2,000		
																						1,000		
鳥根	Nh村							1,000																
								500																
	O									2,268		10,800	10,800	7,200	1,700	900	800							
鳥根										1,133		5,400	5,400	3,600	850	450	400							
	Od町		2,400																					
			1,200																					
	Oe町																800							
																	400							

区分	事業主体	都市農村交流対策事業(平成12年度から14年度)、グリーン・ツーリズム総合戦略推進事業及びグリーン・ツーリズムビジネス育成事業、地域連携システム整備事業(平成15年度から)					都市農村交流対策事業(子ども交流対策事業)(平成12年度から14年度)、子どもたちの農業・農村体験学習推進事業(平成15年度から)					特定農山村総合支援事業(特定農山村地域都道府県支援事業、特定農山村地域市町村活動支援事業)					里山林の新たな保全・利用推進(平成13年度から15年度)、国民参加の緑づくり活動推進事業(平成16年度から)				都市漁村交流対策事業				
		12	13	14	15	16	12	13	14	15	16	12	13	14	15	16	13	14	15	16	13	14	15	16	
香川	P		600	860		826				492	692	4,000	3,000	2,200	1,000	800						2,700	800	1,000	
		300	430		400				246	346	2,000	1,500	1,100	500	400						1,350	400	500		
	Pa																						1,000		
	Pb町											5,600	4,359	4,650	4,593										
	Pc町											4,438	4,737	4,816	3,501	3,647									
												—	—	—	—	—									
	Pd町											4,298	3,802	6,000	4,143										
												—	—	—	—										
Pe町																						1,000	900		
																						500	450		
Pf																						1,103			
																						530			
Pi																	3,000	2,000							
																1,500	1,000								
高知	Q												2,000	1,400	700	360									
												1,000	700	350	180										
	Qd市									600	600														
										300	300														
	Qe																						525	525	
																							250	250	
Qf町											2,800	2,800	1,480	4,039											
											—	—	—	—											
Qc村			2,020	1,464							1,366	5,210	4,348												
			1,000	720							—														
Qg村									800			1,725	3,100	2,850	2,300										
									400			—	—	—	—										
福岡	R				2,000	1,300				5,353	4,810		4,996	3,236	1,552	734									
					1,000	650				2,676	2,405		2,498	1,618	776	367									
	Rb市				450					288															
					225					143															
Re町												2,933	2,575	3,586	7,500										
												—	—	—	—										
Ra村			275	441	1,660																				
			137	220	600																				
長崎	S	4,000	4,000	3,600	2,048	3,376						9,352	7,562	1,400	616	616									
		2,000	2,000	1,800	1,024	1,688						4,676	3,781	700	308	308									
	Sa町	2,515	1,001	3,000	630	600	1,000			800	600														
	1,250	500	1,500	315	300	500			400	300															
Sb町		2,500	1,000		1,740																				
		1,250	500		870																				
熊本	T	2,000	1,394	1,779	3,609	2,620				1,538	1,212		7,242	4,586	3,228							1,469	3,943		
		1,000	697	845	1,764	1,310				769	606		3,621	2,293	1,614							734	2,792		
	Ta町		2,000	3,628	3,106					802	802														
		1,000	1,800	1,500					400	400															
Tb村				900					5,260	902	409														
				450					2,630	450	204														
計	96事業主体(うち網掛が66事業主体)	43,795	50,049	66,225	80,486	67,170	11,362	17,086	16,212	59,957	40,109	119,408	164,107	161,316	132,257	62,716	12,090	13,178	12,696	1,971	500	27,500	20,402	13,312	
		21,448	24,575	32,842	39,690	33,167	5,622	8,524	7,694	29,410	20,039	34,599	47,509	34,143	20,231	9,549	6,045	6,589	6,347	985	250	13,750	9,813	6,643	

(注) 1 上段は事業費総額、下段は補助金額(実績)であり内数である。

2 網掛は、補助事業を利用して体験交流活動を実施していた66事業主体である。

3 グリーン・ツーリズム総合戦略推進事業、グリーン・ツーリズムビジネス育成事業及び地域連携システム整備事業(平成15年度から)は、都市農村交流対策事業(平成12年度から14年度)とは新旧事業の関係にあり、同種の事業として整理している。
ただし、子どもたちの農業・農村体験学習推進事業(平成15年度及び16年度)は、都市農村交流対策事業のうち子ども交流対策事業(平成12年度から14年度)と新旧事業の関係にあり、同種の事業として整理している。

4 特定農山村総合支援事業のうち、市町村が事業主体となる特定農山村地域市町村活動支援事業では、市町村が必要な事業費をあらかじめ補助金を受けて振興基金を造成し、当該基金を原資として、高収益・高付加価値型農業の展開のための事業や地域間交流の促進のための事業等のソフト活動を行っているため、各年度の補助金額は記載していない。

都道府県	事業主体	補助事業名	左の補助事業実施期間(年度)	a補助事業終了後、体験交流活動を実施していない				b平成16年度も補助金により体験交流活動を継続実施			c平成16年度に独自財源で継続実施しているもの					
				事業主体	事業数	理由		事業主体	事業数	補助事業がなければ、事業継続が困難としているもの(事業数)	事業主体	事業数	区 分			
						財源	その他						独自財源のみ	独自財源と実費負担のみ	実費負担のみ	その他
	Ke町	特定農山村地域市町村活動支援事業	13～					○	○							
	Kb町	都市農村交流対策事業	13							○	○					○
	Kf町	特定農山村地域市町村活動支援事業	14～					○	○							
京都府	ld町	特定農山村地域市町村活動支援事業	14、15							○	○	○				
	M	子どもたちの農業・農村体験学習推進事業	15～16					○	○							
	Mb町	都市農村交流対策事業、地域連携システム整備事業	13、15、16					○	○							
兵庫県	Md町	特定農山村地域市町村活動支援事業	12～16						○							
	Md町	都市農村交流対策事業	13	○	○		○									
	Md町	特定農山村地域市町村活動支援事業	11～15							○	○	○				
広島県	Nf市	里山林の新たな保全・利用推進事業	14、15							○	○	○				
	Na町	都市農村交流対策事業	14							○	○	○				
	Ng町	都市農村交流対策事業(子ども交流対策事業)	12	○	○	○										
	Nh村	都市農村交流対策事業(子ども交流対策事業)	13							○	○		○			
島根県	O	子どもたちの農業・農村体験学習推進事業	15	○	○		○									
	O	里山林の新たな保全・利用推進事業	13							○	○		○			
	Od町	都市農村交流対策事業	13					○	○							
香川県	P	都市農村交流対策事業	14～16					○	○							
	Pa	都市農村交流対策事業	15	○	○	○										
	Pb町	特定農山村地域市町村活動支援事業	11～15							○	○	○				
	Pc町	特定農山村地域市町村活動支援事業	12～16					○	○							
	Pd町	特定農山村地域市町村活動支援事業	11～15							○	○		○			
	Pe町	都市農村交流対策事業	15、16					○	○							
	Pf	都市農村交流対策事業	15	○	○	○										
高知県	Qd市	子どもたちの農業・農村体験学習推進事業	15～16					○	○							
	Qc村	都市農村交流対策事業	14、15	○	○	○										
	Qg村	都市農村交流対策事業(子ども交流対策事業)	13	○	○		○									
福岡県	R	特定農山村地域市町村活動支援事業	13～					○	○							
	R	子どもたちの農業・農村体験学習推進事業	15～16					○	○							
	Rb市	都市農村交流対策事業(子ども交流対策事業)	14	○	○	○										
	Re町	特定農山村地域市町村活動支援事業	13～					○	○							
長崎県	Ra村	都市農村交流対策事業	14							○	○	○				
	S	都市農村交流対策事業、グリーン・ツーリズム総合戦略推進事業等	12～16					○	○							
	Sa町	都市農村交流対策事業(子ども交流対策事業)、子どもたちの農業・農村体験学習推進事業	12、15、16					○	○							
熊本県	T	都市農村交流対策事業	15、16					○	○							
	T	都市農村交流対策事業、グリーン・ツーリズム総合戦略推進事業等	12～16						○	○		○				
	Ta町	都市農村交流対策事業、地域連携システム整備事業	13～15							○	○		○			
	Tb村	都市農村交流対策事業(子ども交流対策事業)、子どもたちの農業・農村体験学習推進事業	14～16					○	○							
20道府県	66事業主体	85事業		13	13	7	6	38	46	5	23	26	15	8	2	1

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 グリーン・ツーリズム総合戦略推進事業、グリーン・ツーリズムビジネス育成事業及び地域連携システム整備事業(平成15年度から)の旧事業である都市農村交流対策事業(平成12年度から14年度)については、子ども交流対策事業を除いて細部の事業名は記載していない。
3 「c平成16年度に独自財源で継続実施しているもの」欄の○印には、当初、補助事業を活用して市町村が事業主体となっていたが、補助事業終了を契機として民間団体等が独自に活動を実施している場合を含む。
4 事業主体数は、いずれの区分においても実数である。
5 事業主体が市町村以外の者については、記号の後に市町村を付していない。

表 2-(2)-ア- (イ)-④ 同種の事業内容を長期にわたり補助事業により実施している例

都道府県	事業主体	事例の内容
秋田県	D d 町	<p>「水産業振興総合対策事業実施要領」（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知）及び「漁村活性化推進事業等の運用について」（平成14年3月29日13水港第4264号水産庁漁港漁場整備部長通知）では、都市漁村交流対策事業の事業内容を、地域の特性に応じた交流活動の促進・定着に向けた戦略的取組、都市漁村交流の啓発普及活動等としている。</p> <p>町では、新鮮で安全なD d産の魚の消費拡大、漁業生産活動に対する理解を深めるため、平成13年度は元気な漁村づくり推進事業、14年度から16年度までは都市漁村交流対策事業による助成を受けて、毎年、東京都台東区浅草で首都圏在住のD d町出身者（D d会会員）を中心とした交流会を実施している。</p> <p>なお、D d会は、D dを「ふるさと」とする者が集い、会員同士の親睦と“ふるさとD d”とのコミュニケーションを図ることを目的に、平成元年から始まったものである（広報「D d」平成14年12月号）。</p>
石川県	I d 市	<p>市では、首都圏等の学童を「こども長期自然体験村」において、農林漁業や自然体験等をさせるモデル事業として、平成13年度と14年度は都市農村交流対策事業（子ども交流対策事業）を、15年度と16年度は子どもたちの農業・農村体験学習推進事業の採択を受け毎年度実施しているが、その実施状況を見ると、既に事業推進組織が確立し、25種類の体験メニューの中から体験活動を実施するなど、体験プログラムの内容等ノウハウも定着している。</p> <p>また、市では、平成11年度から文部科学省の補助金を受けて本事業を実施しており、通算すると6年間は補助事業による支援を受けている。</p>
	I b 村	<p>村では、都市部と地域の子ども達を「I b₁自然体験村」において、様々な体験活動をさせるモデル事業として、平成12から14年度は都市農村交流対策事業（子ども交流対策事業）を、15年度と16年度は子どもたちの農業・農村体験学習推進事業の採択を受けており、通算すると5年間は補助事業による支援を受けて実施している。</p> <p>しかし、その実施状況を見ると、既に事業推進組織が確立し、45種類の体験メニューの中から体験活動を実施するなど、体験プログラムの内容等ノウハウも定着している。</p>
埼玉県	E a 町	<p>「E a よいとこ祭り」は、i) お笑い歌謡ショー等の郷土祭り、ii) 山村の味祭り、iii) E a 町文化展等を内容とし、平成16年度で21回目と既に地域に定着している行事である。</p> <p>このような行事に対して、町では、平成12年度から16年度まで特定農山村地域市町村活動支援事業により都市部住民との交流を図るものとして、「E a よいとこ祭り」のPR活動（ポスター、ちらしの印刷、新聞折り込み料）への助成を行っており、その前身事業である中山間地域活性化推進事業（平成7年度から平成11年度）から通算すると10年間の長期にわたり国庫補助金による助成が行われている。</p>
	E d 町	<p>「E d₁自然休養村祭り」は、i) 歌謡ショー、ii) 農林産物、郷土料理の販売等を内容とし、平成16年度で22回目と既に地域に定着している行事である。</p> <p>このような行事に対して、町では、平成14年度から16年度まで特定農山村地域市町村活動支援事業により、観光農業の発展と都市住民との交流を図るために実施している「E d₁自然休養村祭り」のPR活動（PRのちらしの印刷）への助成を行っており、同様の助成は、その前身事業である中山間地域活性化推進事業（平成9年度から平成13年度）から通算すると8年間の長期にわたって国庫補助金による助成が行われている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表2-(2)-ア-(イ)-⑤ 都市農村交流を目的とした補助事業を活用した事業主体における補助事業に対する主な意見

No.	都道府県	事業主体	内 容
1	新潟県	F d 町	(平成12年度から16年度の特定期間農山村市町村支援事業により、各種イベントの開催及び参加) 自主財源が乏しいので、補助金交付がないと事業の継続実施は難しい面があるが、町の創意工夫により、可能な範囲で実施していきたい。
2	石川県	I c 町	(平成13年度から16年度の子どもたちの農業・農村体験学習推進事業等により、「こどもエコロジーキャンプ」を開催) 補助事業が終了した場合、町財政もかなり苦しく、補助金を受けていない事業は、町の財政当局の納得が得られにくい。
3	石川県	I b 村	(平成12年度から16年度の子どもたちの農業・農村体験学習推進事業等により、「I b ₁ 自然体験村」を開催) 補助事業が終了しても、事業を続けていきたいが、市町村合併や財源等の問題もあり、先行きは不透明である。仮に、継続するにしても、参加費の増額、イベント期間の短縮等の見直しが必要である。
4	大阪府	J	(平成15、16年度の都市漁村交流対策事業により、地引き網漁業体験や体験漁業教室等を実施) 固有の環境を活かし、今後とも様々な都市漁村交流活動を推進していきたいと考えているが、地方公共団体の予算だけでは、実施内容が小規模かつ限定的なものとなるため、より効果的な事業の実施のために補助金を活用したい。また、今後実施する体験漁業等についても、引き続き適切な参加者負担の在り方について検討する。
5	熊本県	T	(平成14年度から16年度の子どもたちの農業・農村体験学習推進事業等により、小中学校教員の農業現場視察等を実施) 学校農園の設置、農業高校生と青年農業者等との交流会等は継続実施がみられるものの、財源不足のため補助事業として実施したすべての事業を継続実施するまでには至っていない。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 事業主体が市町村以外の者については、記号の後に市町村を付していない。

表2-(2)-ア-(イ)-⑥ 補助事業による体験交流活動において、参加者から実費負担を求めている例

都道府県	事業主体	事例の内容
大阪府	J	Jでは、平成15、16年度に、都市漁村交流対策事業により、地引網漁業体験及び地元魚介類を使った食事会等を内容とした体験漁業教室(J f 市及び北部地域の住民を中心に参加費無料として参加者を募集したところ、15年度は、約1,000人の応募者の中から50人を選考、16年度は712人の応募者の中から66人を選考)を実施している。 体験漁業教室では、参加者の保険料は個人負担とされたものの、平成15年度はバスの借り上げや地引き網等、16年度は水産物の水揚げの見学等に必要な料金はすべて無料とされている。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-ア-(イ)-⑦ 補助事業の実施を端緒として自立的取組に結び付いた例

都道府県	事業主体	事例の内容
長野県	G a 市	<p>市では、平成 12 年度の都市農村交流対策事業を活用して、同市の中核的な体験交流施設である「G a₁森の家」と類似の施設で成功している施設へ先進地視察を行い、視察の成果を同施設の運営に生かしている。「G a₁森の家」は、平成 7 年から 8 年の農林水産省の地域農業基盤確立農業構造改善事業により整備された施設である。</p> <p>都市農村交流の担い手である同施設のスタッフ等が、リピーターを確保する基本である「あきらめない」、「あきさせない」を実践し、自らの創意と工夫により多彩な体験メニューを開発し、「同じことを二度やらない」をモットーに定例的なものを除き、毎シーズン異なる体験メニューを提供している。同施設の体験メニューを紹介するチラシ「森の学校'04 秋」では、野沢菜の種まき体験、かや刈り・かや干し作業、つる細工体験、豆腐づくり等 70 種類以上の多彩な体験メニュー（募集講座）が掲載され、参加料も体験内容に応じて無料から 2 万円までの範囲で細分化され、収益事業として体験交流活動に取り組んでおり、自立的・継続的な取組となっている。</p> <p>このため、同市では、スキー等の人気下降により冬季の客数が急激に減少する中で、平成 15 年度には、冬期の客数 714,000 人に対しグリーン期の客数が 790,000 人と逆転したとしており、その他の様々な相乗効果もあり、全国的にも都市農村交流のパイオニアとして認知されるに至っている。</p>
埼玉県	E e 町	<p>町は、平成 13 年度の都市農村交流対策事業により、古代米作付等の農作業・農村体験を実施している。この事業では、平成 14 年 3 月に今後の事業の運営主体として E e₁ 棚田学校が設立され、補助事業終了後も、同学校を 1 人当たり参加費 1 万円で運営することなど、資金の確保策等を決定し、同種の体験・交流活動を継続しており、参加者も平成 14 年度以降増加している。</p>
愛知県	H b 村	<p>村は、平成 14 年度の都市農村交流対策事業で、同村が出資している有限会社 H b₁ に委託して、農業体験ツアーを 3 回（参加人数 107 人）実施している。ツアーの実施に当たっては参加者 1 人あたり 1,500 円を昼食代を含む参加料として徴収している。</p> <p>同村は、補助事業終了後の平成 15 年度及び 16 年度も村単独事業として農業体験ツアーを継続実施しており、その財源は、すべて参加者の実費負担で賄っており、参加者 1 人あたり 8,000 円から 12,000 円を参加料として徴収している。</p>
熊本県	T a 町	<p>平成 14 年度の都市農村交流対策事業を実施した T a₁ 公社では、農作業体験イベントを 18 回（参加目標人数 630 人）計画し、実施回数が 21 回（参加人数 1,340 人）と、計画を上回る実績を残しており、イベントの実施に当たっては、補助事業終了後の継続実施を見込み、参加者 1 人あたり 1,000 円から 3,000 円程度を参加料（材料費、土産代、農作業体験後に利用する温泉の入浴料等を含めた実費分）として徴収している。</p> <p>同公社では、参加者が多かったこと、ノウハウが蓄積できたこと等から、平成 15 年度以降も自主財源で同プログラムを継続しており、イベントについても同様に有料で実施している。</p> <p>なお、町では、補助事業終了後もリピーターが多くおおむね好評であり、補助事業実施時に比べ参加者も減少していないとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-ア- (イ)-⑧ 元気な地域づくり交付金におけるポイント付与の考え方

ポイントの考え方	ポイント
<p>1 施策の先進性・モデル性（上限 3 ポイント）</p> <p>① 都道府県内で初めての施策であるなど、先進性・モデル性が極めて高い場合</p> <p>② 郡内で初めての施策であるなど、先進性・モデル性が高い場合</p> <p>③ 関係市町村内で初めての施策である場合</p>	<p>3</p> <p>2</p> <p>1</p>
<p>2 計画に対する地域住民の意見の配慮状況（上限 3 ポイント）</p> <p>① 地域住民の参加を直接的にも間接的にも推進し、積極的な意見聴取のための体制を整備しようとする場合</p> <p>② 直接的または間接的のいずれかの方法により住民の意見を聴取しようとする場合</p> <p>③ 計画の公表のみとする場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・直接的な地域住民の参加 施策推進のための協議会の委員として住民代表を選任する場合 等</p> <p>・間接的な地域住民の参加 地域住民の意見に配慮するため、アンケート調査やパブリックコメントを実施する場合 等</p> </div>	<p>3</p> <p>2</p> <p>1</p>
<p>3 計画の緊急性、優先度（上限 5 ポイント）</p> <p>① 当該年度における都道府県の緊急なプロジェクトに関連している等、緊急性・優先度が非常に高い場合（新たに承認を受けようとする地区数の 1 割を限度とする。）</p> <p>② 緊急性・優先度が高い場合（新たに承認を受けようとする地区数の 2 割を限度とする。）</p>	<p>5</p> <p>3</p>
<p>4 その他（上限 4 ポイント）</p> <p>(1) 計画の総合性 一の計画の中で複数の必須指標を設定し、総合的な施策の展開を目指している場合</p> <p>(2) 地域設定指標の設定状況</p> <p>① 2 指標以上を設定する場合</p> <p>② 1 指標を設定する場合</p>	<p>2</p> <p>2</p> <p>1</p>
<p>ポイント合計</p>	<p>15</p>

(注) 農林水産省の資料（「元気な地域づくり交付金の配分基準の制定について」（平成 17 年 6 月 21 日付け 17 農振第 401 号農村振興局長通知））に基づき当省が作成した。

表 2-(2)-ア- (イ)-⑨ 森林づくり交付金におけるポイント付与の考え方

評価内容	ポイント
<p>＜森林整備・保全推進交付金＞</p> <p>1 効率性の向上</p> <p>(1) 合意形成・協議・手続の改善</p> <p>ア 事業計画について、住民等との合意形成が図られているか。</p> <p>① 広報誌等に加え、意見聴取の仕組みを設けて合意形成を図っている。</p> <p>② 広報誌等により周知を図っている。</p> <p>③ 合意形成に関する確認を行っていない。</p> <p>イ 関係部局とも調整し、協議・手続の迅速化・簡素化を図っているか。</p> <p>① 関係部局との調整が既に終了している。</p> <p>② 現在、関係部局と調整している、又は調整が必要な事案はない。</p> <p>③ 関係部局と調整していない。</p> <p>(2) 事業の重点化・集中化</p> <p>ア 実施主体の事業について評価を実施しているか。</p> <p>① チェックリスト等を用いて既に評価を実施している。</p> <p>② 今年度（平成 17 年度）から評価を実施する。</p> <p>③ 実施していない。</p> <p>イ 事業の進捗状況について、時間管理を実施しているか。</p> <p>① 定期的実施主体から進捗状況等が報告される仕組みとなっている。</p> <p>② 報告時期は設定していないが、実施主体から報告される仕組みとなっている。</p> <p>③ 実施していない。</p> <p>ウ 事業の重点化を図っているか。</p> <p>① 例年よりも実施地区数（箇所数・実施主体数）の絞り込みを行っているか。</p> <p>② 例年並である（プラスマイナス 2%以内）</p> <p>③ 例年よりも実施数が拡大している。</p>	<p>2 ポイント</p> <p>1 ポイント</p> <p>0 ポイント</p>
<p>2 地域特性の重視</p> <p>事業計画について、住民や民間事業者等の発想を取り入れて計画を作成しているか。</p> <p>① 公聴会の開催、公募等により広く住民等の意見を吸い上げている。</p> <p>② 一部の住民や民間事業者等に限り意見を吸い上げている。</p> <p>③ 対応していない。</p>	<p>2 ポイント</p> <p>1 ポイント</p> <p>0 ポイント</p>
<p>3 透明性の向上</p> <p>事業計画、事業の進捗状況及び達成状況等を公表しているか。</p> <p>① 関連資料についてウェブサイトで公開するとともに、情報公開窓口で閲覧を実施している。</p> <p>② 情報公開窓口において閲覧のみ実施している。</p> <p>③ 特に公開していない。</p>	<p>2 ポイント</p> <p>1 ポイント</p> <p>0 ポイント</p>

(注) 「森林づくり交付金の配分基準の考え方について」（平成 17 年 3 月 23 日付け 16 森整計第 369 号林野庁森林整備部長通知）に基づき当省が作成した。

表 2-(2)-ア- (イ) -⑩ 強い水産業づくり交付金におけるポイント付与の考え方

<p>< 「漁村地域の活性化」 > (ソフト事業：政策目標 (「人・もの・情報」の循環の維持又は改善))</p> <p>1 漁村コミュニティ支援又は美しい日本の漁村づくり支援を実施する場合 (1) 以下のアからオの取組のうちいずれか行う場合・・・1ポイント ア 地域住民が参画した地域振興計画の策定 イ 子どもたちを対象とした漁業体験活動 ウ 地域水産物等を活用した交流活動の取組 エ 都市漁村交流を促進するための人材育成 オ 地域住民が参画した景観形成への取組</p> <p>(2) 交流人口の維持又は改善割合に応じて以下のとおりポイント付けする (ただし、上記(1)でポイントを獲得した場合は、3ポイントを上限とする。) 10%以上・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・3ポイント 3%以上・・・・・・・・2ポイント 0%以上・・・・・・・・1ポイント</p> <p>2 海洋性レクリエーション活動円滑化対策を実施する場合 関係者の相互理解の維持又は改善に応じてポイント付けする。 (1) 協議会開催・・・・・・・・1ポイント (2) 自主的ルール等の締結・・・・・・・・2ポイント (3) ルール・マナーの講習会受講者数 50人以上、パンフレット・ポスター等の 作成・配布等の普及啓発活動・・・1ポイント</p> <p>3 漁村コミュニティ支援 (又は美しい日本の漁村づくり支援) 及び海洋性レクリエーション活動円滑化対策を実施する場合 上記1及び2のポイントのうち高い方を獲得ポイントとする。</p>

(注) 強い水産業づくり交付金実施要領 (平成 17 年 3 月 23 日付け 16 水港第 3237 号水産庁長官通知) に基づき当省が作成した。

表 2 - (2) - ア - (イ) - ⑪ 期待される補助事業の効果に照らして事業内容の改善の余地がみられる例

都道府県	事業主体	事例の内容
秋田県	D d 町	<p>町では、平成 14 年度及び 15 年度の都市漁村交流対策事業の助成を受け、当初から町内の海沿いの小中学生を対象として、競りの見学、稚魚の放流や地引き網等漁業体験を実施しており、町外などとの交流活動が勘案されていない。</p> <p>また、同町では、平成 13 年度は元気な漁村づくり推進事業、14 年度から 16 年度までは都市漁村交流対策事業の助成を受けて、毎年、東京都台東区浅草で首都圏在住の D d 町出身者（D d 会会員）を中心とした交流会を実施しているが、その内容は、地元の食材を使った料理を囲んだ会員同士の交流会となっており、また、その実施後の成果をみても、都市側の交流先の開拓、企画の提案等検討内容が議事録等の記録として残されておらず、事業効果が十分に発現していない結果となっている。</p> <p>なお、同町の広報誌では、「D d 会は会員同士の親睦と“ふるさと D d” とのコミュニケーションを図ることを目的に平成元年から始まったもの」と紹介されている（広報「D d」平成 14 年 12 月号、D d 会会則第 2 条及び第 3 条）</p> <p>参考</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">D d 会会則（抜粋）</p> <p>（名称） 第 1 条 この会の名称は、D d 会（以下「会」という。）という。</p> <p>（目的） 第 2 条 この会の目的は、D d を「ふるさと」とする者が集い、会員相互及び「ふるさと D d」との好ましいコミュニケーションの存続に寄与することを目的とする。</p> <p>（会員） 第 3 条 会員は、D d 町出身者で原則として首都圏に居住しているものとする。 （以下、省略）</p> </div> <p>（注）D d 会会則に基づき当省が作成した。</p>
愛知県	H a 町	<p>町は、平成 13 年度の都市農村交流対策事業により、G e 村に先進地視察を行っている。当該視察の経費は、事業総額 1,493 千円の 4 割（575 千円）を占めているが、視察の結果報告書は作成されておらず、視察後の交流協議会で参加者から先進地視察の感想が口頭で行われただけであり、その効果が不明である。</p> <p>なお、町では、互いに連携が弱かった会員が、視察を契機として、交流協議会で積極的な発言をするようになったことが、先進地視察の効果であるとしている。</p>
滋賀県	K	<p>「都市農村交流対策事業実施要領の運用について」（平成 12 年 4 月 1 日 12 構改 B 第 273 号 構造改善局長通知）では、同事業のうち都道府県交流ネットワーク推進事業の内容の一つとして、市町村、農業協同組合、消費者団体、旅行代理店、観光協会、都市農村交流施設運営責任者等で構成する都道府県都市農村交流協議会を開催し、推進計画の策定や推進方策の検討等を行うとされている。</p> <p>K では、平成 14 年度に同事業により、i) 都市農山漁村交流協議会を設置し、今後の方向性を明確にする「都市農山漁村交流指針」（以下「指針」という。）の作成、ii) 県及び市町村の担当者等で構成する都市農山漁村交流研究会を設置し、指針に基づく都市農山漁村交流の推進方策の検討を行うとしていたが、都市農山漁村交流協議会を設置し指針の審議を行っただけで事業年度を終了している。</p> <p>そのため、K では、15 年度も同事業の後身事業であるグリーン・</p>

		<p>ツーリズム総合戦略推進事業の採択を受け、残りの事業内容の実施を計画したが、当該年度も事業の進ちよくが遅れ、指針を作成するにとどまり、研究会は未設置のまま事業年度を終了している。</p> <p>更に、Kでは、残りの事業を実施するため、16年度も同事業の採択を受けて、ようやく都市農山漁村交流研究会を立ち上げ、都市農山漁村交流の推進方策の具体的な検討に着手しているが、事業主体による事業の進ちよくが遅れ予定の事業を完遂できない場合でも、何ら指摘を受けることなく、2年度目、3年度目の補助事業の採択を受ける状況にある。</p>
広島県	N d 市	<p>市は、平成12年度の都市農村交流対策事業により、同市における都市農村交流に向けた将来構想の策定を、事業費(5,500千円(うち国庫補助金が2,750千円))の約9割に当たる5,000千円でN d₁へ委託し、平成13年3月に施設整備構想を含むビジョンを作成している。</p> <p>合併後の新N d市では、旧N d市のみを対象とした構想であるため、施設等の整備は一部で実施されているが、構想の効力は低下している。</p>
長崎県	S a 町	<p>町は、平成12年度から14年度に都市農村交流対策事業(グリーン・ツーリズム推進地域育成事業)により体験交流活動等を実施しているが、同事業の14年度の実施状況をみると、i)先進地視察や長崎県ふれあい農業祭りへの参加(参加目標人数1,500人)を計画していたが未実施、ii)学習旅行受入れ及びS a自然体験各100人の参加目標に対して、それぞれ20人(目標の20.0%)、27人(目標の27.0%)等参加実績が大きく下回り、事業効果の低い状況が認められた。</p> <p>なお、町は、同事業の委託先であるS a町グリーン・ツーリズム推進協議会から実績報告を受けずに当初の事業計画の内容を県へ事業報告をしたため、計画していた長崎県ふれあい農業祭りへの参加実績等がないにもかかわらず、実績有り等とした誤った内容の報告となっている。</p>
	S b 町	<p>町は、平成13年度及び14年度に都市農村交流対策事業(グリーン・ツーリズム推進地域育成事業)により体験交流活動等を実施しているが、i)13年度事業(中学生の受入れ)の計画4回(参加目標人数160名)に対して実績が2回(参加人数99名)、ii)14年度事業(中学生の受入れ)の計画2回(参加目標人数54人)に対して実績が1回(参加人数4名)となっており、事業効果が低い状況がみられた。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 事業主体が市町村以外の者については、記号の後に市町村を付していない。

表 2-(2)-ア-(イ)-⑫

事業費の執行が不適正な例

都道府県	事業主体	事例の内容
大阪府	J a 町	<p>町は、平成 12 年度の都市農村交流対策事業（ソフト事業）により、J a 町観光物産センター周辺整備計画を外部に委託して策定（事業費 300 万円のうち 150 万円が国庫補助金）している。</p> <p>しかし、当該委託業務は、指名競争入札により 189 万円で落札され、残り 111 万円は同年度に別途実施された町単独事業の「J a 町観光物産センター周辺整備工事費（ハード事業）に充当されている。</p> <p>これは、本来、ソフトの補助事業へ支出すべき事業費を、町単独事業であるハード事業へ支出したものとなっている。</p>
埼玉県	E d 町	<p>特定農山村総合支援事業実施要領（平成 11 年 4 月 1 日 11 構改 B 第 366 号農林水産事務次官通知）では、特定農山村総合支援事業のうち、特定農山村地域市町村活動支援事業として、市町村が地域の活性化のために必要な事業経費を事業実施の初年度にあらかじめ国庫補助金の助成を受けて振興基金として造成し、当該基金を原資として、高収益・高付加価値型農業の展開のための事業、地域間交流の促進のための事業等のソフト活動（実施期間は原則 5 年以内）を助成対象としている。</p> <p>このため、町では、同事業による地域間交流の促進のためのソフト活動として、イベントへの参加旅費を、平成 14 年度及び 15 年度で計 9 件（計 40,438 円）支出している。</p> <p>しかし、そのうち 8 件（計 37,776 円（平成 14 年度及び 15 年度の事業費合計額の 93.4%））は、県が開催する「改正農薬取締法に関する説明会」等への出張旅費であり、地域間交流の促進とは関係がなく、目的外の支出となっている。</p>
石川県	I d 市	<p>「農業経営総合対策推進事業の実施について」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 経営第 7014 号）では、子どもたちの農業・農村体験学習推進事業のうち地域が行う修学旅行受入条件整備タイプの事業内容として、①受入地域プロモーションの実施、②受入計画の策定、③体験活動の安全性を確保するための器具・器材等の整備と定め、農作業等の体験活動自体の実施は含まれていないが、市では、平成 15 年度の同事業により農作業等の体験活動を行い、その実施に必要な費用として調理員への諸謝金や食料費（指導者への諸謝金、宿泊費、食料費の合計が 1,025 千円）を支出している。</p>
石川県	I b 村	<p>「農業経営総合対策推進事業の実施について」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 経営第 7014 号）では、子どもたちの農業・農村体験学習推進事業のうち地域が行う修学旅行受入条件整備タイプの事業内容として、①受入地域プロモーションの実施、②受入計画の策定、③体験活動の安全性を確保するための器具・器材等の整備と定め、農作業等の体験活動自体の実施は含まれていないが、村では、平成 15 年度の同事業により農作業等の体験活動を行い、それに必要な実践活動費として 314 千円を支出している。</p>
石川県	I c 町	<p>「農業経営総合対策推進事業の実施について」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 経営第 7014 号）では、子どもたちの農業・農村体験学習推進事業のうち地域が行う修学旅行受入条件整備タイプの事業内容として、①受入地域プロモーションの実施、②受入計画の策定、③体験活動の安全性を確保するための器具・器材等の整備と定め、農作業等</p>

		<p>の体験活動の実施は含まれていないが、町では、平成 15 年度の同事業により農作業等の体験活動を行い、それに必要な実践活動費として、例えば、使用料（宿泊費、マイクロバス、カヌー教室等）と賄材料費を合計して、933 千円(注)を支出している。</p> <p>(注) 支出額には、参加費や町費の上乗せ分が含まれているため、総事業費を超える金額となっている。</p>
香川県	P e 町	<p>町は、平成15年度の都市漁村交流対策事業により、クルージングによる漁業体験、地魚料理のバーベキュー等のイベントを実施したが、参加者から徴収した参加料（76千円）を補助対象となる事業費（バーベキュー等の食事代166千円を含む1,000千円）から除外せずに精算しているため、過大な補助金の交付を受けている。</p> <p>また、参加者から徴収した参加料は町の一般会計（雑入）に繰り入れている。</p> <p>なお、平成 16 年度の都市漁村交流対策事業により実施した地引き網体験等の事業では、総事業費から参加料を差し引いたものを、補助対象経費としており、改善措置が取られた。</p>
香川県	P d 町	<p>町は、特定農山村地域市町村活動支援事業を平成 11 年度から 15 年度に実施しているが、15 年度の同事業では、キャンプ、バター作りなどを行う「都市交流ちびっ子ツアー体験教室」を実施している。</p> <p>しかし、参加者の個人負担金（400 千円）を補助対象となる事業費（1,079 千円）から除外せずに精算しているため、過大な補助金の執行となっている。</p> <p>なお、当該体験教室の事業費は、すべて振興基金（2,250 万円（国、県、町が各 750 万円負担）から支出されており、個人負担金は町の一般会計（雑入）に繰り入れられている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

イ 民間団体に対する補助事業

勸 告		説明図表番号	
<p>農林水産省は、農業・農村に対する国民の理解の促進と地域の活性化を図るため、平成 12 年度から都市農村交流対策事業を実施している。また、平成 15 年度には同事業を新グリーン・ツーリズム総合推進対策に改組し、グリーン・ツーリズム推進のための各種取組を総合的に実施することにより、都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現や農山漁村地域の活性化を図るため、以下の事業を実施している。</p>			
事業名	事業主体		事業内容
グリーン・ツーリズム総合戦略推進事業	都道府県、グリーン・ツーリズム推進協議会		都市と農山漁村の共生・対流の国民運動の一環として、都市住民の潜在的な需要を踏まえ提案されたグリーン・ツーリズムの新たなスタイルについて、都道府県段階においてイベントの開催等を通じ、その普及・推進を図る事業
グリーン・ツーリズムセンター機能確立事業	財都市農山漁村交流活性化機構		都市側の動きの支援や都市と農山漁村のつながりの強化を図るため、農山漁村情報等のデータベースの整備、都市部等での農山漁村情報提供の充実強化、教育関係者・特定非営利活動法人・関係企業等と受入側とマッチング活動等を総合的に推進するセンター機能確立する事業
グリーン・ツーリズムビジネス育成事業	財都市農山漁村交流活性化機構（全国事業）、都道府県（都道府県事業）		グリーン・ツーリズムの推進による地域の活性化を図るため、交流・体験サービスのニーズに即した多様な展開と魅力向上のための調査検討、グリーン・ツーリズムビジネスの起業家や各種体験活動等の企画・立案・調整を行うコーディネーター、地域ぐるみのグリーン・ツーリズムを運営するマネージャー、地域を熟知する「農の達人」、「食の達人」等体験指導員を育成・確保する事業。また、同事業は、全国事業及び都道府県事業で構成されている。
地域連携システム整備事業	市町村、農業協同組合、都道府県等		地方自治体、NPO、農林漁業、商工業、教育等多様な関係者が参画して、地域の自発的な取組により、都市住民を受け入れる地域連携システムを整備する事業
やすらぎ空間整備事業	市町村、農業協同組合等		萱葺き農家、谷津田等の多様な地域資源を活用した都市住民に魅力ある滞在交流拠点や体験交流空間を整備するとともに、美しい自然や農山漁村景観を保全・再生する事業
<p>上記事業のうち、グリーン・ツーリズムセンター機能確立事業（以下「機能確立事業」という。）及びグリーン・ツーリズムビジネス育成事業のうち全国事業（以下「育成事業」という。）の事業主体は、それぞれ、「グリーン・ツーリズムセンター機能確立事業実施要領の制定について」（平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2773 号農村振興局長通知。以下「機能確立事業実施要領」という。）及び「グリーン・ツーリズムビジネス育成事業実施要領の制定について」（平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2772 号農村振興局長通知。以下「育成事業実施要領」という。）により、財団法人都市農山漁村交流活性化機構（以下「活性化機構」という。）とされている。</p> <p>（注） 都市農村交流対策事業のうち全国交流ネットワーク推進事業及び全国グリーン・ツーリズム支援事業は、活性化機構が事業主体となり、平成 14 年度まで実施されていたものである。 なお、全国交流ネットワーク推進事業は機能確立事業に、全国グリーン・ツーリズム支援事業は育成事業に改組された。</p>		表 2 - (2) - イ - (7) - ①、②	

活性化機構は、平成 11 年に施行された食料・農業・農村基本法において農村振興の重要な政策課題の一つとして位置付けられた「都市と農村の交流」を総合的に推進するため、財団法人農林漁業体験協会、財団法人ふるさと情報センター及び財団法人 21 世紀村づくり塾を統合し、13 年 4 月に農林水産大臣の認可により設立された公益法人である（平成 16 年 4 月 1 日現在、常勤役員 1 名、職員 33 名。平成 16 年度収入予算額 8 億 6,270 万 5,000 円）。

活性化機構は、機能確立事業及び育成事業のほか、改正前の農村休暇法第 16 条の規定に基づき、農林水産大臣から全国唯一の全国農林漁業体験民宿業協会（以下「全国協会」という。）の指定を受け、同法第 17 条の規定に基づき農林漁業体験民宿業（注）を営む者（以下「体験民宿」という。）を対象とする登録業務などを実施している。

（注） 農林漁業体験民宿業とは、「施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する営業であって、農林漁業者又はその組織する団体が行うもの」（改正前の農村休暇法第 2 条）である。

また、体験民宿を対象とする登録業務は、これまでは、改正前の農村休暇法に基づき農林水産大臣の指定を受けた活性化機構のみが実施していたが、第 162 回国会（常会）における改正農村休暇法の成立により、今後は一定の資格要件を満たす者であれば登録業務を行えることとされた。

なお、活性化機構は、改正農村休暇法第 18 条に基づく登録実施機関の登録申請を行い、平成 17 年 12 月 1 日に登録された。

（ア） 機能確立事業及び育成事業

活性化機構は、平成 13 年度から農林水産省の国庫補助金を受け機能確立事業及び育成事業（前身事業を含む。）を実施している。

国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 14 条で「補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。」とされるとともに同法第 15 条において「各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。」とされている。農林水産省は、これらの規定に基づき、「農村振興対策事業推進費補助金等交付要綱の制定について」（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 349 号農林水産事務次官依命通知。以下「補助金等交付要綱」という。）を定め、補助事業者等に対しその実績の報告を求めている。

今回、これら事業の実施状況について調査した結果、次のような状況がみられた。

① 活性化機構は、育成事業実施要領等に基づき、育成事業の一つとして、平成 15 年度に交流・体験サービス調査検討事業（市町村、グリーン・ツーリズム関連団体・企業、宿泊業者を対象としてアンケート調査及び先進地事例等に係る現地調査）を実施したとして実績報告を行い、交流・体験サービス調査検討事業費（情報収集活動費 153 万 6,000 円）及び農林漁業体験宿泊施

表 2 - (2) - イ -
(7) - ③

設等整備調査事業費（情報収集活動費 241 万 2,000 円）の額の確定を受けているが、実際には、宿泊業者（農林漁業体験民宿及び農家民宿）のみを対象としたアンケート調査を実施しているのみであり、市町村及びグリーン・ツーリズム関連団体・企業を対象としたアンケート調査を実施していない。

また、活性化機構は、機能確立事業実施要領等に基づき、機能確立事業の一つとして、農山漁村部と都市部の地方公共団体等との交流に関する要望等の把握のため、平成 15 年度に交流意向調査（アンケート調査及び訪問調査）を実施し、交流意向調査費（571 万 6,000 円）から支出したと実績報告を行い、額の確定を受けているが、実際には、交流相談会開催費（858 万 6,000 円）から支出されているものがみられた。

- ② 上記事例を端緒として、平成 14 年度及び 15 年度の機能確立事業（平成 14 年度 1 億 8,285 万 6,000 円、15 年度 8,937 万 2,000 円）及び育成事業（平成 14 年度 1 億 1,828 万 6,000 円、15 年度 1 億 249 万 4,000 円）の全項目の事業費について、農林水産省への実績報告と実際の執行実績について関係書類を確認した結果、補助金等実績報告書における各事業ごとの精算額とその総勘定元帳（注）等の関係書類に記載されている実際の経費の支出額に乖離がみられた。

（注） 活性化機構の会計規程に基づいて備え付けが義務付けられているすべての取り引きの相手方、収入額、支出額、残高を勘定ごとに記載した帳簿

このことについて活性化機構は、i) 補助金等実績報告書の提出期限が事業実施の翌年度の 4 月 10 日である一方で、ii) 3 月 31 日までに債務が確定したとしても、支出が 4 月以降となるものがあるために出納閉鎖期限を 5 月 31 日としていることから、補助金等実績報告書の提出時において、総勘定元帳で補助事業にかかる経費のうち、人件費等（職員俸給、法定福利費、事務所借料）を事業別に振り分けることが事務的に困難であるため、決算時において事業別に振り分けていることから上記乖離が生じているとしている。

しかし、事業の実績に基づいて補助金等を交付する場合における精算額は、当該補助金の事業が完了し支払義務額が確定した場合は、その支出完了前において精算額として計上し、補助金の交付対象として処理されるものであり、出納閉鎖期限と補助金等実績報告書の提出期日のずれは上記乖離の理由には当たらない。

当省が総勘定元帳等の関係書類を分析した結果、こうした乖離が生じている原因は、活性化機構が機能確立事業及び育成事業の補助金交付決定において、役務費等外部に支出するとしていた経費を、実際には人件費等に充当し交付決定の内容どおりに実施していない事業があるにもかかわらず、交付決定の内容どおりの事業を実施した旨の実績報告を行い、これを受けた農林水産省においても、当該報告に係る補助事業等の成果が、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを十分に調査しないまま、適合すると認め交付すべき補助金の額を確定しているためであると

表 2 - (2) - イ -
(ア) - ④ ~ ⑥

みられる。

ちなみに、機能確立事業及び育成事業の両事業における人件費等への充当率（実支出額に占める人件費等の割合）は、平成 14 年度で 35.6%（1 億 992 万 4,000 円）、15 年度では 51.9%（1 億 81 万 7,750 円）となっている。

他方、補助金等交付要綱第 13 において、活性化機構は、この補助金に係る補助金等支出明細書を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の 6 月末までに、農林水産大臣に報告することとされている。

平成 15 年度の機能確立事業及び育成事業の補助金等支出明細書では、上記で活性化機構が主張する人件費等への支出実績を記載すべき欄は空欄となっており、また、外部への支出額も活性化機構の総勘定元帳と補助金等実績報告書との間に乖離がみられ、実際の補助金の執行実績と異なった実績を公表している。さらに、農林水産省も、これらの関係書類の記載内容について十分な確認を行っていない。

- ③ 活性化機構は平成 15 年度の交流意向調査の成果物として作成した「交流ハンドブック」を、47 都道府県等に配布しているが、今回調査した 20 都道府県において、交流ハンドブックの活用状況を調査したところ、19 都道府県において活用されていない状況がみられた。また、平成 15 年度の交流・体験サービス調査検討事業の成果物として作成した「農林漁家民宿交流・体験サービス調査事業報告書」を 47 都道府県等に配布しているが、調査した 20 都道府県のうち 19 都道府県において活用されておらず、作成する必要性に乏しい状況がみられた。

(イ) 全国協会としての事業

活性化機構は、体験民宿の登録事業を含む全国協会としての業務の実施に必要な経費について、これまで補助金等交付要綱に基づき、補助金の交付を受け（平成 13 年度から 16 年度の 4 年間で 1 億 3,315 万 1,000 円（注））、全国協会業務を実施している。

（注） 全国協会としての業務の実施に必要な経費は育成事業費から平成 13 年度 4,743 万円、14 年度 4,099 万 7,000 円、15 年度 2,246 万円、16 年度 2,226 万 4,000 円と 4 年間で計 1 億 3,315 万 1,000 円を執行

活性化機構における体験民宿の登録事業など全国協会としての事業の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

- ① 体験民宿の制度発足（平成 7 年度）以降の登録数の推移をみると、最も多かった平成 9 年度の 862 軒を境に毎年減少を続け、16 年度では 415 軒と過去最低となり、9 年度に比べて 50%弱に落ち込んでいる。

また、平成 13 年度から 16 年度の登録更新（登録有効期間が 3 年間）状況をみると、13 年度の更新率 72.4%に対して 15 年度は 50.0%、16 年度 64.2%と低迷している。

表 2 - (2) - イ - (7) - ⑦、⑧

表 2 - (2) - イ - (7) - ⑨

表 2 - (2) - イ - (1) - ①

表 2 - (2) - イ - (1) - ②

表 2 - (2) - イ - (1) - ③

今回、20 道府県における体験民宿 68 軒（登録 25 軒、未更新 18 軒及び未登録 25 軒）について、活性化機構の登録事業に対する意見を聴取したところ、i) 登録しても直接的な集客効果が無い（18 軒）、ii) 登録しても他の民宿との差別化が図られない（3 軒）、iii) 活性化機構の情報誌よりも一般の旅行雑誌等の方が宣伝効果が高い（13 軒）、iv) 都道府県や市町村等の広報誌やホームページでの紹介で十分である（7 軒）等登録によるメリットがないとする意見（44 軒）がみられた。

登録数の減少や更新率の低下を招く一因としては、活性化機構のサービス内容等が体験民宿の意向を踏まえた事業となっていないことが考えられる。

- ② 活性化機構では、従前から実施していた体験民宿の登録推進に向けた説明会等の開催、登録体験民宿の利用促進に向けた宣伝及び情報提供のほか、新たに、i) 体験民宿の新規開業の支援を行う農林漁業体験民宿開業相談センターの設置、ii) 体験民宿としての適格性を検証する体験民宿に対する農林漁業体験民宿業適正営業規程の遵守実態調査・指導を実施している。

しかし、農林漁業体験民宿開業相談センターの平成 14 年度の問い合わせ件数 35 件のうち農林漁業者からの問い合わせは 5 件、適正営業規程の遵守実態調査・指導が 3 件となっているなど、農林漁業体験民宿開業相談センターとしての機能や適正営業規程の遵守実態調査・指導を開始した所期の目的に対し、その効果が乏しい状況となっている。

（注） 農林漁業体験民宿開業相談センターの平成 15 年度の問い合わせ件数は、活性化機構において記録が保存されていないため実績は不明

また、適正営業規程の遵守実態調査・指導の平成 15 年度の調査・指導記録等は、活性化機構において記録が保存されていないため実績は不明

以上のように、活性化機構においては、当初計画において外部に支出するとしていた経費を人件費等に充当しているため、計画どおりの事業が実施されていないものや、事業実績が低調であるなど所期の補助効果が乏しい状況がみられる。

したがって、農林水産省は、活性化機構が事業主体である都市農村交流に関する補助事業の運用の適正化を確保し、都市農村交流を効果的に推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 補助金の適正な執行を図るため、活性化機構から補助金の使途その他必要な事項について厳正な報告を求めるとともに、補助金の額の確定を行うに当たっては実績報告書の支出内容の厳格な検査を行うこと。

また、補助金等実績報告書及び補助金等支出明細書において、事実と異なる内容及び項目については、早急に厳格かつ適正な対応措置を採ること。

- ② 活性化機構における補助事業の実施状況等を的確に把握し、所期の事業内容を適切に実施していないものや効果の乏しいものについては、廃止を含め抜本的に見直すこと。

表 2 - (2) - イ -
(イ) - ④ ~ ⑦

表 2 - (2) - イ -
(イ) - ⑧

表2-(2)-イ-(7)-① 「グリーン・ツーリズムセンター機能確立事業実施要領の制定について」(平成15年4月1日付け14農振第2773号農村振興局長通知)(抜粋)

第1	趣旨 (略)
第2	事業の内容等
1	事業の内容
(1)	グリーン・ツーリズム情報提供等促進事業
①	グリーン・ツーリズム情報提供促進会議の開催 学識経験者、農山漁村代表者、都市住民代表者等で構成するグリーン・ツーリズム情報提供促進会議を開催し、グリーン・ツーリズムに関するポータルサイトの作成等効果的かつ効率的な情報発信方策及びデータベースの構築等に関する検討を行う。
②	グリーン・ツーリズムニーズ調査の実施 都市住民等の農山漁村部に対するニーズを把握するため、インターネットの双方向性を活用したグリーン・ツーリズムニーズ調査の実施及び調査結果のとりまとめを行う。
③	グリーン・ツーリズム情報に関するポータルサイトの作成 都市住民等の農山漁村部に対するニーズを踏まえ、効果的かつ効率的に情報発信するため、グリーン・ツーリズムに関する情報検索窓口となるポータルサイトを作成する。
④	グリーン・ツーリズム情報データベースの構築 都市住民等の農山漁村部に対するニーズを踏まえ、ポータルサイトからの閲覧に資するため、必要な情報の収集とデータベースの構築を行う。
(2)	農山漁村情報総合検索システム整備事業 (略)
(3)	交流マッチング活動推進事業
①	都市農山漁村交流マッチング活動推進検討会の開催等 ア 都市部の教育関係者、特定非営利活動法人等と農山漁村部の地方公共団体や農家民宿等受入側とのマッチング活動推進検討会を開催し、都市部と農山漁村部をマッチングする上での課題と相談体制の整備等マッチングのための具体的方策について検討を行う。 イ 都市部と農山漁村部が連携した活動事例等についてパンフレットを作成し、都市住民及び農山漁村部の地方公共団体等に提供する。
②	交流意向調査の実施 都市部の地方公共団体や教育委員会等を対象として、アンケート調査及び訪問調査を実施し、農山漁村部の地方公共団体等との交流に関する要望等の把握を行う。
③	相談窓口等の整備 都市部と農山漁村部のマッチングのための相談等を行う窓口及び交流相談員を設置し、都市農山漁村交流に関する個別相談活動を行う。
④	交流相談会の開催 ア 都市部において、修学旅行や姉妹都市等のテーマ毎にブースを設定し、個別の相談を行う交流相談会を開催する。 イ 上記の相談会の報告書を作成し、地方公共団体、特定非営利活動法人等に広く配布する。
⑤	マッチング情報サイトの整備 都市部と農山漁村部が、インターネットを通じてマッチングするための情報検索サイトに必要なシステムの開発を行う。
(4)	外国人旅行者支援事業 (略)
2	事業主体 <u>本事業の事業主体は、財団法人都市農山漁村交流活性化機構(以下、「活性化機構」という。)とする。</u>
3	事業の実施協議 本事業の実施協議は、別紙様式1の「グリーン・ツーリズムセンター機能確立事業

実施計画書」を作成し、これを添付して農林水産省農村振興局長（以下、「農村振興局長」という。）と協議する。

また、農林振興局長の承認を受けた事業実施計画の変更を行う場合は、本事業の実施協議に準じて実施する。

4 事業実施結果の報告（略）

第3 助成（略）

第4 補助対象事業費の取扱い

本事業の事業主体である活性化機構は、本事業の経理と他の経理を明確に区分して取り扱うものとし、本事業の運用の適正化を確保する。

(注) 1 農林水産省の提出資料に基づき当省が作成した。

2 下線は当省が付した。

表2-(2)-イ-(7)-② 「グリーン・ツーリズムビジネス育成事業実施要領の制定について」(平成15年4月1日付け14農振第2772号農村振興局長通知)
(抜粋)

第1	趣旨 (略)
第2	事業の種類 本事業の種類は、グリーン・ツーリズムビジネス育成全国事業（以下、「全国事業」という。）及びグリーン・ツーリズムビジネス育成都道府県事業（以下、「都道府県事業」という。）とする。
第3	事業の内容等
1	全国事業 全国事業は、グリーン・ツーリズムビジネス推進事業、グリーン・ツーリズムビジネス起業化支援事業及びグリーン・ツーリズム人材バンク整備事業とする。
	(1) 事業の内容
	① グリーン・ツーリズムビジネス推進事業
	ア 交流・体験サービス調査検討事業 農林漁業体験民宿業や農林漁業体験施設における交流・体験サービスについて、ニーズに即した多様な展開と魅力向上を図るため、消費者、農林漁業関係者、地方公共団体等による調査検討会を開催し、食事の提供、体験メニュー、安全の確保等のサービスの向上方策の検討を行うとともに、市町村、旅行業等を対象としたアンケート調査及び先進事例等に係る現地調査を実施する。
	イ 農林漁業体験宿泊施設等整備調査事業 農林漁業体験民宿等の資質向上を図るため、民宿経営者、建築関係者、福祉関係者等による調査検討会を開催し、全国における農林漁業体験宿泊施設等の収容能力、客室施設の整備水準等に関する調査の設計及び結果の分析を行うとともに、農林漁業体験宿泊施設等を対象としたアンケート調査及び先進事例等に係る現地調査を実施する。
	ウ 農林漁業体験民宿組織化等推進事業（略）
	② (略)
	③ (略)
	(2) 事業主体 本事業の事業主体は、財団法人都市農山漁村交流活性化機構（以下、「活性化機構」という。）とする。
	(3) 事業の実施協議 本事業の実施協議は、別紙様式1の「グリーン・ツーリズムビジネス育成全国事業実施計画書」を作成し、これを添付して農林水産省農村振興局長（以下、「農村振興局長」という。）と協議する。 また、農林振興局長の承認を受けた事業実施計画の変更を行う場合は、事業の実施協議に準じて実施する。
	(4) (略)
	2 都道府県事業 (略)
第4	助成 (略)
第5	補助対象事業費の取扱い 本事業の事業主体は、本事業の経理と他の経理を明確に区分して取り扱うものとし、本事業の運用の適正化を確保する。

(注) 1 農林水産省の提出資料に基づき当省が作成した。

2 下線は当省が付した。

表 2 - (2) - イ - (7) - ③ 「農村振興対策事業推進費補助金等交付要綱の制定について」(平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 349 号農林水産事務次官依命通知)(抜粋)

農村振興対策事業推進費補助金等交付要綱

第 1 農林水産大臣は、農村地域の整備開発を促進する等のため、農村振興対策事業に要する経費、中山間地域等振興対策事業に要する経費、山村振興等対策事業に要する経費及び活動火山周辺地域防災営農対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において都道府県、財団法人都市農山漁村交流活性化機構(以下「活性化機構」という。)、・・・(中略)・・・に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成 12 年 6 月 23 日付け農林水産省告示第 899 号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成 12 年 6 月 23 日付け農林水産省告示第 900 号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第 2～第 9 (略)

第 10 規則第 6 条第 1 項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第 4 号のとおりとし、その提出部数は正副 2 部とする。

2、3 (略)

第 11 (略)

第 12 交付決定額の下限は、下記のとおりとする。

(1) (略)

(2) 活性化機構、全土連及び農業土木総研にあっては、3,500 万円とする。

ただし、(3)に掲げる経費については、この限りでない。

(3) (略)

2 補助事業者は、本交付要綱の補助事業に係る間接補助金の交付の決定をする場合においては、本事業の効率的かつ重点的な推進が図られるよう留意するものとする。

第 13 活性化機構・・・(略)・・・は、この補助金に係る補助金等支出明細書(別記様式第 6 号)を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等を併せて事務所に備え付け公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の 6 月末日までに、農林水産大臣に提出するものとする。

る。

別表（第2関係）

事業	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
1 農村振興 対策事業	<p>(3) 農業団体推進費</p> <p>ア 美しいふるさと・国づくり推進事業費 活性化機構及び企画委員会が美しいふるさと・国づくり推進事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2383号農林水産事務次官依命通知）第2の規定に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>イ 知恵を活かす地域づくり・人づくり支援事業費 活性化機構が知恵を活かす地域づくり・人づくり支援事業実施要綱（平成13年4月1日付け12農振第1315号農林水産事務次官依命通知）第2の1の規定に基づいて行う知恵を活かす地域づくり・人づくり推進事業に要する経費</p> <p>ウ グリーン・ツーリズムセンター機能確立事業費 活性化機構が新グリーン・ツーリズム総合推進対策実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2599号農林水産事務次官依命通知）第3の2の規定に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>エ グリーン・ツーリズムビジネス育成事業費 活性化機構が新グリーン・ツーリズム総合推進対策実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2599号農林水産事務次官依命通知）第3の3の規定に基づいて行う事業に要する経費</p>	定額	経費の欄に掲げるア、イ、ウ及びエの経費の相互間の増減	—

(注) 1 農林水産省の提出資料に基づき当省が作成した。

2 下線は当省が付した。

表2-2-イ-7-4 都市農村交流対策事業の執行実績(平成14年度)

(単位:円)

内訳 表番 号	区 分	実績報告書 上の事業費 (A)	支出額 (B=C+D +E)	総勘定元帳 等に記載さ れている実 際の経費の 支出額 (C+D)	外部へ支出した額		人件費等		他の区分に振替等	
					金額(C)	支出額に占 める割合(C /B)	金額(D)	支出額に占 める割合(D /B)	金額(E)	支出額に占 める割合(E /B)
	都市農村交流対策事業	301,142,000	308,996,570	299,248,322	189,323,901	61.3%	109,924,421	35.6%	9,748,248	3.2%
	1 全国交流ネットワーク推進事業費	182,856,000	197,327,917	196,354,050	131,000,420	66.4%	65,353,630	33.1%	973,867	0.5%
	(1) 全国交流パートナー組織連携事業費	25,020,000	25,072,500	24,431,696	15,674,696	62.5%	8,757,000	34.9%	640,804	2.6%
1101	① 全国都市農村交流推進事業費 (都市農村交流推進協議会開催費)	2,540,000	3,246,783	3,246,783	2,357,783	72.6%	889,000	27.4%	0	0.0%
	② 交流連携促進手法研究活動事業費	11,216,000	11,577,479	11,577,479	7,651,879	66.1%	3,925,600	33.9%	0	0.0%
1103	ア 連携手法開発研究推進費	3,627,000	3,912,209	3,912,209	2,642,759	67.6%	1,269,450	32.4%	0	0.0%
1104	イ 都市側へのプロモーション戦略展開手法研究推進費	7,589,000	7,665,270	7,665,270	5,009,120	65.3%	2,656,150	34.7%	0	0.0%
	③ 交流連携強化推進事業費	3,817,000	3,413,609	3,072,572	1,736,622	50.9%	1,335,950	39.1%	341,037	10.0%
1106	ア 全国交流パートナー組織連携委員会開催	1,349,000	1,452,392	1,452,392	980,242	67.5%	472,150	32.5%	0	0.0%
1105	イ 交流連携セミナー開催費	2,468,000	1,961,217	1,620,180	756,380	38.6%	863,800	44.0%	341,037	17.4%
	④ 交流パートナー組織ネットワーク形成調査事業費	7,447,000	6,834,629	6,534,862	3,928,412	57.5%	2,606,450	38.1%	299,767	4.4%
1107	ア 交流パートナー組織ネットワーク形成調査事業費	4,815,000	4,687,838	4,622,750	2,937,500	62.7%	1,685,250	35.9%	65,088	1.4%
1108	イ 交流実践課題検討調査委員会開催経費	784,000	298,791	278,105	3,705	1.2%	274,400	91.8%	20,686	6.9%
1109	ウ 広報パンフレット作成費	1,848,000	1,848,000	1,634,007	987,207	53.4%	646,800	35.0%	213,993	11.6%
	(2) 交流情報等相互活用推進事業費	61,607,000	58,447,770	58,114,707	35,198,227	60.2%	22,916,480	39.2%	333,063	0.6%
	① ふるさと情報提供等促進事業費	35,519,000	32,012,770	31,997,986	19,316,336	60.3%	12,681,650	39.6%	14,784	0.0%
1110	ア ふるさと情報提供促進会議開催費	7,217,000	2,687,701	2,687,701	161,751	6.0%	2,525,950	94.0%	0	0.0%
1111	イ インターネットアンケート調査費	16,966,000	17,989,069	17,989,069	12,050,969	67.0%	5,938,100	33.0%	0	0.0%
1112	ウ ふるさと情報活用交流条件等整備費	11,336,000	11,336,000	11,321,216	7,103,616	62.7%	4,217,600	37.2%	14,784	0.1%
	② 調査研究等交流活用事業費	26,088,000	26,435,000	26,116,721	15,881,891	60.1%	10,234,830	38.7%	318,279	1.2%
1113	ア 地域興しマイスター等全国会議開催	12,437,000	12,400,250	12,400,250	7,932,020	64.0%	4,468,230	36.0%	0	0.0%
1114	イ 農山漁村地域情報還元用パンフ作成費	4,032,000	7,047,170	7,047,170	5,635,970	80.0%	1,411,200	20.0%	0	0.0%
1115	ウ 定住促進等交流相談推進活動費	5,146,000	3,148,130	3,148,130	358,280	11.4%	2,789,850	88.6%	0	0.0%
1116	エ 交流促進検討会開催費	4,473,000	3,839,450	3,521,171	1,955,621	50.9%	1,565,550	40.8%	318,279	8.3%
	(3) 都市農村交流支援推進事業費	96,229,000	113,807,647	113,807,647	80,127,497	70.4%	33,680,150	29.6%	0	0.0%
	① 都市農村交流企画支援推進事業費	9,000,000	12,482,455	12,482,455	9,332,455	74.8%	3,150,000	25.2%	0	0.0%
1118	ア 都市農村交流企画研修会開催費	5,000,000	7,357,000	7,357,000	5,607,000	76.2%	1,750,000	23.8%	0	0.0%
1119	イ 都市農村交流企画情報パンフ等作成費	4,000,000	5,125,455	5,125,455	3,725,455	72.7%	1,400,000	27.3%	0	0.0%
	② ふるさと体験ルート開発・提供事業費	30,000,000	20,295,551	20,295,551	9,795,551	48.3%	10,500,000	51.7%	0	0.0%
1121	ア 試作モニター調査費	11,000,000	7,107,538	7,107,538	3,257,538	45.8%	3,850,000	54.2%	0	0.0%
1122	イ ふるさと体験ルート作成費	19,000,000	13,188,013	13,188,013	6,538,013	49.6%	6,650,000	50.4%	0	0.0%
	③ 農山漁村総合情報システム開発事業費 (システムプログラム開発費)	20,000,000	31,826,925	31,826,925	24,826,925	78.0%	7,000,000	22.0%	0	0.0%
	④ 都市農村交流相談窓口整備事業費 (都市農村交流窓口相談活動費)	17,729,000	15,929,945	15,929,945	9,724,795	61.0%	6,205,150	39.0%	0	0.0%
1128	⑤ 青少年農山漁村普及・啓発事業費 (ブロック会議開催費)	19,500,000	33,272,771	33,272,771	26,447,771	79.5%	6,825,000	20.5%	0	0.0%
	2 全国GT支援事業費	118,286,000	111,668,653	102,894,272	58,323,481	52.2%	44,570,791	39.9%	8,774,381	7.9%
	(1) 農林漁業体験民宿支援事業費	103,608,000	99,671,828	90,974,697	51,541,206	51.7%	39,433,491	39.6%	8,697,131	8.7%
	① 都市農村交流スクール実施事業費	55,256,000	53,054,356	45,136,674	22,666,088	42.7%	22,470,586	42.4%	7,917,682	14.9%
1133	ア スクール内容検討委員会開催費	1,950,000	1,950,000	1,644,397	281,897	14.5%	1,362,500	69.9%	305,603	15.7%
	イ 都市農村交流スクール開催費	53,306,000	51,104,356	43,492,277	22,384,191	43.8%	21,108,086	41.3%	7,612,079	14.9%
1132	a 経営多角化支援講座開催費	11,899,000	11,899,000	10,719,435	5,554,785	46.7%	5,164,650	43.4%	1,179,565	9.9%
1131	b GT活動指導者養成講座開催	41,407,000	39,205,356	32,772,842	16,829,406	42.9%	15,943,436	40.7%	6,432,514	16.4%
	② 体験民宿組織化推進活動事業費	40,997,000	38,512,690	37,733,241	23,384,291	60.7%	14,348,950	37.3%	779,449	2.0%
1137	ア 組織登録活動費	12,625,000	12,389,040	11,609,591	7,190,841	58.0%	4,418,750	35.7%	779,449	6.3%
1138	イ 登録農家民宿等ガイドブック作成費	28,372,000	26,123,650	26,123,650	16,193,450	62.0%	9,930,200	38.0%	0	0.0%
	③ 高齢者交流型GT事例の調査・研究事業費	7,355,000	8,104,782	8,104,782	5,490,827	67.7%	2,613,955	32.3%	0	0.0%
1134	ア 調査研究会開催費	364,000	789,585	789,585	662,185	83.9%	127,400	16.1%	0	0.0%
1135	イ 都市農村交流活動現地調査費	4,300,000	4,278,200	4,278,200	2,733,495	63.9%	1,544,705	36.1%	0	0.0%
1136	ウ アンケート調査費	2,691,000	3,036,997	3,036,997	2,095,147	69.0%	941,850	31.0%	0	0.0%
	(2) 交流を活かした村づくり支援事業費	14,678,000	11,996,825	11,919,575	6,782,275	56.5%	5,137,300	42.8%	77,250	0.6%
	① 都市農村交流実践組織育成・強化研修事業費	2,839,000	3,206,009	3,206,009	2,212,359	69.0%	993,650	31.0%	0	0.0%
1141	ア 研修会全体構想等検討委員会開催費	74,000	118,035	118,035	92,135	78.1%	25,900	21.9%	0	0.0%
1142	イ 研修会開催費	2,765,000	3,087,974	3,087,974	2,120,224	68.7%	967,750	31.3%	0	0.0%
	② 受入体制確立支援調査研究事業費	9,046,000	7,274,416	7,274,416	4,108,316	56.5%	3,166,100	43.5%	0	0.0%
1144	ア 地域経営手法調査研究事業費	3,504,000	3,510,021	3,510,021	2,283,621	65.1%	1,226,400	34.9%	0	0.0%
1145	イ 海外先進事例調査研究事業費	5,542,000	3,764,395	3,764,395	1,824,695	48.5%	1,939,700	51.5%	0	0.0%
	③ 交流支援専門人材バンク費	2,793,000	1,516,400	1,439,150	461,600	30.4%	977,550	64.5%	77,250	5.1%
1147	ア 交流支援人材バンク検討会	655,000	229,250	229,250	0	0.0%	229,250	100.0%	0	0.0%
1148	イ 人材発掘調査費	1,309,000	458,150	458,150	0	0.0%	458,150	100.0%	0	0.0%
1149	ウ 人材情報集積管理経費	829,000	829,000	751,750	461,600	55.7%	290,150	35.0%	77,250	9.3%

(注) 当省の調査結果による。

表2-②-①-⑦-⑤ 機能確立事業の執行実績(平成15年度)

(単位:円)

内訳 表番 号	区 分	実績報告書上 の事業費(A)	支出額 (B=C+D+E)	総勘定元帳 等に記載さ れている実 際の経費の 支出額 (C+D)	外部へ支出した額		人件費等		他の区分に振替等	
					金額(C)	支出額に 占める割 合(C/B)	金額(D)	支出額に 占める割 合(D/B)	金額(E)	支出額に 占める割 合(E/B)
	GTセンター機能確立事業	89,372,000	89,372,000	79,414,244	33,978,786	38.0%	45,435,458	50.8%	9,957,756	11.1%
	1 GT情報提供等促進事業費	18,017,000	18,017,000	16,117,513	8,220,113	45.6%	7,897,400	43.8%	1,899,487	10.5%
1101	(1) GT情報提供促進会議開催費	538,000	538,000	938,720	750,420	139.5%	188,300	35.0%	-400,720	-74.5%
1102	(2) GTニーズ調査費	580,000	580,000	380,000	0	0.0%	380,000	65.5%	200,000	34.5%
1103	(3) GT情報ポータルサイト作成費	5,253,000	5,253,000	5,253,000	2,000,000	38.1%	3,253,000	61.9%	0	0.0%
1104	(4) GT情報データベース構築費	11,646,000	11,646,000	9,545,793	5,469,693	47.0%	4,076,100	35.0%	2,100,207	18.0%
	2 農山漁村情報総合検索システム整備事業費	21,940,000	21,940,000	20,490,205	7,031,759	32.0%	13,458,446	61.3%	1,449,795	6.6%
1110	(1) システム開発検討会開催費	1,268,000	1,268,000	1,268,000	5,500	0.4%	1,262,500	99.6%	0	0.0%
1111	(2) 農山漁村情報総合検索システム整備費	20,672,000	20,672,000	19,222,205	7,026,259	34.0%	12,195,946	59.0%	1,449,795	7.0%
	3 交流マッチング活動推進事業計画費	39,736,000	39,736,000	35,452,676	15,348,749	38.6%	20,103,927	50.6%	4,283,324	10.8%
1115	(1) 都市農山漁村交流マッチング検討会	3,403,000	3,403,000	2,544,050	535,930	15.7%	2,008,120	59.0%	858,950	25.2%
1116	(2) 交流意向調査費	5,716,000	5,716,000	5,716,000	3,811,500	66.7%	1,904,500	33.3%	0	0.0%
1117	(3) 相談窓口等整備費	15,169,000	15,169,000	15,132,796	9,823,646	64.8%	5,309,150	35.0%	36,204	0.2%
1118	(4) 交流相談会開催費	8,586,000	8,586,000	6,713,000	1,094,543	12.7%	5,618,457	65.4%	1,873,000	21.8%
1119	(5) マッチング情報サイト整備費	6,862,000	6,862,000	5,346,830	83,130	1.2%	5,263,700	76.7%	1,515,170	22.1%
	4 外国人旅行者支援事業計画費	9,679,000	9,679,000	7,353,850	3,378,165	34.9%	3,975,685	41.1%	2,325,150	24.0%
1121	(1) 情報提供等検討会議開催費	376,000	376,000	376,000	228,165	60.7%	147,835	39.3%	0	0.0%
1122	(2) パンフレット・ガイドブック作成費	6,350,000	6,350,000	4,892,200	2,097,900	33.0%	2,794,300	44.0%	1,457,800	23.0%
1123	(3) HP作成費	2,953,000	2,953,000	2,085,650	1,052,100	35.6%	1,033,550	35.0%	867,350	29.4%

(注) 当省の調査結果による。

表2-(2)-イ(ア)-⑥ 育成事業の執行実績(平成15年度)

(単位:円)

内訳 表番 号	区 分	実績報告書上 の事業費(A)	支出額 (B=C+D+E)	総勘定元帳 等に記載さ れている実 際の経費の 支出額 (C+D)	外部へ支出した額		人件費等		他の区分に振替等	
					金額(C)	支出額に占め る割合(C/ B)	金額(D)	支出額に占め る割合(D/ B)	金額(E)	支出額に占め る割合(E/ B)
	GTビジネス育成事業	102,494,000	104,795,889	100,778,314	45,396,022	43.3%	55,382,292	52.8%	4,017,575	3.8%
1	GTビジネス推進事業計画費	28,255,000	30,556,889	28,712,954	16,610,467	54.4%	12,102,487	39.6%	1,843,935	6.0%
	(1) 交流・体験サービス調査検討事業費	5,795,000	5,558,821	4,827,052	1,469,557	26.4%	3,357,495	60.4%	731,769	13.2%
1141	ア 調査研究会開催費	438,000	438,000	418,540	265,240	60.6%	153,300	35.0%	19,460	4.4%
1142	イ 情報収集活動費	1,536,000	1,536,000	1,256,920	169,337	11.0%	1,087,583	70.8%	279,080	18.2%
1143	ウ 現地調査費	3,821,000	3,584,821	3,151,592	1,034,980	28.9%	2,116,612	59.0%	433,229	12.1%
	(2) 農林漁業体験宿泊施設等整備調査事業費	7,091,000	7,327,179	6,215,013	2,849,171	38.9%	3,365,842	45.9%	1,112,166	15.2%
1146	ア 調査検討会開催費	421,000	657,179	657,179	509,829	77.6%	147,350	22.4%	0	0.0%
1147	イ 情報収集活動費	2,412,000	2,412,000	1,693,400	596,208	24.7%	1,097,192	45.5%	718,600	29.8%
1148	ウ 現地調査費	4,258,000	4,258,000	3,864,434	1,743,134	40.9%	2,121,300	49.8%	393,566	9.2%
	(3) 農林漁業体験民宿組織化推進事業費	15,369,000	17,670,889	17,670,889	12,291,739	69.6%	5,379,150	30.4%	0	0.0%
1134	ア 推進検討会開催費	231,000	95,050	95,050	14,200	14.9%	80,850	85.1%	0	0.0%
1135	イ 連携ネットワーク構築活動費	2,332,000	3,519,177	3,519,177	2,702,977	76.8%	816,200	23.2%	0	0.0%
1136	ウ 組織化検討委員会開催費	1,246,000	1,535,200	1,535,200	1,099,100	71.6%	436,100	28.4%	0	0.0%
1137	エ 情報ネットワークシステム整備費	200,000	124,800	124,800	54,800	43.9%	70,000	56.1%	0	0.0%
1138	オ 体験民宿ガイドブック作成費	11,360,000	12,396,662	12,396,662	8,420,662	67.9%	3,976,000	32.1%	0	0.0%
2	GTビジネス起業化支援事業計画費	72,800,000	72,800,000	71,221,630	28,545,475	39.2%	42,676,155	58.6%	1,578,370	2.2%
1401	(1) GTビジネス開業スクール事業費	27,128,000	27,128,000	27,128,000	11,693,497	43.1%	15,434,503	56.9%	0	0.0%
1402	(2) GTコーディネーター等育成事業費	37,191,000	37,191,000	37,191,000	15,954,458	42.9%	21,236,542	57.1%	0	0.0%
	(3) 体験プログラム開発調査研究事業費	8,481,000	8,481,000	6,902,630	897,520	10.6%	6,005,110	70.8%	1,578,370	18.6%
1405	ア 調査研究会開催費	1,294,000	1,294,000	1,148,000	577,500	44.6%	570,500	44.1%	146,000	11.3%
1406	イ 情報収集活動費	3,020,000	3,020,000	2,940,000	110,560	3.7%	2,829,440	93.7%	80,000	2.6%
1407	ウ 現地調査費	4,167,000	4,167,000	2,814,630	209,460	5.0%	2,605,170	62.5%	1,352,370	32.5%
1409	3 GT人材バンク整備事業計画費	1,439,000	1,439,000	843,730	240,080	16.7%	603,650	41.9%	595,270	41.4%

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-イ-(7)-⑦ 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）の（別添）公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置（抜粋）

<p>行政委託型公益法人等に対する国の関与について、行政の一層の透明性、効率性、厳格性を確保する観点から、以下の措置を講ずる。</p> <p>I. 定義（略）</p> <p>II. 検査等の委託・推薦等に関する事項（略）</p> <p>1. 府省が講ずべき措置（略）</p> <p>2. 法人が講ずべき措置（略）</p> <p>III. 補助金等の交付等に関する事項（略）</p> <p>1. 実施計画の対象事項に対する措置（略）</p> <p>2. 公益法人向け補助金等全般に対する措置（略）</p> <p>(1) 各府省は、「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」（平成 13 年 8 月 28 日公益法人等の指導監督等に関する申合せ）について、常に最新の情報を法人所管府省のホームページに掲載するとともに、次に掲げる事項も新たに掲載する。</p> <p>① 補助金等に係る事業概要、主な使途（下記(2)②アの書類で代替可）</p> <p>② 補助金等の執行に当たっての交付先選定理由として、次に掲げる事項</p> <p>ア 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金等適正化法」という。）が適用される場合</p> <ul style="list-style-type: none">・ 補助金等適正化法が適用される旨・ 当該法人を選定した具体的理由（提案公募型の場合は公募方法、選定基準、選定方法も併せて記載） <p>イ（略）</p> <p>(2) 各府省は、以下の措置を講ずる。</p> <p>① 所管公益法人に対し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類を作成するよう指導。</p> <p>② 公益法人が以下の措置を講ずることを補助金等の交付決定又は契約の条件とするとともに、既に交付している公益法人には速やかに措置するよう指導。</p> <p>ア 補助金等に係る事務・事業ごとに事業内容、交付額及び支出額の内訳を記載した書類（様式 2 又はそれに準じたもの）を作成。</p> <p>イ 上記書類を、①の書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、関係府省に報告。</p> <p>③ ①、②で作成する書類を法人所管府省のホームページに掲載するとともに、各法人に対しインターネットで公表するよう指導。</p>
--

(注) 下線は当省が付した。

表2-(2)-イ-(ア)-⑧ 補助金等支出明細書の様式

別記様式第6号(第13関係)

平成〇〇年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称			
2. 事業の目的及び内容			
	(1) 目的		
	(2) 具体的な内容		
3. 交付先の公益法人の名称			
4. 交付実績額			千円(A)
5. 補助金等における管理費			
	(1) 人件費		千円
	(2) 一般管理費		千円
	(3) その他の管理費		
	内 容		金額
	-----		千円
	-----		千円
	合 計		千円
	合 計		千円
6. 外部への支出			
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出			
	支 出 内 容	支 出 先	金 額
	-----	-----	千円
	合 計		千円(B)
(2) (1)以外の支出			
	支 出 内 容	支 出 先	金 額
	-----	-----	千円
	合 計		千円
7. その他			
	内 容		金 額
	-----		千円
	-----		千円
	-----		千円
	合 計		千円
8. 再補助等の割合			%(B/A)

(注)1 「5. 補助金等における管理費」について、「(1) 人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該公益法人の職員等の人件費を、「(2) 一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費(賃借料、光熱水料費、租税公課等)を記入する。

なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3) その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

2 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2)(1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該公益法人から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2)(1)以外の支出」に該当すると考えられている例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該

公益法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2)(1)以外の支出」に該当しない場合もある。

＜「(2)(1)以外の支出」の具体例＞

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料／通訳料

- 3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界がわかるよう記入する。
- 4 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 5 「8. 再補助金等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1)外部に再補助金等されているものに関する支出」の割合により計算する。

(注)「農村振興対策事業推進費補助金等交付要綱の制定について」(平成12年4月1日付け12構改B第349号)から当省が作成した。

実際の補助金の執行実績、補助金等実績報告書と異なっている補助金等支出明細書（平成15年度）

平成15年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称	農村振興対策事業推進費補助金 (グリーン・ツーリズムセンター機能確立事業)	
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的	都市側の動きの支援や都市と農山漁村のつながりの強化を図るため、農山漁村情報等のデータベースの整備、都市部等での農山漁村情報提供の充実強化、教育関係者、特定非営利活動法人、関係企業等と受け入れ側とのマッチング活動等を総合的に推進するセンター機能確立する。	
(2) 具体的な内容	GT情報提供促進会議開催、ニーズ調査、情報ポータルサイト作成、情報データベース構築、農山漁村情報総合システムの整備、交流マッチング活動の推進、交流以降調査、相談窓口の整備、外国人旅行者の支援を行った。	
3. 交付先の公益法人の名称	(財)都市農山漁村交流活性化機構	
4. 交付実績額	89,372 千円(A)	
5. 補助金等における管理費		
(1) 人件費	千円	
(2) 一般管理費	千円	
(3) その他の管理費		
	内 容	金 額
		千円
	合 計	千円
	合 計	千円
6. 外部への支出		
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出		
	支出内容	支出先
		金 額
		千円
	合 計	千円(B)
(2) (1)以外の支出		
	支出内容	支出先
		金 額
	諸謝金、委員等旅費、旅費	学識経験者等
		4,151 千円
	借料損料	リース業者等、10社
		18,634 千円
	資料作成費	市場調査業者等4社
		1,952 千円
	通信運搬費	郵便、電信、宅配6社
		6,359 千円
	印刷製品費	印刷業者8社
		3,816 千円
	集計分析費	市場調査業者等4社
		26,024 千円
	ビデオ制作費	映像業者5社
		3,222 千円
	システム管理費	情報産業業者5社
		7,235 千円
	システム開発費	情報産業業者5社
		8,549 千円
	企画運営費	イベント業者3社
		384 千円
	消耗品費等	小売業者13社
		869 千円
	調査費	市場調査業者等4社
		5,544 千円
	雑役務費等	イベント業者等3社
		2,633 千円
	合 計	89,372 千円
7. その他		
	内 容	金 額
		千円
	合 計	千円
8. 再補助等の割合	0% (B/A)	

(注) 農林水産省のHPから抜粋した。

表 2-(2)-イ-(4)-①

全国農林漁業体験民宿業協会の収支決算状況

(単位:千円)

区 分	収 入		支 出	
	科 目 等	決算額	科 目 等	決算額
平成 13 年度	1 農林漁業体験民宿特定事業収入(登録手数料、標識貸出料、出版物販売等)	5,923	1 事業費	
	2 国庫補助金(体験民宿組織化推進活動事業費)	47,430	(1) 民宿登録促進事業費(登録推進・管理、PR)	2,345
	合計	53,353	(2) 標識作成事業費	3,578
			(3) 農林漁業体験民宿支援事業費	47,430
	合計	53,353	合計	53,353
14	1 登録手数料(545軒分)	5,450	1 事業費	
	2 標識料(新規登録31軒)	310	(1) 民宿登録促進事業費(登録推進・管理、PR)	801
	3 出版物販売	1,119	(2) 標識作成事業費	1,427
	4 国庫補助金(体験民宿組織化推進活動事業)	40,997	(3) 出版物発行費(体験の宿)	4,514
	合計	47,876	(4) 農林漁業体験民宿支援事業費(登録推進研修会、利用促進、資質向上、体制整備)	40,997
			2 管理費	
			その他需用費(消耗品等)	138
	合計	47,876	合計	47,876
15	1 登録手数料(501軒分)	5,010	1 事業費	
	2 標識料(新規登録50軒)	270	(1) 民宿登録促進事業費(登録推進・管理、PR)	5,142
	3 出版物販売(「田舎で体験学習」他)	3,045	(2) 標識作成事業費	42
	4 国庫補助金(体験民宿組織化推進活動事業、農林漁業宿泊施設等の整備に関する調査事業)	22,460	(3) 出版物発行費(体験民宿ガイド)	2,500
	合計	30,785	(4) 農林漁業体験民宿支援事業費(登録推進研修会、利用促進、資質向上、体制整備)	22,460
			2 管理費	
			その他需用費(消耗品等)	641
	合計	30,785	合計	30,785
16	1 登録手数料(388軒分)	3,880	1 事業費	
	2 標識料(新規登録13軒)	130	(1) 民宿登録促進事業費(登録推進・管理、PR)	577
	3 出版物販売(ガイドブック他)	432	(2) 標識作成事業費	1,365
	4 国庫補助金(農林漁業体験民宿組織化推進事業、農林漁業宿泊施設等整備調査事業費)	22,264	(3) 出版物発行費(ガイドブック他)	2,500
	合計	26,706	(4) 農林漁業体験民宿支援事業費(登録推進研修会、体験民宿に関する各種調査等)	22,264
			合計	26,706

(注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

2 下線は当省が付した。

表 2-(2)-イ-(4)-②

農林漁業体験民宿の登録者数の推移

年度	平成 7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
登録軒数	556	749	862	751	728	691	585	536	505	415
(指数)	(64.5)	(86.9)	(100)	(87.1)	(84.5)	(80.2)	(67.9)	(62.2)	(58.6)	(48.1)

(注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

2 指数は、平成9年度の登録軒数を100とした。

表 2-(2)-イ-(1)-③

農林漁業体験民宿の更新登録状況

(単位：軒数、%)

区 分	更新対象軒数(a)		更新率(b/a)	新規登録軒数
		うち更新軒数(b)		
平成 13 年度	428	312	72.4	14
14	158	113	71.5	37
15	104	52	50.0	27
16	288	185	64.2	13
(4年間平均)	(244.5)	(165.5)	(67.6)	(22.8)

(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

表 2-(2)-イ-(1)-④ 体験民宿の登録制度に対する意見概要

区 分	メリット		
	有り	無し	分からない
登録体験民宿 (25 軒)	14	10	1
登録未更新民宿 (18 軒)	0	18	0
未登録体験民宿 (25 軒)	0	16	9
計 (68 軒)	14	44	10

区 分		メリット無し
登録体験民宿 (25 軒)		10
内 容 別	①登録しても直接的な集客効果がない	7
	②登録しても他の民宿との差別化が図られない	2
	③活性化機構の情報誌より一般の旅行雑誌等の宣伝効果が高い	4
	④都道府県や市町村等の広報誌やホームページでの紹介で十分	0
	⑤その他	2
登録未更新民宿 (18 軒)		18
内 容 別	①登録しても直接的な集客効果がない	9
	②登録しても他の民宿との差別化が図られない	1
	③活性化機構の情報誌より一般の旅行雑誌等の宣伝効果が高い	2
	④都道府県や市町村等の広報誌やホームページでの紹介で十分	5
	⑤その他	3
未登録体験民宿 (25 軒)		16
内 容 別	①登録しても直接的な集客効果がない	2
	②登録しても他の民宿との差別化が図られない	0
	③活性化機構の情報誌より一般の旅行雑誌等の宣伝効果が高い	7
	④都道府県や市町村等の広報誌やホームページでの紹介で十分	2
	⑤その他	5
計 (68 軒)		44
内 容 別	①登録しても直接的な集客効果がない	18
	②登録しても他の民宿との差別化が図られない	3
	③活性化機構の情報誌より一般の旅行雑誌等の宣伝効果が高い	13
	④都道府県や市町村等の広報誌やホームページでの紹介で十分	7
	⑤その他	10

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、表-(2)-イ-(ウ)-⑤、⑥、⑦のうち、体験民宿の登録制度について、メリット無しを内容別に類型化して整理したものである。

表2-(2)-イ-(1)-⑤

登録制度に対する意見(登録体験民宿)

体験民宿	登録年数	メリット		内 容
		有り	無し	
a 1	8年		①③	機構のガイドブック等を見て訪れた客は開業以来3～4名であり、集客面でのメリットがない。 旅行雑誌の保存版に年1回掲載。広告費用は16万円。来客者の約7割は当該雑誌を見ており、最も効果的な広報である。
a 2	4年	○		県外利用者のうち、全国協会のガイドブックやHPを見たとする客が1割程度あり、営業上のメリットがある。
a 3	7年	○		機関誌が送付されてくるほか、機構のHPでの紹介や、イベントを取り上げてもらえるなど、大変役立っている。なお、当民宿でも独自にHPを作成しており、9割がそれを見ての予約であり、HPの効果は大きい。
a 4	6年	○		機構が発行している本等から情報を入手し、照会してくる人もあり、登録メリットがある。
a 5	7年		⑤	あまりメリットを感じていないが、関係機関の勧めもあり登録を継続している。
a 6	6年	○		独自のインターネットもなく、自主的な宣伝活動をほとんど行っていないため、機構のHPで紹介してもらえるのは助かる。また、旅行雑誌や町の観光協会のHPにも掲載。
a 7	7年	○		全国の体験民宿の活動状況を把握できる上、機構(「全国協会」という公的な機関)の行う制度に登録されている体験民宿として、利用者の信頼性が高まるのがメリット。旅行雑誌や市販のガイドブックに掲載(掲載は無料)されているほか、独自のHPや町の観光協会のHPにも掲載。利用者増につながるのは、独自のHPや雑誌やテレビの取材の効果が大きい。
a 8	4年	○		ガイドブック等、情報提供を受けられるのがメリット。
a 9	9年	○		民宿を営業していく上で自然体験メニューは必要であり、機構の情報誌「ふるさと広場」等情報提供が参考になる。
a 10	5年	○		登録後に、問い合わせが増加したので、宣伝効果がメリット。
a 11	5年		①②	新たな客は増えておらず、これまでの実績では、何ら登録のメリットはない。なお、例えば、登録体験民宿については、一般に必要な許認可が免除される等、登録による法的な優位性がほしい。
a 12	9年	○		農林水産省から認められていることを表示する標識を掲示できるというメリットはあるが、登録による宿泊客の増加はなく、目に見える効果がない。 機構の宣伝資料(「田舎で休日」「体験の宿」)は、すべて全国版で作成されているが、地域版も作成して、もっと宣伝効果が上がるようにしてほしい。
a 13	9年		①③	県の働きかけにより、周辺の民宿と協議して登録を決定したものであるが、機構の情報を見たお客はほとんど見られずメリットは感じない。県の観光ガイドや民宿協会、観光協会等HPなどで紹介されているほか、独自のHPを開設したところ、以降メールによる予約が7～8割を占めるようになり、効果を上げている。これ以外には旅行情報誌等の情報誌にも掲載
a 14	7年	○		機構の情報提供を受けられることがメリット。また、独自のHPも開設し、旅行者が運営している宿泊予約システムにも加盟しているが、毎年数件ある新聞やテレビの取材の宣伝効果が高い。
a 15	5年		①③	「a a 町体験民宿組合」を結成した際、町から全国に向けてのPR、情報発信を目的として登録の働きかけがあったため登録したが、登録制度を通じて問い合わせがあった宿泊客は皆無であり、機構から提供される資料も役立っていない。
a 16	9年		⑤	現状ではメリットはないが、将来は本格的な農作業体験など真のグリーン・ツーリズムを展開したいと考えており、今後も登録は継続したい。
a 17	7年		①③	旅行者の働きかけ等があったため、仕方なく登録を行ったが、機構や旅行者から利用者の紹介や、機構のHPを見た人からの問い合わせが過去に1件あったのみであり、特に登録のメリットを感じていない。

				当民宿では、独自にHPを開設し、空室情報を掲載するとともに、旅行業者と提携も実施
a 18	0年	—	—	登録して間もないため、よく分からない。当施設は、独自にHPを開設し、インターネットを活用した予約システムも導入済み。
a 19	8年7ヶ月		①	全国協会による客のあっせんを期待して登録したが、登録を契機としての申込客は皆無である。また、全国協会からの支援はガイドブック、研修等の案内の送付のみである。
a 20	6年	○		当施設の設置主体の a b 町は、登録手数料3万円（3年間）で機構のホームページやガイドブックに掲載され、全国的な広報によるメリットはある。
a 21	8年11ヶ月	○		広報宣伝がメリットと思うが、利用者の大半が観光目的であり、体験目的の利用者は極めて少数
a 22	9年		②	登録の有無による民宿経営上の差異はなく、登録自体のメリットはない。
a 23	8年	○		全国に情報発信できることや、他の民宿とのつながりができ、情報が得られるメリットがある。
a 24	7年	○		機構のガイドブック、HPへの掲載、インストラクター講習会等の情報がメリットと考えているが、体験宿泊者はなかなか集まらない。
a 25	9年		①	機構の情報（他の民宿の取り組み）には興味はあるが、機構のPRは集客にはつながっていない。
計(25軒)		14	10	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 メリット欄の○付き数字は、前表の理由類型の番号を示す（以下同じ）。

表2-(2)-イ-(1)-⑥ 登録制度に対する意見（登録未更新民宿）

体験民宿	登録年数	メリット		理由等
		有り	無し	
b 1	9年2か月		①② ③	機構のガイドブックを見た来客者はほとんどなく、また、情報誌も地域に住む者にとっては役立つものがなく、これら冊子や情報はほとんど価値がないし、登録による他の民宿との差別化もない。 旅行雑誌の保存版に年1回掲載。広告費用は16万円。来客者の約8割は当該雑誌を見ており、最も効果的な広報である。
b 2	2年		①	当初の見込みほど、客層の広がり、客数の増加等に結び付かなかったため、登録自体への関心がなくなり、改めて更新を行っていない。
b 3	不明（12年度まで登録）		⑤	グリーン・ツーリズムのブームに乗って、登録してみたが、登録しても具体的なメリットはなく、登録制度は意味が乏しい。
b 4	6年		④	農業等体験（アスパラガス収穫）は、「ba町農業大学校」で紹介されているほか、観光協会でも紹介。制度が改善されれば登録したい。
b 5	6年		①	登録時には、誘客に役立つと考えたが、実際にはメリットがなかったため、更新を行わなかった。
b 6	6年		①	体験利用客はほとんど固定客で、新規の利用者はなく、登録によるメリットがなかったため、登録を更新していない。
b 7	6年		④	独自のHPを持たないが、民宿協会や観光民宿組合、県や市の観光協会のHPに掲載されており、それで十分。機構の情報を得て来る客がほとんどおらず、メリットがなく、現状では魅力がない。
b 8	7年		④	手数料等に比して登録の直接的なメリットがないため、更新を行わなかった。 PRは、市のHPや広報用パンフレット、利用者の「ロコミ」に頼っているが、現在、インターネットによる直接予約も視野に入れ、現在、独自のHPの開設も検討している。
b 9	9年		④	登録のメリットがよく分からず、当面登録は考えていない。 PRは、市のHPや観光協会等のパンフレット等への掲載の他、手作りの資料を作成し、業界紙へ持ち込み掲載等を依頼
b 10	3年		①	登録前、登録中、登録をやめた後を通じて、客数や客筋に変化はなく、

				登録料等に見合うメリットを感じないので、今後再登録も考えていない。 なお、集客活動等については、観光協会に一任している。
b 11	約5年		⑤	町のPRになるとの理由で、一方的に勧められ、登録手続きや初回登録料負担等も一切町任せで登録したがメリットが全くなく、町からの登録料の援助もなくなり登録を更新していない。
b 12	6年		④	登録していた6年間で、一度も登録のメリットを感じたことはなかった。当民宿でも独自のHPを開設しており、インターネットを活用した予約システムも導入済み。旅行者者と提携も実施
b 13	6年		①	全国協会の広報による集客によって地域を活性化したいと思い登録したが、登録が利用の契機となった客及び体験を目的とした客は皆無であった。
b 14	3年		③	機構の情報は特に役立つ情報ではない
b 15	10年		①	東京、大阪方面の学校や会社の合宿等の利用でリピーターが大半であり、登録していた10年間に新規利用者がほとんどなく、集客に結び付かず登録料が負担となったため、更新していない。
b 16	3年		①	登録しても利用者増に結び付かなかった。
b 17	6年		⑤	登録料に見合うメリットがあるか疑問を持ったため更新していない。
b 18	不明		①	機構のガイドブック等によるPRが実際の集客に結び付いておらず、登録メリットがない。
計(18軒)		0	18	

(注) 当省の調査結果による。

表2-(2)-イ-(4)-⑦ 体験民宿の登録制度に対する意見(未登録体験民宿)

体験民宿	メリット		内 容
	有り	無し	
c 1		③	現在は機構の冊子より安価で宣伝効果の大きい旅行雑誌やインターネットでのPR方法などがあり、登録によるPR効果がない
c 2		③	日本ユースホステル協会等にも登録しており、機構に登録するメリットが感じられない。客は当該協会での広報や自作のHPにより情報を得ている。
c 3		⑤	登録しなくても、機構が発行する季刊誌に本施設の紹介記事が掲載された(「ビレッジ」2001年夏号)例があるなど、登録の意味がますます不明であるため、今後も登録の予定はない。
c 4		④	体験民宿については、登録の有無に関係なく、c a町GT協議会においてパンフレットを作成したり、町のHP等で広報してくれるため、機構への登録は今後も考えていない。
c 5		③	雑誌やインターネットなどで広く取り上げてもらっており、PRは十分。利用者の多くがリピータという現状から口コミが最も効果的と感じており、登録料3万円に見合うメリットがない。
c 6		③	雑誌やインターネットなどに広く取り上げてもらっており、PRは十分。利用者の多くがリピータという現状から口コミが最も効果的と感じており、登録料に見合うメリットがない。
c 7		③	旅行雑誌、市販のガイドブック、町や観光協会のパンフレット、数種類のオリジナルパンフレットへ掲載されている。さらに、観光協会、旅館業協同組合等数種類のHPへ掲載しているほか、宿泊予約システム付きの独自HPも開設(業者委託により、平成10年頃開設。初期費用は60万円、月維持費1万円)している。
c 8	—	—	独自でHPを開設しているほか、観光協会でも紹介。利用者の紹介・斡旋に結び付くのであれば、登録を検討する余地がある。
c 9	—	—	登録制度を承知していない。
c 10	—	—	登録制度を承知していない。
c 11	—	—	登録制度を承知していない。
c 12	—	—	登録制度を承知していない。
c 13		⑤	民宿専業でもなく全国から集客できるような施設ではなく、固定客もいたため、登録の必要性がない。 集客活動等については、観光協会に一任している。

c 14	—	—	登録制度を承知していない。
c 15	—	—	登録制度を承知していない。当施設は、独自にHPを開設し、インターネットを活用した予約システムも導入済み。また、加入しているc b組合でHPを開設し、地曳網体験についても詳細にPRを実施。旅行業者と提携も実施
c 16		①	最近インターネットのホームページや観光マップ等の情報が多く、お金を払って登録しても特段の集客が見込めそうにない。都市農村交流は民宿だけでなく、行政や団体等の連携・協力によって進められるべきものであり、広報のみでは登録のメリットはない。
c 17		⑤	あくまでも酪農業を本業とするため、登録するメリットはない。
c 18		④	①広報については、自らホームページを作成し、市のホームページとリンクを張っていること、②地域の農林漁業関係者との交際を通じ、各種情報の収集及び提供を受けていること、③c 県のB&B協会(NPO法人)に登録するなどして連携を図っている等から、登録の必要性はない。
c 19	—	—	登録メリットが不明であるなど、登録制度の仕組みがよく分からない。
c 20		③	大々的に宣伝し利用客を確保しようという気持ちはなく、今後も登録する予定はない。なお、機構の冊子等は、個々の体験民宿の経営方針が分かりにくく、内容的に不十分である。
c 21		③	旅館業法の許可を得ておらず、農業に支障のない範囲で開業しているため、登録の必要性がない。 ロコミやマスコミ(旅行雑誌等)の取材によるPR効果が高い。
c 22		⑤	登録しなくても体験民宿を開業・運営できるため、登録の必要性がない。当該団体のHPを活用して会員であれば、メールによる宿泊予約が可能である。
c 23		⑤	HPを開設しているほか、多忙なこともあり、民宿利用者の農作業体験の提供までフォローできず、体験民宿としての登録の必要性を感じない。
c 24	—	—	制度の内容を知り関心があるので、今後、登録を検討したい。独自のHPを開設し、町のHPにも体験民宿情報として掲載している。
c 25		①	機構が実施しているPR活動だけでは集客が期待できない。
計(25軒)	0	16	

(注) 当省の調査結果による。

表2-(2)-イ-(4)-⑧ 活性化機構が全国協会として実施している体験民宿等に対する指導状況等

<p>【適正営業規程による体験民宿の遵守実態の把握・指導状況】</p> <p>活性化機構では、農林漁業体験民宿業者登録規程第8条に基づき、平成14年5月、登録農林漁業体験民宿に関する調査取扱要領を策定し、同要領に基づき、登録体験民宿を対象に、適正営業規程の遵守実態を把握・指導しているとしているが、14年度実績が全国でわずか3か所、また、15年度には数件程度実施したとしているものの、調査・指導項目を定めた様式記録等が残されておらず、その実績が不明。全国農林漁業体験民宿業協会事業実施報告書では、両年度とも重大な違背事項等はみられなかったと報告されており、制度発足以来、遵守規程違反等による登録の取消は皆無となっているなど、適正営業規程の遵守状況を担保する措置が整備されていない。</p> <p>【農林漁業体験民宿開業相談センターにおける相談実績】</p> <p>活性化機構では、農林漁業体験民宿を新規に開業しようとする希望者の利便を図るため、農林漁業体験民宿開業相談センターを平成14年度に開設しているが、相談実績は、年間20件から30件で推移しているとしているが、根拠となる資料(相談記録)は、ほとんど保存されておらず、平成14年度の相談件数35件のうち農林漁家からの相談はわずか5件のみとなっている。</p> <p>なお、平成15年度の相談記録は全く残されていないが、農林水産省に対しては、平成14年度の相談件数を25件、15年度が30件と報告している。</p>
--

(注) 当省の調査結果による。

ウ 民間団体に対する委託事業

勸告	説明図表番号
<p>水産基本法（平成 13 年法律第 89 号）第 31 条において、「国は、国民の水産業及び漁村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりある生活に資するため、都市と漁村との間の交流の促進、遊漁船業の適正化その他必要な施策を講ずるものとする。」とされている。</p> <p>このため、農林水産省は、平成 14 年度から都市漁村交流に関する情報の蓄積、普及啓発等、都市漁村交流の促進を図ることを目的として都市漁村交流を推進するための事業を財団法人漁港漁場漁村技術研究所（以下「漁村研」という。）及び社団法人フィッシャリーナ協会（以下「協会」という。）に委託して実施している。ただし、協会は平成 15 年度のみ実施している。</p> <p>これらの委託先である、漁村研は、昭和 57 年 9 月に農林水産大臣の許可により設立された公益法人であり、漁港施設の建設並びに漁場及び漁村環境の整備に係る科学技術に関する調査、研究、開発及びこれら成果の普及啓発を行っている（平成 16 年 4 月 1 日現在常勤役員 3 名、職員 26 名。平成 16 年度収入予算額 14 億 4,658 万 2,000 円）。</p> <p>また、協会は、平成 5 年 8 月に農林水産大臣の許可により設立された公益法人であり、漁港及び漁港周辺海域での漁業と海洋性レクリエーション活動との共存を目指した総合施設の整備、利用及び運営に関する調査研究・啓発普及活動等を行っている（平成 16 年 4 月 1 日現在常勤役員 1 名、職員 5 名。平成 16 年度収入予算額 1 億 1,680 万 6,000 円）。</p> <p>漁村研及び協会における各年度の委託事業の内容については、平成 14 年度が都市漁村交流対策委託事業実施要領、15 年度が都市漁村交流促進委託事業実施要領（以下、これらを総称して「実施要領」という。）で定められている。このうち、漁村研に対しては、①都市漁村交流促進検討委員会の設置、同委員会による都市漁村交流に関するガイドラインの取りまとめ等、②漁村の基礎情報及び交流関係情報の収集・整理とデータベース化、③都市漁村交流関係情報の提供等、④モデル地区における実践活動を委託している。</p> <p>また、協会に対しては平成 15 年度に、マリンスポーツを活用した都市漁村交流（体験学習）実践マニュアルの作成を委託している。</p> <p>今回、上記事業の実施状況等について調査した結果は、次のとおりである。</p>	<p>表 2-(2)-ウ-①</p>
<p>(ア) 行政改革大綱（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定）では、「官民の役割分担の徹底、役員報酬の適正化の観点から、公益法人に対する補助金等において役員報酬に係る助成は行わないこととする。」とされており、さらに、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）においても、「役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、公益法人に対する補助金等による助成は、特段の理由のあるものを除き、一律に廃止するとともに、今後これを行わないこととする。」及び同改革の実施に向けて「本計画は、今後各府省が責任をもって実施することとなる。」とされている。</p>	<p>表 2-(2)-ウ-②</p> <p>表 2-(2)-ウ-③</p>

しかし、今回、漁村研及び協会の受託費の支出内容を調査した結果、次のような状況がみられた。

- ① 漁村研では、平成 14 年度に受託した都市漁村交流対策委託事業費及び 15 年度に受託した都市漁村交流促進委託事業費から、役員報酬として 888 万 7,000 円（平成 14 年度 655 万円、15 年度 233 万 7,000 円）が支出されている。
- ② 協会では、平成 15 年度に受託した都市漁村交流促進委託事業費から役員報酬として 95 万 3,000 円が支出されている。

表 2-(2)-ウ-④

- (イ) 農林水産省と漁村研及び協会が実施要領に基づき締結した委託契約書では、受託者は委託事業が終了したときは、委託事業の成果を記載した実績報告書の提出が義務付けられている。

表 2-(2)-ウ-⑤、⑥

また、農林水産省は、受託者から実績報告書の提出を受けたときは、委託契約の適合検査を行った上で、委託費の額の確定を行うこととされている。なお、委託費の額の確定は、事業に要した経費の支出額と委託限度額のいずれか低い額とされている。

図 2-(2)-ウ-①

しかし、今回、漁村研及び協会の受託費の支出内容を調査した結果、次のような状況がみられた。

農林水産省は、漁村研及び協会の委託費の額の確定について、委託費支出明細書により当該委託事業の支出内容を報告することを義務付けているが、当該委託費支出明細書の記載内容及び主な支出先の確認にとどまっており、支出内訳、契約の方法等の確認など厳格な検査を行っていない状況がみられた。

このため、①実施要領に規定されていない他の目的に支出されているもの（漁村研平成 15 年度 7 万 540 円）、②受託業務の一部を外部発注するに当たって見積合わせなど競争原理を導入することにより、更に減額の余地のあるもの（漁村研 8 契約（2,897 万 6,000 円）、協会 1 契約（376 万円））がみられた。

表 2-(2)-ウ-⑦

表 2-(2)-ウ-⑧

したがって、農林水産省は、公益法人に対する委託費の支出の適正化の観点から、都市漁村交流を推進するための事業を公益法人に委託して実施するに当たって、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 閣議決定に従って、委託費の適正な執行を確保するため、漁村研及び協会に対し早急に厳格かつ適正な措置を講ずること。
- ② 委託費の効率的な執行を図るため、受託者から事業費の使途その他必要な事項について厳正な報告を求めるとともに、委託費の額の確定を行うに当たっては実績報告書の支出内容について厳格な検査を行うこと。

表2-2-ウ-①

平成15年度都市漁村交流促進委託事業実施要領

(事業の目的)

- 第1 水産基本法が制定され、水産業の健全な発展の基盤としての漁村の役割が明確化されるとともに、都市と漁村の交流（第31条）が新たに規定されたところである。都市漁村交流は、国民の水産業及び漁村に対する理解と関心を深め、健康的でゆとりのある国民生活に資するとともに、就業機会の増大等による経済的効果を通じた漁村の活性化や水産業の健全な発展に大きく貢献するものである。
このため、都市漁村交流の円滑な促進を図るために必要な調査、検討を実施する。

(事業の実施主体)

- 第2 この事業は、水産庁長官が第3事業内容の1から4については、財団法人漁港漁村建設技術研究所、5については社団法人フィッシャリーナ協会（以下「受託者」という。）に委託して実施する。

(事業の内容)

- 第3 この事業の内容は次のとおりとする。
- 1 都市漁村交流促進検討委員会の設置
有識者及び専門家をメンバーとする「都市漁村交流促進検討委員会」を設置する。この検討委員会において、都市漁村交流を実施するにあたっての留意点等を整理したガイドラインの取りまとめを行うとともに、以下で取組む各活動（交流情報調査、普及啓発活動、交流実践活動）に対する助言等を行う。
 - 2 交流情報調査
漁村の基礎情報及び交流関係情報の収集・整理を行う。
 - 3 普及啓発事業
都市漁村交流をテーマとしたメインシンポジウム及び各地域においてミニシンポジウムを開催し、都市漁村交流の意義、役割に関する普及・啓発活動を行うとともに、ホームページの充実・運営を行う。
 - 4 交流活動実践事業
都市漁村交流を推進するモデル地区を選定し、モデル地区において都市漁村交流活動の実践活動を行う。
 - 5 交流実践マニュアル(マリンスポーツ版) 作成事業
マリンスポーツを活用しての都市漁村交流を実践するにあたっての留意点等を整理し、実践手法を標準化した実践マニュアルを作成する。また、都市漁村交流ガイドライン(暫定版)との比較検討を実施し、その結果を都市漁村交流ガイドラインに反映させる。

(事業の運営)

- 第4 受託者は、水産庁と密接な連携をとりつつ事業を実施するものとする。

(事業の報告)

- 第5 本事業の終了後速やかに事業の成果を取りまとめ、報告書を水産庁長官に提出するものとする。

(指導及び監督)

- 第6 水産庁長官は、この事業の実施について必要な指導及び監督を行うものとする。

(注) 農林水産省の提出資料に基づき当省が作成した。

表 2-(2)-ウ-② 行政改革大綱（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定）（抜粋）

5 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革

(1) 委託等、推薦等に係る事務・事業の見直し

国から公益法人が委託等、推薦等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業については、官民の役割分担及び規制改革の観点から厳しく見直した上で、今後とも国の関与が必要とされるものについては、国自らが行い又は独立行政法人に行わせることとし、独立行政法人への事務移管その他所要の措置を講ずる。これ以外のものについては、当該事務・事業に対する国の関与は廃止するなどの措置を講ずる。

(2) 財政負担の縮減・合理化

ア 基本的考え方

国からの公益法人への補助金・委託費等（以下、「補助金等」）については、上記(1)の業務の見直しの内容も踏まえつつ、官民の役割分担の観点、限られた財政資金の効率的使用の観点、及び行政の説明責任の確保と透明性の向上の観点から厳しく見直し、その縮減・合理化を進めることとする。

イ 公益法人に対する補助金等の支出の適正化

公益法人に対する補助金等の支出の適正化については、委託等、推薦等に係る事務・事業の見直しと併せて検討を進めることとし、独立行政法人への事務移管その他必要な措置を以下のように講ずる。

(7) 国が公益法人に対して交付する補助金等で、当該法人が更に他の公益法人やその他の法人等の第三者に分配・交付するものについては、当該補助金等を整理・統合した上で、国自ら又は独立行政法人が分配・交付することとする。

(4) 国からの補助金等により公益法人が行う事務・事業であって、当該法人の総収入に対し、その補助金等が大部分を占める場合は、その必要性等について厳しく精査を行い、当該事務・事業を整理・統合した上で国自らが行い又は独立行政法人に行わせることとし、これを適用することが困難な公益法人については別途検討する。

(9) 官民の役割分担の徹底、役員報酬の適正化の観点から、公益法人に対する補助金等において役員報酬に係る助成は行わないこととする。

(3) 措置期限・経過措置等

i) 上記(1)、(2)の改革は、平成 13 年度末を目途に実施計画を策定した上で、平成 17 年度末までのできる限り早い時期に実行することとする。

ii) なお、それまでの間は、「『公益法人の設立許可及び指導監督基準』及び『公益法人に対する検査等の委託等に関する基準』について」（平成 8 年 9 月 20 日閣議決定）の規定の徹底を図る。

iii) 経営情報の公開については、上記閣議決定に加え、国からの委託等、推薦等又は補助金等に係る事業内容等の公開や外部からの業績評価を進めるとともに、指定法人の情報公開の在り方の検討及び公益法人会計基準の改善策の検討を行う。

iv) また、役員報酬等の在り方について、特殊法人等における検討を踏まえ、所要の措置を検討する。

(注) 下線は当省が付した。

表2-(2)-ウ-③ 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日閣議決定）（抜粋）

3. 役員報酬に対する助成

(1) 基本的考え方

公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、公益法人に対する補助金等による助成は、特段の理由のあるものを除き、一律に廃止するとともに、今後これを行わないこととする。

(注) 下線は当省で附した。

表 2-(2)-ウ-④ 受託費から役員報酬が支払われているもの

(単位：千円)

法人名	年 度	支払金額	事例の内容
漁村研	平成 14	6,550	都市漁村交流対策委託事業の受託費の直接人件費から、役員報酬 2,986 千円（理事長 1,015 千円、専務理事 1,971 千円）及び諸経費から役員報酬 3,564 千円が支払われている。
	平成 15	2,337	都市漁村交流促進委託事業の受託費の直接人件費から、役員（理事長）報酬 250 千円及び諸経費から役員報酬 2,087 千円が支払われている。
小 計		8,887	—
協 会	平成 15	953	都市漁村交流促進委託事業費の受託費の直接人件費から、119 千円及び諸経費から役員報酬 834 千円が理事長の役員報酬として支払われている。
小 計		953	—
合 計		9,840	—

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-ウ-⑤ 農林水産省と財団法人漁港漁場漁村技術研究所の委託契約書（抜粋）

委 託 契 約 書

支出負担行為担当官水産庁長官（以下「甲」という。）と財団法人漁港漁村建設技術研究所（以下「乙」という。）は平成 15 年度都市漁村交流促進委託事業（以下「委託事業」という。）の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

第 1 条～第 5 条 （略）

（実績報告）

第 6 条 乙は、委託事業が終了したとき（委託事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、委託事業の成果を記載した委託事業実績報告書正副 2 部を甲に提出するものとする。

（検査）

第 7 条 甲は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、遅延なく当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうか検査を行うものとする。

（委託費の額の確定）

第 8 条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託事業が契約の内容に適合すると認めるときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第 3 条第 1 項に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

第 9 条～第 15 条 （略）

（物品管理）

第 16 条 乙は、委託費により購入した物品を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 委託事業終了後、前項に規定する物品のうち返還を要する物品を甲が指定したときは、乙は、甲の指示により当該物品を返還するものとする。

（著作権）

第 17 条 乙が、この委託事業により取得した著作権は、甲が継承するものとする。

以下（略）

- (注) 1 農林水産省の提出資料に基づき当省が作成した。
2 表中の「財団法人漁港漁村建設技術研究所」は、平成 15 年 8 月に現在の財団法人漁港漁場漁村技術研究所に改称している。
3 下線は当省が付した。

表2-(2)-ウ-⑥ 農林水産省と社団法人フィッシャリーナ協会協会の委託契約書（抜粋）

委 託 契 約 書

支出負担行為担当官水産庁長官（以下「甲」という。）と社団法人フィッシャリーナ協会会長 植村正治（以下「乙」という。）は平成15年度都市漁村交流促進委託事業（以下「委託事業」という。）の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

第1条～第5条（略）

（実績報告）

第6条 乙は、委託事業が終了したとき（委託事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、委託事業の成果を記載した委託事業実績報告書正副2部を甲に提出するものとする。

（検査）

第7条 甲は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、遅延なく当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうか検査を行うものとする。

（委託費の額の確定）

第8条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託事業が契約の内容に適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第3条第1項に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

第9条～第15条（略）

（物品管理）

第16条 乙は、委託費により購入した物品を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 委託事業終了後、前項に規定する物品のうち返還を要する物品を甲が指定したときは、乙は、甲の指示により当該物品を返還するものとする。

（著作権）

第17条 乙が、この委託事業により取得した著作権は、甲が継承するものとする。

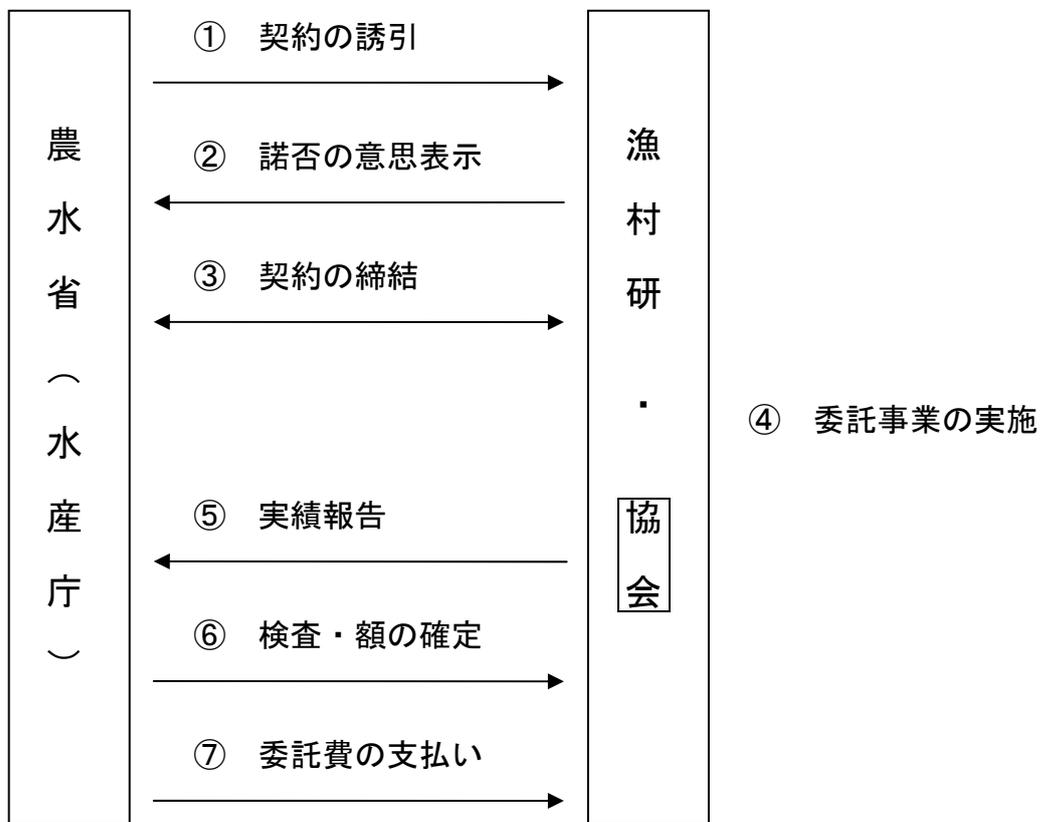
以下（略）

(注) 1 農林水産省の提出資料に基づき当省が作成した。

2 下線は当省が付した。

図 2-(2)-ウ-①

委託事業の流れ



(注) 農林水産省の提出資料に基づき当省が作成した。

表 2-(2)-ウ-⑦ 実施要領に規定されていない他の目的に支出しているもの（財団法人漁港漁場漁村技術研究所）

(単位:円)

年 度	支出名目	相手先	金 額	事例の内容
平成 15 年度	旅費	漁村研主任研究員	70,540	委託業務以外の業務である漁村研が A f 町から受託している業務で、当該町へ出張した際の旅費を委託事業費から支出したもの。

(注) 当省の調査結果による。

表2-(2)-ウ-⑧ 減額の余地が見られる外部発注

(単位：千円)

法人名	年 度	外部発注金額	事例の内容	
漁村研	平成 14	3,000	委託事業の交流情報調査の実施に当たり、外部発注先であるU ₁ のみから見積書を徴し、他社の見積額と比較検討することなく、都市住民を対象とした都市漁村交流に関するアンケート調査を、U ₁ に見積額(3,000千円)どおり外部に発注している。	
		6,509	委託事業の交流情報調査、普及啓発事業、交流情報実践事業及び現地調査の実施に当たり、外部発注先であるU ₂ のみから見積書を徴し、他社の見積額と比較検討することなく、データベース作成業務(1,680千円)、シンポジウム開催補助作業(49千円)、アンケート調査業務(1,630千円)及び現地調査随行(3,150千円)を、U ₂ に見積額(6,509千円)どおりに外部発注している。	
		5,985	委託事業の普及啓発事業の実施に当たり、外部発注先であるU ₃ のみから見積書を徴し、他社の見積額と比較検討することなく、ホームページ作成業務(2,235千円)、ホームページプレゼン資料作成等(75千円)及びシンポジウム開催補助作業(3,675千円)を、U ₃ に見積額(5,985千円)どおりに外部発注している。	
		130	Q県g市g ₁ 漁港で開催された「g ₁ 漁港ふれあい親子デイキャンプ」の現地取材及び行事概要の作成を原稿執筆料、旅費等について見積合わせ等を行うことなく、主催者であるU ₄ に依頼したもの。	
	平成 15	6,102	委託事業の交流情報調査、普及啓発事業、交流活動実践事業及び現地調査の外部発注先であるU ₂ のみから見積書を徴し、他社の見積額と比較検討することなく、データベース作成業務(2,000千円)、シンポジウム開催補助作業(102千円)、モデル実践事業開催補助(1,000千円)及び現地調査随行(3,000千円)を、U ₂ に見積額(6,102千円)どおりに外部発注している。	
		5,000	委託事業の普及啓発事業の実施に当たり、外部発注先であるU ₃ のみから見積書を徴し、他社の見積額と比較検討することなく、ホームページ作成業務(2,060千円)及びシンポジウム開催補助作業(2,940千円)を、U ₃ に見積額(5,000千円)どおりに外部発注している。	
		250	Q県g市g ₁ 漁港で開催された「g ₁ 漁港ふれあい親子デイキャンプ」の現地取材及び行事概要の作成を原稿執筆料、旅費等について見積合わせ等を行うことなく、主催者であるU ₄ に依頼したもの。	
		2,000	農林水産省消費者の部屋に展示するジオラマを、複数者から見積書を徴することなく、作成したもの。	
	小 計		28,976	—
	協 会	平成 15	3,760	委託事業の「マリンスポーツを活用した都市漁村交流(体験学習)実践事業」の実施に当たり、外部発注先である会員企業のみから見積書を徴し、他社の見積額と比較検討することなく、同事業を当該会員に見積額(3,760千円)で外部発注している。 なお、契約金額、業務内容等は協会と派遣先企業との交渉によっている。
小 計		3,760	—	
合 計		32,736	—	

(注) 当省の調査結果による。